

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第四期）
	中期目標期間	令和元～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣（法人全般に関する評価） 産業基盤整備業務については財務大臣と共同して担当		
法人所管部局	中小企業庁	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
主務大臣	財務大臣（産業基盤整備業務に関する評価） 経済産業大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		A	B	A		—
評価に至った理由	<p>「独立行政法人評価の基本方針（平成27年3月経済産業省）」に従い、総合評価を算定した。</p> <p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 事業承継・引継ぎ：「A」</p> <p>2. 生産性向上：「A」</p> <p>3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援：「B」</p> <p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化：「A」</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する事項：「B」</p> <p>III. 財務内容の改善に関する事項：「A」</p> <p>IV. その他業務運営に関する重要事項：「B」</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
事業承継・引継ぎ	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○ 重		1-1	
生産性向上	<u>A</u> ○	<u>C</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		1-2	
新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○		1-3	
経営環境の変化への対応の円滑化	S	A	S	A		1-4	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化	B	B	A	B		2-1	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	B	B	B	A		3-1	
IV. その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B		4-1	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書NO.」欄には、●年度の項目別評価調書の項目別調書NO. を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	事業承継・事業引継ぎの促進		
業務に関連する政策・施策	全国の事業承継・引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、5号、23号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】現状を放置し、中小企業・小規模事業者の廃業が増加すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われているなか、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げており、事業承継・事業引継ぎを促進していくことは重要である。</p> <p>【優先度：高】中小企業・小規模事業者の廃業が増加すると、日本経済に多大な影響を及ぼしかねないことから、事業承継・事業引継ぎの促進は最優先で取り組むべき課題である。</p> <p>【難易度：高】事業承継・事業引継ぎが進んでいない要因としては、後継者の不足、経営者の認識不足、小規模な事業引継ぎ案件を担う専門家の不在、金融機関から事業引継ぎ支援センターへのつなぎや広域の事業引継ぎ案件の対応が不十分といった多種多様な課題が挙げられる。これらの複合的な課題の解決に向けて、事業承継・事業引継ぎニーズの一層の掘り起こしや早期・計画的な取組の促し、さらには、専門家の育成、事業引継ぎ支援センターへの送客、広域の事業引継ぎ案件の増加に向けた取組など、幅広い対応が求められることから、達成の難易度は高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0378

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事業引継ぎにおける広域の成約件数 【基幹目標】	2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100		215件	261件	320件	342件			予算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照

	件以上 令和3年度2 60件以上														
機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数	10,000 者以上		17,443 件	17,327 件	21,649 者	24,327 者				決算額(千円)	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	
										経常費用(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	
										経常利益(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	
										行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照	
										従事人員数	715人の 内数	727人の 内数	731人の 内数	749人の 内数	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が増すと、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組</p>	<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が増すと、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とし</p>		<p><主な定量的指標></p> <p>【指標1-1】</p> <p>・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】([参考]2017年度実績:100件)</p> <p>【指標1-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。([参考]2015~2017</p>	<p>業務実績</p>	<p>自己評価</p> <p>評価: A</p> <p>根拠:</p> <p>中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標2項目において全項目で達成率120%以上の実績を達成。また、機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数において、直近過去2年実績平均との比較において120%を達成。</p> <p>中小企業・小規模事業者の喫緊の課題である事業承継に対応するため、事業者の身近に存在する地域の中小企業支援機関の事業承継支援能力の向上及び支援を実施するための仕組みの構築のための相談・助言、講習会を実施してきたところ。令和4年度は、他事業で培った支援機関とのネットワークを活用し、新規支援機関等へアプローチを実施したほか、支援機関向けの講習会や各事業承継・引継ぎ支援センター向け研修・アドバイス等を大幅に拡充した結果、事業承継・引継ぎ支援件数は過去最高となる24,327者を達成(目標達成率243.2%、過去2年平均比124.8%)。また、事業承継・引継ぎ案件の発掘から各事業承継・引継ぎ支援センターへ繋ぐエリアコーディネーターを全国に前年度1.3倍となる189名を配置し、県境を越えた承継・引継ぎの促進のため、近隣の複数センターを対象に案件検討会や</p>	<p>評価</p>	

<p>の強化を掲げたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを総合的に支援するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等への支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等を行う。</p>	<p>た取組の強化を掲げたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者が直面している事業承継・事業引継ぎに関する問題を総合的に解決するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進等を行う。また、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑にするため、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を図る。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により措置された出資金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支</p>		<p>年度実績：23,976者)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標1-1について</p> <p>事業引継ぎの成約件数は、2018年度末で約1,000件（見込み）であり、うち広域の成約件数は130件（見込み）である。事業引継ぎに係る目標として、中小企業庁は「2021年度に事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ件数2,000件/年」を設定しているが、2,000件は、2018年度末見込みの約1,000件の2倍に当たることから、広域の成約件数についても、同様に2021年度末において、2018年度末の2倍となる260件を目指し、中期目標期間において計1,100件以上と設定する。</p> <p>○指標1-2について</p>		<p>情報交換会を開催した結果、広域成約も342件（目標達成率131.5%）と過去最高。</p> <p>更に2・3年度補正予算により、「中小企業経営力強化支援ファンド」に係る出資金が措置されたことを受け、「中小企業経営力強化支援ファンド」の組成を促進。新規組成数2ファンド以上の年度目標に対して、新型コロナウイルス感染症による影響下で事業承継等に取り組む地域の中堅・中小企業を支援する政策的意義の高い8ファンドを新たに組成。事業承継の新たな形態であり、我が国でも先進的な取組みとして注目を集める「サーチファンド型ファンド」への出資と合わせ、円滑な事業承継の促進に資する事業承継ファンドの裾野拡大に貢献。</p> <p>以上のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。</p>	
---	---	--	--	--	--	--

	<p>援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第2号）により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号及び第2号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、長期化するコロ</p>		<p>機構は、以下の取組を通じて、事業承継・事業引継ぎ支援機関の支援能力向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域本部の事業承継コーディネーターによる地域の中小企業支援機関等向け講習会 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター専門家向け研修 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎデータベース登録機関等向け研修 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター向け高度・専門的相談対応 <p>これらの取組による前中期目標期間における支援者数実績は年間8,000者、5年間換算では40,000者となるが、その1.25倍に相当する50,000者を支援することを目指す。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

	<p>ナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p>（1）事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援を通じた事業承継の促進</p> <p>より多くの中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを促進するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等が能動的に事業承継支援を行うために必要な支援能力の向上や継続的な支援を行うための仕組み作り等、地域の中小企業支</p>	<p>＜想定される外部要因＞</p> <p>想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>	<p>（1）事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援</p> <p>○地域の中小企業支援機関に対する講習会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域本部等において、地域の中小企業を支える支援機関や金融機関に対し、事業承継に関する支援能力の向上や支援の仕組み作りをサポートするための、相談・助言、講習会を実施。 <p>地域本部の中小企業アドバイザーによる地域の中小企業支援機関等向け講習会等</p> <p>支援者数：14,075者 講習会開催数：444回</p> <p>○中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣</p>		
--	---	---	---	---	--	--

も相談せずに承継時期を迎えてしまい、廃業してしまうといった実態がある。こうした実態に対して、地域の中小企業支援機関等では、相談を待ち受けるだけではなく、事業承継に係る問題を認識しているものの相談をしない経営者や事業承継に係る問題を認識していない経営者に対して率先して声掛けを行うなど、問題解決のための支援が課題となっている。しかしながら、このような課題について地域の中小企業支援機関等の認識が必ずしも十分ではないことから、機構では支援能力向上や継続的な支援ができる体制構築に向けて、専門家の派遣等による助言、研修、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。

また、事業引継ぎにおいては、親族や従業員、後継者がいない中小企業・小規模事業者の経営者にとって、M&A等の第三者承継が有効な解決策であると

援機関等が抱える支援上の課題解決に向けて、専門家の派遣等による相談・助言、講習会、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。

向上や支援の仕組み作り及び中小企業・小規模事業者等への事業承継への支援の実施に関する相談・助言、講習会等を行う。

これらの取組を通じ、機構が支援した事業承継に関する支援者数を5,000者以上とする。

- ・地域の中小企業支援機関等の支援能力の向上のため、中小企業・小規模事業者の経営者・後継者に対し専門家を派遣し、相談・助言等を行う。
- ・事業承継・事業引継ぎを促進するため、中小企業・小規模事業者等への事業承継の早期・計画的な取組の必要性に関する気付きを与えるためのツール等の提供を行うとともに、施策情報の普及・啓発を図るためのフォーラム等を行う。

- ・経営者・後継者等に対する専門家派遣を通じ、事業者の円滑な事業承継と同席する地域の中小企業支援機関への支援ノウハウの移管を実施。

支援企業数：64先

支援回数：153回

○事業承継フォーラムの開催

- ・事業承継を経験した経営者の取組を参考として、円滑な事業承継を促進するため、中小企業・小規模事業者、支援機関等を対象としたフォーラムを完全オンライン化し、開催。

フォーラムの動画完全視聴数

：275, 265回

【事例】K信用金庫

- ・当金庫では、預金や融資等の金融サポートに加え、取引先との信頼関係を強化し、営業圏が重なる競合との差別化を図れるサービスを模索中、中小機構近畿本部による小規模共済やジェグテックによるビジネスマッチング等の提案がきっかけとなり、事業承継支援やIT化に関する支援を要請。
- ・得意先から事業承継に関する相談を受けるも、当金庫で直接支援する体制ができておらず、事業承継・引継ぎ支援センター等の専門機関へ紹介するという受動的な対応にとどまっており、事業承継の取組み強化が組織全体としての課題と認識。
- ・全5回の研修で、内4回は事業承継全般の基礎知識等を学び、残り1回のグループワークでは、傾聴力・対話力の強化を実施。研修を通じ、事業承継についての課題を見逃さず、課題抽出・掘り起し・提案型アプローチ等が出来るノウハウを習得。

の認識や第三者承継に関する知識を有していないために、廃業してしまうという実態もある。国が都道府県ごとに設置する中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である事業引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）が個々の中小企業・小規模事業者を支援しているが、機構はセンターがどのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、難度の高いM&A案件に対応するため、各地のセンターが蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面等を踏まえた高度・専門的な助言への支援、各地のセンターが独力では把握が困難な、他のセンターや、地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関（以下「民間支援機関等」という。）が保有する売り手側企業と買い手側企業の企

②全国の事業引継ぎ支援センターへの支援

後継者不足に問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、全国の事業引継ぎ支援センターが実施する相談・助言及びマッチング支援を通じた事業引継ぎを促進するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部として、各地の事業引継ぎ支援センターの支援能力向上や体制構築のための助言等を実施する。

また、マッチングに至る機会を増加させるため、広域マッチング支援に取り組むとともに、事業引継ぎ支援データベースの情報量及び情報の質の充実に向けて、相談者数の増加に資する広報の実施や、質の高い案件情報を保有する地域金融機関、

②全国の事業承継・引継ぎ支援センターへの支援

・後継者不足に問題を抱えている中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・引継ぎを支援するため、全国の事業承継・引継ぎ支援センター等に対して、支援能力向上のための相談・助言、研修等を実施する。また、事業承継・引継ぎの重要性の周知、事業承継・引継ぎ支援センターの認知度向上及び事業承継・引継ぎ支援の担い手の育成等を目的として、地域の中小企業支援機関等に対して講習会等を実施する。

これらの取組を通じ、機構が支援した支援者数を5,000者以上とする。

・事業承継・引継ぎ支援センターへの相談者数を増加させるため、ダイレクト

・研修等の支援を受け、2021年度には9件だった事業承継事案が2022年度は35件以上に増加。具体的にサポートした案件は6件にとどまるが、融資に繋がる案件もあるなど、取引先の課題に気付く力、対話する意欲・能力向上に貢献。

②全国の事業承継・引継ぎ支援センターへの支援

○事業承継・引継ぎ支援センター等への研修等

・各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターに対して、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部として、実施体制や中小企業・小規模事業者のM&Aに関する高度・専門的な相談助言を実施。

・中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部による事業承継・引継ぎ支援センター向け高度・専門的相談対応支援者数：5,300者

・事業承継・引継ぎ支援事業における支援能力の向上のため、事業承継・引継ぎ支援センターの専門家等に対して研修を実施。

・中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部による事業承継・引継ぎ支援センター専門家向け研修

支援者数：1,055者
開催数：90回

・事業承継・引継ぎ支援の担い手育成のため、データベースに登録している地域の支援機関等に対する講習会を実施。

・中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部による事業承継・引継ぎデータベース登録機関等向け研修

支援者数：3,897者
開催数：74回

○事業承継・引継ぎ支援センターの周

業情報数の増加や、各地のセンターが保有する売り手側企業と買い手側企業の事業引継ぎの条件等に係る情報を補完するため、民間支援機関等が保有する企業情報の確かな内容と鮮度の高い情報の活用といったニーズがある。これらを踏まえ、機構が担う中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下「全国本部」という。）では、各地のセンターに対して、M&A案件に対応するためのノウハウや法務・税制面に係る知識を相談・助言、研修、優良事例の情報共有等を通じて提供する。また、全国本部では、各地のセンターや民間支援機関等に寄せられている売り手・買い手の情報を、他のセンターが検索・閲覧等することによって、手持ち案件のマッチングに至る機会を増やすことができるよう、事業引継ぎ支援データベースに掲載する相談企業数を増加させると

民間仲介会社等の民間支援機関によるデータベースへの案件登録及びマッチングへの参加を促す。さらに、登録民間支援機関やマッチングコーディネーター等の地域における事業引継ぎ実務の担い手の育成等を含め、マッチングの促進に向けた体制整備を行う。なお、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業事業引継ぎ支援全国本部と中小企業再生支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地の事業引継ぎ支援センターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介するなど、双方の一層の連携強化を図る。

メール送付、事例動画等の広報施策の実施により、経営者及び地域の中小企業支援機関等に対して幅広く訴求する。

- ・事業承継・引継ぎの促進を図るために、地銀・信金や民間のM&A仲介会社等にとっても魅力的な多くの案件を有する利便性・信頼性の高いデータベースを構築・運営するほか、創業に係る支援機関等と連携しつつ、後継者人材バンクの効果的な活用を促進する。
- ・ノンネーム情報連絡会等を通じ、県域をまたいだマッチング支援の強化に取り組む。
- ・以上の取組を通じ、事業引継ぎにおける広域の成約件数を260件以上とする。

知活動

- ・事業承継・引継ぎ支援センターの認知度向上のため、ポータルサイトリニューアル、フリーペーパー制作3作品、事例動画6本、ダイレクトメール（送付件数140万件）、新聞広告掲載、雑誌広告等を実施。

○事業承継・引継ぎ支援データベースの運営及びノンネームデータベースの稼働による効率的なマッチング支援体制の構築

- ・適切な情報管理の元で事業承継・引継ぎ支援データベースを運営。事業承継・引継ぎ支援データベース登録件数：100,956件（前年度比128.4%）
- ・登録支援機関に開示するノンネームデータベースの活用を促進。ノンネームデータベース登録件数：13,540件（前年度比116.2%）
- ・上記データベース等の活用による県域をまたいだマッチング支援を実施。事業引継ぎにおける広域の成約件数：342件（前年度比106.8%）

【事例】M&A成約事例（飲食店の例）

- ・飲食店の創業者であるA氏は70歳を超え、コロナ禍による影響と自身の体調から、第三者への事業引継ぎ（M&A）を決意。よろず支援拠点からの紹介で事業承継・引継ぎ支援センターへ相談。
- ・当センターで紹介をした学習塾を経営するB社が、新規事業への参入と塾の利用者への食事提供によるシナジー効果を想定し譲受を希望。
- ・交渉の過程ではセンターと地域金

ともに、全国本部にて注力する広域マッチング支援を推進する。

さらに、全国本部では、各地のセンターの手持ち案件について、民間支援機関等が把握している独自情報も活用することでマッチングに至る機会を増やすため、事業引継ぎ支援データベースにおいて民間支援機関等が有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報を取り込むことにより、売り案件と買い案件の希望条件等の情報の質を充実させる。

なお、業況や財務内容等が芳しくないことで現状のままでは売り手側企業としての魅力に乏しい相談者については、マッチング先の探索の前に経営改善が必要であるため、各地のセンターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介することなどができるよう、中小企業再生支援全国本部との一層の連携強化を図る。

融機関の連携により譲受者への資金調達支援も実施し、複数回の交渉を経てA氏との事業譲渡契約を締結。

- ・各地域支援機関の連携により、A社のレシピと商号が引き継がれた。

(2) 事業承継ファンドへの出資の強化
機構は、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化するため、地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図る。

(2) 事業承継ファンドへの出資の強化
地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を徹底することによりガバナンスを向上させるとともに、各種情報提供や事業引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する。

(2) 事業承継ファンドへの出資の強化
・地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。具体的には事業承継ファンドを2ファンド以上組成する。
・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、各種情報提供や事業承継・引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中堅企業、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する。
・ファンドからの投資後には、投資から2年経過後の投資先の売上高及び従業員数の増減率等の調査・分析等を行

(2) 事業承継ファンドへの出資の強化
■中小企業経営力強化支援ファンドの組成促進
・2・3年度補正予算により措置された出資金を活用し、新たに創設した「中小企業経営力強化支援ファンド」への出資事業について、ファンド運営者の公募により組成を促進。
・コロナの影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援すべく、地域金融機関等と連携し、「中小企業経営力強化支援ファンド」8ファンド(総額1160.7億円)に対して、計260億円の出資契約を実施。うち2件は、昨年度公募を行った「サーチファンド型ファンド」。

■出資実績累計

○事業承継ファンド(中小企業経営力強化支援ファンドを除く)

- ・出資ファンド数累計 4ファンド
- ・ファンド総額累計 684億円
- ・機構出資契約額累計 194億円
- ・4年度投資先企業数 8社
(累計36社)
- ・4年度投資金額 100億円
(累計402億円)

○中小企業経営力強化支援ファンド

- ・出資ファンド数累計 15ファンド
- ・ファンド総額累計 2,221億円
- ・機構出資契約額累計 570億円
- ・4年度投資先企業数 38社
(累計53社)
- ・4年度投資金額 284億円
(累計556億円)

■出資後のモニタリング・フォローアップの強化

う。

- ・令和2年度補正予算(第1号)により措置された出資金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。
- ・令和2年度補正予算(第2号)により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。
- ・令和3年度補正予算(第1号)により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新

○ファンド運営状況のモニタリング

- ・出資ファンドの組合員集会への出席(34回)のほか、投資委員会へのオブザーバー参加や投資の事前検討会への参加(67回)、その他キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。
- ・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料により投資先企業の財務状況等を確認し、企業の成長段階を把握。必要に応じて、経営支援を行う部署等と機構の支援ツールの活用についての情報交換を実施。

■投資先企業に対する支援
(支援事例)

- ・後継者不在で、事業承継問題を抱える創業約80年の中小企業(建築木材卸売業)に対し、機構出資ファンドが株式を取得し、円滑な事業承継に向けた支援を実施。ファンドから役員を派遣し、経営管理体制の強化を図るとともに、非住宅事業展開強化等の事業拡大に向けた取組みやSDGs経営を推進。約7年に及ぶ支援の結果、4年9月にはこうした取組みを高く評価する大手ハウスメーカーとの資本業務提携に至り、円滑な事業承継を果たした。

○地域毎の企業への投資状況

- ・4年度の事業承継ファンドの投資先 合計

東京都	17社(累計31社)
関東地域(東京除く)	8社(累計15社)
近畿地域	10社(累計18社)
その他地域	10社(累計25社)

時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、長期化するコロナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。

【指標1-1】

・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】(新規設定)([参考]2017年度実績:100件)

【指標1-2】

・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。(新規設定)([参考]2015~2017年度実績:23,976者)

【指標1-1】

・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】(新規設定)([参考]2017年度実績:100件)

【指標1-2】

・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。(新規設定)([参考]2015~2017年度実績:23,976者)

【指標】

・事業引継ぎにおける広域の成約件数:260件以上【基幹目標】

・機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数:10,000者以上

・事業承継ファンド新規組成数:2本

【指標】

・事業引継ぎにおける広域の成約件数:342件【基幹目標】

・機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数:24,327者

・事業承継ファンド新規組成数:2本

【指標】

■事業引継ぎにおける広域の成約件数(基幹目標)

事業承継・引継ぎ案件の発掘から各事業承継・引継ぎ支援センターへ繋ぐエリアコーディネーターを全国に前年度1.3倍となる189名を配置し、県境を越えた承継・引継ぎの促進のため、近隣の複数センターを対象に案件検討会や情報交換会を開催した結果、広域成約件数は年度目標260件に対し、342件であり、対年度目標131.5%と目標を達成。

■機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数
全国の事業承継・引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等に対しては、新規支援機関等へのアプローチと事業承継支援能力の向上のための相談・助言、講習会を実施。事業承継・引継ぎ支援者の支援目標10,000者に対し24,327者(対数値目標124.8%)と目標を大きく上回る実績を達成。また、直近過去2年実績平均との比較においても124.8%を達成。

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	生産性向上		
業務に関連する政策・施策	I T導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号～6号、8号～15号、17号、20号、22号、24号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】「2020年までの3年間で約100万社に対してI Tツール導入促進を目指す」という政府目標の達成に向けて、I Tプラットフォームを通じたI T導入促進が重要である。また、人手不足の環境下においては、労働生産性を向上させるため、人材育成にも積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>【難易度：高】生産性向上に向けた支援は、機構として新規の取組となること、特にI T導入促進支援については、専門家の不在や情報不足など、中小企業・小規模事業者のI T導入に向けた環境が未整備である現状を踏まえると、難易度は極めて高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0378

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
I Tプラットフォームを活用した中小企業支援機関数 【基幹目標】	中期目標期間において、6,200機関以上 令和4年度1,600機関以上		445機関	1,535機関	1,800機関	2,009機関		予算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	
機構が支援したI T導入促進支援者数	中期目標期間において、機構が支援したI T導入促進支援者数を28,000人以上 令和4年度6,629人以上		6,028人	7,230人	7,034人	9,502人		決算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	
中小企業大学校が実施する研修に研修生	80%以上		97.2%	96.0%	96.2%	96.2%		経常費用（千円）	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	

を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率														
中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数	中期目標期間において、75,000人以上 令和4年度15,300人以上		17,105人	9,763人	17,922人	23,842人			経常利益(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	
									行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照	
									従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2. 生産性向上 少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況	2. 生産性向上 少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況	2. 生産性向上	<主な定量的指標> 【指標2-1】 ・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新		評価: A 根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標4項目のうち、全項目で達成率120%以上の実績を達成。また、3項目で直近過去2年実績平均との比較において120%を達成。 日本の国際競争力維持・向上のためには、中小企業事業者の生産性の向上が不可欠であるとの認識から、IT導入促進支援、多様	評価

<p>にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。</p> <p>今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図るとされたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域</p>	<p>にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。</p> <p>今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとしたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤とな</p>	<p>規設定)</p> <p>【指標2-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。(新規設定)</p> <p>【指標2-3】</p> <p>・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。(新規設定)</p> <p>【指標2-4】</p> <p>・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):2</p>			<p>な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援等及び人材育成の促進を図った。</p> <p>(1) 地域の中小企業支援機関等へのIT導入促進支援</p> <p>IT導入促進支援者数の増加を図るべく、インボイス対応やDX、伴走型支援、IT活用などの支援機関の関心が高いテーマ設定や受講者の利便性が高いオンデマンド形式での講習会を実施した結果、IT導入促進支援者数は9,502人と過去最高(目標達成率143.3%、過去2年平均比133.2%)。</p> <p>また、ITプラットフォームを活用した支援機関数の増加に向けて①税理士を含めた支援機関向け情報提供サイト「ここからITサポート」の利用者を増やすことや電子帳簿法等政策課題に対応することを目的として、アプリや活用事例等を拡充した「税理士ITサポート」へリニューアル。加えて、②日本税理士会連合会と連携して全国の全ての税理士会へのアプローチを行うとともに、DM等を16,220先へ配信し、税理士ITサポート等を周知。税理士法人によるITプラットフォームの活用率は47.5%→66.2%へと向上した。更にITプラットフォームの利便性向上のため、ITプラットフォームに、アプリ掲載231件、特集記事224件、IT導入事例220件、動画60件とコンテンツを充実化。その結果、ITプラットフォームを活用した支援機関数は過去最高となる2,009機関を達成(目標達成率125.5%、過去2年平均比120.4%)。</p> <p>ITプラットフォーム以外の取組みとして、IT経営サポートセンターの開設に着手したほか、IT補助金の公募回数を倍増やデジタル化基盤制度枠を創設し、中小</p>	
--	--	---	--	--	--	--

<p>の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援等を行う。</p>	<p>る人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等を行う。</p> <p>令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設 ・中小企業・小規模事業者のデジタル化対応を支援するIT専門家への補助や中小企業・小規模事業者が自ら経営課題を認識し、解決するための支援ツール等の整備(以下「中小企業デジタル化応援隊事業」) <p>令和2年度補正</p>		<p>0.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標2-1について</p> <p>中小企業・小規模事業者の中にはIT導入に対する苦手意識や適切な導入規模等を知らないといった経営者も多く、そのようなITに知見がない中小企業・小規模事業者でも容易にITの活用ができるよう、使いやすいアプリや活用事例などをITプラットフォームに掲載し、快適な閲覧性を追求するとともに、地域の中小企業支援機関等と連携して積極的な情報発信を行う。その上で、中小企業・小規模事業者100万社に対するIT導入促進に向けて、その100万社にITプラットフォームを活用した支援が届くよう、全国の主な中小企業支援機関等(約2,500機関)に対し、IT</p>		<p>企業者等のIT化を支援。</p> <p>(2)生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>オンライン型や施設外で行う研修等、多様な受講ニーズに対応するため、研修体制を拡充したほか、国が推進する『経営力再構築伴走支援』において中小企業支援担当者や認定支援機関等に伴走支援のスキル修得に向けた研修を実施。結果、過去最多となる1,232回の研修を実施し、研修受講者も過去最多の23,842人(目標達成率155.8%、過去2年平均比172.2%)を達成。</p> <p>また、長期研修のインターバル期間中に講師を派遣し、受講者の課題整理を行う助言指導を行った他、研修終了後にアドバイザーが対面で課題解決のためフォローアップを実施。結果、課題解決率も96.2%と目標達成率120.2%を達成。</p> <p>以上のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

	<p>予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和2年度補正予算（第1号及び第2号）で措置した中小企業生産性革命推進事業の特別枠を改編した新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）の創設及び小規模事業者の販路開拓のために活用</p>		<p>プラットフォームを活用した中小企業・小規模事業者へのIT導入促進の取組を実施するよう働きかけ、5年間でのべ6,200機関が活用することを旨とする。</p> <p>○指標2-2について 政府目標である100万社に対するIT導入促進への貢献の一つとして、地域の中小企業支援機関等を通じたIT化支援に取り組む。具体的には、「IT導入による生産性向上」に有用なIT導入事例などの情報やコンテンツを掲載したITプラットフォームを整備し、地域の中小企業支援機関等向けに同プラットフォームの活用方法を説明する講習会を開催する。講習会では、ITに知見のない地域の中小企業支援機関等の職員であっても、プラットフォームを活用することで、容易かつ効果的なIT化支援が可能となることを</p>			
--	--	--	---	--	--	--

	<p>する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号、第2号及び第3号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を支えするため、中小企業生産性革命推進事業において、現行の通常枠の拡充・見直しや新たな特別枠の創設に活用するとともに、円滑な事業承継・引継ぎの推進に活用する。</p> <p>また、課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウをオンライン等の研修プログラムとして企画・開発、提供するために活用する。</p>		<p>理解してもらうことを狙いとする。</p> <p>機構による地域の中小企業支援機関等への営業努力と講習会内容の充実により、参加者数10人、年間200回以上開催し、5年間で10,000人以上を目指す。</p> <p>○指標2-3について</p> <p>人手不足の環境下において労働生産性を向上させるには、人材育成や業務効率化に積極的に取り組むことが必須である。人材育成は中小企業・小規模事業者にとって重要な経営課題の一つであり、特に強化すべきであるとともに、中小企業・小規模事業者の経営の存続や持続的成長につながる点で対応が急務となっている。</p> <p>機構の役割は、中小企業・小規模事業者の経営者や管理者のニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施することである。研修の効果</p>			
--	--	--	--	--	--	--

	<p>令和3年度補正予算(第1号)により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和4年度補正予算(第2号)により追加的に措置された交付金及び補助金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、補助上限額の引上げ、要件緩和、補助対象範囲の拡大を行う中小企業生産性革命推進事業に活用する。</p> <p>令和4年度補正予算(第2号)により実施する事業は、令和4年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>		<p>は、研修で学んだ内容を自社で実践することで初めて得られるものであることから、効果を検証する仕組みを構築するものである。</p> <p>具体的には、研修について、「課題解決済み」「課題解決に取り組中」「課題解決に向け検討中」「課題解決に取り組んでいない」の4肢のうち、上位2項目を回答した割合をもって、課題解決率とし、80%以上を目指す。</p> <p>○指標2-4について</p> <p>目標の達成に向けて、ニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施する。受講者の的確な評価を捕捉し、研修内容に活かすため、無料セミナー受講者数は除くものとする。目標数は、前中期目標期間の実績を5千人上回ることを目指す。</p> <p><想定される外部要因></p> <p>想定される外部要</p>			
--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>中小企業・小規模事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。</p> <p>このため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。</p> <p>こうした状況を踏</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>中小企業・小規模事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。</p> <p>このため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。</p> <p>こうした状況を踏</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p>	<p>因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p>		
---	---	----------------------------------	--	----------------------------------	--	--

まえ、機構は、ITプラットフォーム（2019年度稼働予定）による情報提供、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進、機構の支援のツールによるIT導入促進支援により、中小企業・小規模事業者のITツール導入を促進し、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献する。

踏まえ、機構は、具体的に以下の取組を実施する。

① ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進

機構は、中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げるため、IT導入に係る中小企業・小規模事業者支援のプラットフォームとして、中小企業・小規模事業者のIT活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるITツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けることとする。

また、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、当該支援機関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。

① ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進

・機構は、中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げるため、生産性向上に関する経営課題をIT導入により解決に導くための情報等を提供するウェブサイトとして、IT導入に係る中小企業・小規模事業者支援のプラットフォーム（ITプラットフォーム）を構築し、中小企業・小規模事業者のIT活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるITツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けることとする。

・地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、当該支援機

① ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進

■ サイトリニューアル及びコンテンツの拡充

- ・ ITプラットフォームへのアクセス数を向上すべく、5年2月に機構ホームページ内にサイトを移設（日平均アクセス数：移設前比136.8%）
- ・ 特集記事、ミニ動画等、多数の有用なコンテンツを配する「ここからアプリ」について、ユーザビリティを向上させ、アクセス件数及び支援機関の利用件数の増加に繋げるため、レイアウト構成の見直しを行った。（直帰率が82.0%から50.3%へ低下）
- ・ 支援機関によるITプラットフォームを活用したIT化支援事例を取材・記事化の上、発信したことに加えて、「インボイス対応に向けた補助金制度（IT導入補助金）」、「改正電子帳簿保存法」、「IT人材」など、時機に応じたテーマのコンテンツを拡充。
- ・ ITプラットフォームの支援機関向けエッセンシャルサイト「ここからITサポート」をリニューアルする形で、税理士のための情報提供サイト「税理士ITサポート」を4年10月に開設。税理士によるIT化支援に係る取組事例の取材、記事化など、税理士のIT化支援の促進に資するコンテンツを拡充。
- ・ 「IT戦略ナビ」のページから「ここからアプリ」のコンテンツへのリンク追加（導入のヒント）や、「E-SODAN」へのインボイスQ&A追加による「ここからアプリ」のコンテンツへのリンク追加等、ツール間の連携を強化

関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。

これらの取組を通じて、機構が支援したIT導入促進支援者数を6,629人以上とする。

また、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を1,600機関以上とする。

する仕掛けを整備。

■他機関との連携

・中小企業の身近な相談相手である税理士への施策普及を図るため、日本税理士会連合会へのアプローチを強化。日本税理士会連合会を通じ、傘下の税理士会へITプラットフォームの周知依頼等を要請。

日本税理士会連合会から税理士会への周知文書発出2回
機構職員による全国の税理士会への訪問（15箇所）

税理士会での研修3回（東京税理士会芝支部・千葉県税理士会・北陸税理士会）

税理士会での講習会4回（東北税理士会・東海税理士会・中国税理士会呉支部及び山口支部）

・TKC会員の税理士に対する活用促進のため、新たに専門家2名を登用し、関東・中部・北陸・近畿地区において当該専門家のネットワークを活用して個別訪問、地域会や支部例会などの場でITプラットフォームの活用促進に係る説明等を実施。（訪問事務所：187箇所、地域会・支部例会参加回数：26回、調査票による活用回答：105件獲得）

・「税理士ITサポート」を普及させるため、税理士法人向けダイレクトメールの送付を実施。このほか、これまで支援機関職員等を対象として月2回程度配信していたメールマガジンの配信先を「税理士法人」と「それ以外の支援機関」に分割し、それぞれにメールマガジンを配信する形態に変更することで税理士法人へのアプローチを強化。税理士会によるチラシ配布、バナー貼付

税理士法人向けDM送付 3,698通

税理士法人向けメールDM送付 2,

290通

税理士向けメルマガ配信3回

- ・Web広告や業界誌等の購読者を対象としたターゲティングメールの実施により、広告出稿以前の「税理士ITサポート」の1日平均のページビュー数が180件→1,412件へと増加。

■講習会等を通じたITプラットフォームの活用促進

- ・地域の中小企業支援機関等に対し、IT導入支援をテーマとした相談・助言、講習会等を実施。また、日本商工会議所や全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等の全国組織に対して、ITプラットフォーム活用の働きかけを行い、支援の裾野の拡大を図った。

IT導入促進支援者数：9,502人(対前年度比135.0%)

ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数：

2,009機関(対前年度比111.6%)

- ・地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、インボイス、セキュリティ等のトピックスをテーマとしたオンデマンド講習会を計11回開催。

(4年度実績：受講者数1,930名、対前年度比233.3%)

- ・オンライン講習会参加後のフォローアップとして、支援機関同士の意見交換が可能なオンライン交流会を開催し、支援機関が抱える課題や成功事例等の情報交換等を通じて、更なる支援力向上に繋げる取組みを試行。交流会で得られた意見については、ここからアプリのコンテンツ制作に活用した。

(5回開催、17支援機関)

②機構の支援ツールによるIT導入促進支援

機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資するIT導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営とITに精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援、中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けのIT関連研修、eコマース活用のための情報提供、相談・助言等を行う。

②機構の支援ツールによるIT導入促進支援

・中小企業・小規模事業者の生産性向上に資するIT導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営とITに精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。

これらの取組を通じ、ハンズオン支援については、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とし、派遣開始から2年経過後の「売上高」又は「経常利益」の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータを1割以上、上回ることをとする。

・中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けのIT関連研修を行う。

・ITやeコマースを活用した中小企業・小規模事業者の経営力の充実を図

②機構の支援ツールによるIT導入促進支援

○IT経営簡易診断

- ・専門家との3回の面談を通じて、全体最適の観点から経営課題・業務課題を整理・見える化し、最適なITツールの提案を実施し、中小企業・小規模事業者のIT導入を支援
- ・支援企業数392社、支援回数：1,182回

(支援事例) IT経営簡易診断

- ・食品スーパー向けに包装資材の販売を手掛ける卸売・小売事業者。食品スーパーはバックヤードが小さく、中でも包装資材のストックスペースは限られている。同社では、事務所より5km圏内を商圈と定め、取引先を丁寧に巡回することで在庫状況を把握し、きめ細かく放送資材の補充を行うことで差別化を図っている。巡回サービスを継続的に実施するため、本事業の活用に関路を求めた。専門家によるヒアリングの結果、既存の販売管理システムのオプション機能を活用することや、取引先の対応状況を管理・共有できるITツールの導入による生産性向上を提案した。IT化による課題解決の提案を受け、既存ITシステムの利活用や新たなITツールの導入に向けた検討を進めている。

○戦略的CIO育成支援事業

- ・ITシステム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業・小規模事業者に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、企業内CIO候補者の育成を支援。
- ・支援件数71件、支援回数604回、
- ・4年度に派遣を終了した支援件数43

り、生産性向上や国内外の販路開拓の拡大を目指すため、関係団体、民間団体等と連携を図り、中小企業・小規模事業者向けの相談・助言、セミナー、ITサービス提供事業者等とのマッチングイベントを実施する。

件、所期の目標達成率100.0%

(支援事例) 戦略的CIO育成支援事業
・昭和40年創業のアパレル小売業で、婦人服を中心に専門店9店舗を展開。30年前に導入したオフコンシステムで顧客情報・販売情報を管理していたが、データ入力負荷や販売促進へのデータ活用が不十分といった課題を抱えていた。金融機関からの紹介で、本事業によりIT経営実現のための情報化構想の策定を支援。その後、現状業務を分析し、RFI(情報提供依頼書)を発行してクラウド型パッケージのデモを体験して導入を決定した。パッケージに実装の無い機能はアドオンツールで補完することを決め、アジャイル開発手法でアドオン機能の実装し、ユーザー教育、運用後の効果測定までを支援。全体で1名分の省人化を実現した他、新たに1名システム担当者を増員する等、IT経営の基盤構築に繋がった。

(ハンズオン支援事業全体の実績)

- ・売上高の伸び率: 0.4%
- ・経常利益の伸び率: 19.1%

○生産工程スマート化診断

- ・専門家との3回の面談を通して、生産工程の自動化、ロボット化等に向けた設備投資やデジタル技術活用の提案を実施し、中小企業の実産工程の効率化、可視化、管理体制の確立を支援、
- ・支援企業数60社、支援回数185回

(支援事例) 生産工程スマート化診断事業

- ・半世紀以上歴史のある金属製品製造業。精密部品、医療部品、工業用部品、半導体部品を提供。生産工程の進捗管理や設備稼働状況、在庫管理が把握で

きていない課題があり、本事業の活用に活路を求めた。専門家によるヒアリングの結果、システム導入により、生産工程や在庫の見える化を提案した。提案を受け、既存システムの利活用や新たなシステム導入に向けた検討を進めている。

■IT・EC活用支援事業

○セミナー・ワークショップ

- ・中小企業・小規模事業者がモール出店や自社ECサイトを構築するために必要な基礎知識や、生産性向上や販路開拓のためのノウハウを習得することを目的としたセミナーおよびワークショップを開催。

【セミナー】

開催回数：52回

参加者数：5,717人

【ワークショップ】

開催回数：36回

参加者数：416人

○マッチングイベント

【オンライン】

- ・ECにおける課題解決、IT活用等による生産性向上に資する民間支援事業者と中小企業とのマッチングイベント「EC Camp 2022」を開催。
事前申込者数・・・1,527人
参加者数・・・・・・1,043人
双方向交流数・・・・784件
出展社との面談数・・・247件

○EC活用支援パートナー制度

- ・中小企業・小規模事業者のEC、ITの導入等を推進するには、支援する事業者の協力が不可欠であることから、支援事業者をEC活用支援パートナーとして登録する制度を設置。
- ・EC活用支援パートナー制度の4年度末累計登録者数141社

○EC活用支援アドバイス

(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成

中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の

(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成

中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の

(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成

中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の

- ・前期に続き週5日実施、オンライン面談またはメールによる相談を実施。
- ・アドバイス件数・・・・・・395件
[内訳] 国内EC相談・・・・219件
越境EC相談・・・・176件
役立ち度・・・・・・99.1%

○モール活用型ECマーケティング支援事業

- ・ECを活用した販路開拓を促進するため、e b i z上にオンライン講座／コラム（EC市場動向記事）／EC活用支援事例集を展開。EC活用に係るノウハウを手軽に知るツールを充実。
- ・オンライン講座・・・・・・累計40本
- ・コラム・・・・・・累計30本
- ・EC活用支援事例集・・・・累計20本
- ・前年度に続き、中小企業・小規模事業者のEC活用の自立化の支援を行う出品企業数の積上を実施。
国内モールの出品企業数（累計）：690社
越境モールの出品企業数（累計）：342社

(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成

育成が必要不可欠である。

多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。また、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援を行う。

また、生産性向上に資する多様な経営課題解決のため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、Webを活用した研修や地域の中小企業支援機関等と連携した研修などの提供方法を通じて、事例研究や演習などによる実践的な研修等を行う。

育成が必要不可欠である。

そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。

①多様な経営課題への円滑な対応

中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。

また、IT化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上に関する経営課題を抱えるイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による

①多様な経営課題への円滑な対応

・中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを活用した新たな経営相談の仕組みを活用し、効果的・効率的に支援を提供する。

・また、IT化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上に関するイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による長期的かつ一貫した支援を行う。

これらの取組を通

①多様な経営課題への円滑な対応

○経営相談事業

・全国9地域本部において日常的に経営相談を実施。

・SDGs、カーボンニュートラルの相談窓口を設置し、対応を行った。

※SDGs窓口設置地域本部

北海道本部、東北本部、関東本部、近畿本部、北陸本部、中国本部、九州本部

※カーボンニュートラル窓口設置地域本部

北海道本部、東北本部、中部本部、近畿本部、中国本部、九州本部、本部

・経営相談件数4,814件 うち38.6%をWeb相談で対応

※地域本部別経営相談件数

北海道本部253件、東北本部312件、関東本部323件、中部本部726件、北陸本部287件、近畿本部843件、中国本部726件、四国本部334件、九州本部363件、本部647件

・利用者の役立ち度 99.1%
・今後の利用希望度 99.0%

○経営相談チャットサービス「E-SODAN」

・中小企業者及びその支援者を対象とした、AIチャットボットを活用した経営相談チャットサービス「E-SODAN」により、24時間365日オンラインで相談対応を行っている。

・機構が保有する経営相談Q&Aデータ等を活用したFAQの作成に加え、事業継続力強化に関わるQ&Aやインボ

長期的かつ一貫した支援を行う。

じ、相談・助言については、その利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。ハンズオン支援については、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とし、派遣開始から2年経過後の支援先の「売上高」又は「経常利益」の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータを1割以上、上回ることとする。

・中小企業・小規模事業者は、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入など、相次ぐ各種の制度変更に対応していく必要があることに鑑み、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るために措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の設備投資、

イスに関するQ&Aなど、中小企業者に届けたい情報や関心が高いと思われるテーマについて、Q&Aの拡充を行った。

- ・AIチャットボットでは対応が難しい相談については有人チャットの利用を案内し、専門家が直接チャットで相談に答えている。
- ・利用者増加を目的に、4年12月には、LINEのアカウントを開設し、LINEからもE-SODANが利用できるようになった。
- ・チャットボットの利用者数6,341人、うち、有人チャットで469人に対応。

○IT経営簡易診断（再掲）

- ・専門家との3回の面談を通じて、全体最適の観点から経営課題・業務課題を整理・見える化し、最適なITツールの提案を実施し、中小企業・小規模事業者のIT導入を支援
- ・支援企業数392社、支援回数：1,182回

○生産工程スマート化診断（再掲）

- ・専門家との3回の面談を通して、生産工程の自動化、ロボット化等に向けた設備投資やデジタル技術活用の提案を実施し、中小企業の実業工程の効率化、可視化、管理体制の確立を支援
- ・支援企業数60社、支援回数：185回

○専門家継続派遣事業

- ・IT化、販路開拓、製品開発、生産性の向上、営業力の強化等、多様な経営課題へ円滑に対応するため、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、経営課題を適格に把握し、ニーズに応じた支援を実施。
- ・全国規模の専門家ネットワークから最

販路開拓、IT ツールの導入等への支援を行う中小企業支援機関等への助成の制度対応や生産性向上の取組状況等に応じた機動的な実施、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報並びにこれらの事業者の制度対応や生産性向上に係る相談対応及び国内外への事業拡大やIT化促進等に係るハンズオン支援（中小企業生産性革命推進事業）のために活用する。

・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」

(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設のために活用する。

・令和2年度補正予算(第2号)により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図

適な専門家を選定し、職員と専門家でチームを編成。案件毎に、支援計画を策定し、企業の社内チームと一体的なプロジェクトチームで支援に取り組み、企業の自立的な成長基盤を強化。支援件数238件、支援回数2,118回、

- ・4年度に派遣を終了した支援件数180件、初期の目標達成率：98.9%

(支援事例) 専門家継続派遣事業

- ・明治17年創業の住設機器卸売業者。給湯器やサッシといった住宅設備販売や太陽光発電の施工、LED照明器の製造と事業を展開していたが、代理店・下請け業の体質で、収益性の高い新規事業の創出が課題となっていた。本事業では2期の支援を展開。8件の新規事業のアイデアを創出し、1期目では「児童福祉サービス」の事業化に取り組んだ。自社の遊休施設のショールームを再利用し、地元で保育士を採用、新会社を設立して児童発達支援施設を開業した。2期目では「省エネ・脱炭素ZEB事業」として断熱材・蓄電器・高機能空調器・地中熱空調システムの事業拡大に取り組み、20社からの引き合いを得るに至った。

○戦略的CIO育成支援事業(再掲)

- ・ITシステム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業・小規模事業者に対して専門家によるアドバイスをを行うとともに、企業内CIO候補者の育成を支援。
- ・支援件数71件、支援回数604回
- ・4年度に派遣を終了した支援件数43件、所期の目標達成率100.0%

○経営実務支援事業

るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。

・令和2年度補正予算(第3号)により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和2年度補正予算(第1号及び第2号)で措置した中小企業生産性革命推進事業の特別枠を改編した新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)の創設のために活用する。

・令和3年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき措置されたこと

- ・中小・小規模事業者の経営課題の解決を図るため、大企業・中堅企業で豊富な実務経験を積んだ専門家を派遣して支援を実施。
- ・支援件数52件、支援回数385回、
- ・4年度に派遣を終了した支援件数47件、所期の目標達成率：93.6%

(支援事例) 経営実務支援事業

- ・昭和21年創業の県下で10店舗を展開する食品スーパー。地元で道の駅の建設が計画されたことで、地域貢献も考えて物販部門と飲食部門の出店を決意したが、ノウハウがなく出店準備が進んでいなかった。本事業では「道の駅」の運営に知見のある専門家を派遣し、物販と飲食店舗のコンセプトを策定し、事業戦略とロードマップの策定を支援した。また、店舗レイアウトや飲食のメニュー構成、レシピ、原価を検討し、接客オペレーションや製品カルテを整備し、スケジュール通りの物販部門と飲食部門の2店舗の開店を実現した。開店後は顧客動向調査を実施し、人員配置のフレキシブル化といった重点改善項目を抽出までを支援したことで、店舗の自立的運営体制の整備を実現した。

○販路開拓コーディネート事業

- ・新規性の高い優れた新製品・新技術・新サービスを持ちながら販路開拓が困難な中小企業・小規模事業者に対し、マーケティング企画のブラッシュアップの支援を行い、首都圏若しくは近畿圏を舞台とした支援を実施。
- ・支援件数116件、支援回数651回
- ・4年度に派遣を終了した支援件数96件、所期の目標達成率95.8%

(支援事例) 販路開拓コーディネート事業

を認識し、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えするため、中小企業生産性革命推進事業において、現行の通常枠の拡充・見直しや新たな特別枠の創設に活用するとともに、円滑な事業承継・引継ぎの推進に活用する。

また、課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウをオンライン等の研修プログラムとして企画・開発、提供するために活用する。

・令和4年度補正予算(第2号)により追加的に措置された交付金及び補助金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、補助上限の引上げ、要件緩和、補助対象範囲の拡大を行う中小企業生産性革命推進事業に活用する。

・昭和44年創業の写真製版業者。印刷工程の製版・色校正を本業にしてきたが、市場が縮小する中で事業転換を模索していた。社内で「膜厚管理装置の販売」や「商品撮影サービス」といった7つの新規事業案を生み出したが、経営資源を集中する事業の絞込み、顧客ニーズの確認が必要となっていた。本事業では、東京・名古屋・大阪の遠隔地メンバーでプロジェクトを組成し、オンラインで活動を進めた。その結果、新規事業を「軟包装試作サービス」に絞込み、5つの業界14社にテストマーケティング活動を展開。仮説検証を進めた結果、3D技術と熱圧着技術の融合した「シュリンクパッケージ」による可能性も拡がり、今後の市場投入の道筋が明確になった。

○事業再構築ハンズオン支援事業

・成長・発展を目指す中小企業・小規模事業者の新分野展開や事業転換等の事業再構築が円滑に進むよう相談・助言及びハンズオン支援を実施

・事業再構築相談・助言支援企業数427社、支援回数：1,028回
・再構築ハンズオン：支援件数146件、支援回数1,041回

(ハンズオン支援事業全体の実績)

・売上高の伸び率：0.4%
・経常利益の伸び率：19.1%

○研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業に対する支援

・各地域本部にもものづくり支援の専門家を配置。研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業に対して、Go-Techを中心とした研究開発計画のブラッシュアップ支援及び事業化に向けたサポートを実施。

- 支援件数 1, 358件
- ・各地域本部において、経済産業局等と連携しながら研究開発の成果普及や事業化の促進等を目的としたセミナー・フォーラム・ビジネスマッチング等をオンラインも活用しながら開催。
開催回数 25回。支援企業数 256社
 - ・ものづくり中小企業の支援ニーズに対応すべく、地域支援機関や経済産業局と連携した地域支援機関関連会議、G o - T e c h 管理機関向け勉強会等を開催するなど、各支援機関等と連携した活動を展開。
 - ・またG o - T e c h の個別プロジェクトの事業化を促進すべく、機構が有する各種支援ツールを紹介、提供。

○ものづくり補助金

ものづくり補助金の採択

- ・元年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者の設備投資支援を実施。
- ・2年度補正予算（第1号）により、補助率を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算（第2号）では、更なる補助率の引き上げ及び業種別ガイドライン等に基づいて行う感染防止対策等の取組への支援を拡充。
- ・2年度補正予算（第3号）により、補助率を引き上げた「新特別枠」を創設。
- ・3年度補正予算（第1号）により、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、経済対策に基づき、デジタル枠、グリーン枠を創設し限られた時間の中で事業実施体制を迅速に整備し、公募を開始。
- ・4年度補正予算（第2号）により、グリーン枠に3段階の補助上限額を設け、グローバル展開型は支援内容を拡充しグローバル市場開拓枠を創設し、大幅賃上げ促進のための定額補助を上

乗せする特例を措置。

- ・5年1月公募以降、補助事業終了後3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対して補助上限額の上乗せを実施。

申請件数

通常枠 : 11,783件
(累計35,134件)

特別枠 : 0件
(累計14,984件)

新特別枠 : 0件
(累計11,417件)

デジタル及びグリーン枠
: 3,917件 (累計 3,917件)

採択件数

通常枠 : 6,806件
(累計19,765件)

特別枠 : 0件
(累計 4,597件)

新特別枠 : 0件
(累計 5,495件)

デジタル及びグリーン枠
: 2,482件 (累計 2,482件)

○持続化補助金の採択

- ・元年度補正予算(第1号)により、小規模事業者等が取り組む販路開拓支援を実施。
- ・2年度補正予算(第1号)により、補助上限を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算(第2号)では、補助率の引き上げ及び業種別ガイドライン等に基づいて行う感染防止対策等の取組への支援を拡充。
- ・2年度補正予算(第3号)により、補助上限を引き上げた「新特別枠」を創設。
- ・3年度補正予算(第1号)により、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たに事業者の利便性重視を目的に「賃金引上げ枠」、「卒業枠」、「後継

者支援枠」、「創業枠」、「インボイス枠」を創設し公募を開始。

申請件数：

通常枠： 27,366件
(累計107,781件)
特別枠： 0件
(累計164,198件)
新特別枠： 11,721件
(累計52,260件)
賃金引上げ枠： 9,124件
(累計9,124件)
卒業枠： 202件
(累計202件)
後継者支援枠： 11件
(累計11件)
創業枠： 3,722件
(累計3,722件)
インボイス枠： 2,080件
(累計2,080件)

採択件数：

通常枠： 18,385件
(累計66,531件)
特別枠： 0件
(累計69,919件)
新特別枠： 8,040件
(累計31,853件)
賃金引上げ枠： 5,834件
(累計5,834件)
卒業枠： 104件
(累計104件)
後継者支援枠： 8件
(累計8件)
創業枠： 2,188件
(累計2,188件)
インボイス枠： 1,072件
(累計1,072件)

○IT導入補助金の採択

・元年度補正予算(第1号)により、中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資するITツールの導入支援を実

- 施。
- ・ 2年度補正予算（第1号）により、補助率を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算（第2号）では、更なる補助率の引き上げを実施。
 - ・ 2年度補正予算（第3号）により、補助率を引き上げた「新特別枠」を創設し、業務の非対面化やテレワークに取り組む中小企業を優先的に支援するとともに、遡及申請も認めるなど、中小企業が直面する喫緊の課題解決に資する制度設計を実施。
 - ・ 3年度補正予算（第1号）により、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、インボイス制度への対応を見据え、補助率を引き上げ、ハードの導入費も補助対象となる「デジタル化基盤導入枠」を創設。本枠は事業者の利便性向上を目的に毎月2回程度の採択を実施。
 - ・ 4年4月の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等緊急経済対策』」を受け、サーバー攻撃によって生産性向上を阻害するリスクを低減することを目的とした「セキュリティ対策推進枠」を創設。

申請件数

通常枠 : 24,392件
 (累計54,667件)

特別枠 : 0件
 (累計66,072件)

新特別枠 : 0件
 (累計38,240件)

デジタル化基盤導入枠

デジタル化基盤導入類型

: 45,836件

(累計45,836件)

複数社連携IT導入類型

: 7件 (累計 7件)

採択件数

通常枠 : 14,246件

(累計 28,607 件)

特別枠 : 0 件

(累計 21,181 件)

新特別枠 : 0 件

(累計 23,123 件)

デジタル化基盤導入枠

デジタル化基盤導入類型

: 37,639 件

(累計 37,639 件)

複数社連携 IT 導入類型

: 4 件 (累計 4 件)

○事業承継・引継ぎ補助金

・3年度補正予算(第1号)により、中小企業・小規模事業者等の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進するために、中小企業等の事業承継・引継ぎ支援を実施。

・4年度補正予算(第2号)により、事業承継・事業再編・事業統合等を契機として一定の賃金引上げを実施する事業者や事業承継前の後継者の取組への支援を拡充するため、「経営革新事業」の補助上限の引き上げを実施。

申請件数

経営革新事業 : 850 件

(累計 850 件)

専門家活用事業 : 2,138 件

(累計 2,138 件)

廃業・再チャレンジ事業 : 112 件

(累計 112 件)

採択件数

経営革新事業 : 463 件

(累計 463 件)

専門家活用事業 : 1,165 件

(累計 1,165 件)

廃業・再チャレンジ事業 : 51 件

(累計 51 件)

②経営の基盤となる人材の育成

中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれら候補となる人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用・業務効率化、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。

研修の提供方法は、受講のための利便性に配慮し、Webを活用した研修、地域の中小企業支援機関等と連携した研修、地域の都市部などでの研修及び中小企業大学校を活用した研修などとする。

また、研修を受講した企業に対して経営指標など研修の具体的成果の調査・分析等を行い、研修の

②経営の基盤となる人材の育成

・中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれら候補となる人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用、デジタル化、生産性向上、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。

・これらを踏まえて実施する研修は、次代の経営者を目指す経営後継者に必要な基本的能力や知識を実践的に修得する経営後継者研修、経営能力全般を向上させる経営管理者研修、ケースメソッド教授法を取り入れ経営に関する分析力や意思

②経営の基盤となる人材の育成

- ・経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化や、事業承継、ITを活用した生産性向上、BCP や事業再構築など国の政策課題に対応した、経営課題解決に資する実践的な研修を、新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で実施。研修回数806回、受講者数13,238人(「中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上」との合計は、研修回数1,232回、受講者数23,842人)
- ・自社の経営課題抽出と解決策の策定を少人数ゼミナールや課題研究を通じて検討し、講師によるきめ細かい指導を通して、自社の経営革新を実現する実践力を身に付けることに重点を置いた経営後継者研修、経営管理者研修・工場管理者研修、高度実践型経営力強化コースを実施。

(フォローアップ調査での課題解決例)

- (1) 積み込み作業短縮によるコスト削減により、残業代の大幅な削減を実現。また新しい人材の育成や効率化の追求により、月当たり100万円以上を削減。
 - (2) 製造部と営業部の中に入り、利益確保のための顧客への値上げ交渉や現場の生産性向上を実施しながら5年の中期計画を作成。売上高20億、経常利益率6%を目指せる状況に成長。
- ・国の政策課題に対応し、働き方改革等を踏まえた組織風土づくりや、ITを活用した生産性向上を目指す中小企業経営者等に対する研修等を実施。
 - ・Webを活用して少人数ゼミナール方式で双方向型リアルタイムのオンラインで行う研修を実施。(研修回数136回、受講者数1,160人)
 - ・中小企業等のアクセスを改善するため、各地域で中小企業支援機関等と連携した「サテライト・ゼミ」を実施。

効果を確認・検証することとする。

加えて、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る環境変化に係る情報提供等を行う。

決定力を養うことができる高度実践型経営力強化コース、国の政策課題を踏まえた「働き方改革」等に対応した人事・労務研修、「生産性向上」に向けたITの活用に資する研修、特定の経営課題や経営に関する能力や知識を修得するために、グループディスカッションや講師による指導などの研修などとする。

・Webを活用した研修は、Web会議システムを活用し経営課題の解決に向け遠隔地間でディスカッションをするゼミナールと経営管理に関する動画を組み合わせた研修を行う。

・地域の中小企業支援機関等と連携した研修である「サテライト・ゼミ」に加えて、地域の都市部など地域本部等でも研修を実施する。

・地域の中小企業支援機関等や企業に働きかけ、機構の知見・ノウハウを活用した自主研修を実施する。

・Webを活用して小規模事業者など

(研修回数97回、受講者数1,196人)

- ・中小企業等のアクセスを改善するため、地域の都市部など地域本部等で研修を実施。(研修回数152回、受講者数2,439人)
- ・機構の知見やノウハウを活用し全国団体、業界団体、商工団体および中小企業等からの要請に基づく自主研修を実施。(研修回数43回、受講者数1,007人)
- ・小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資する講座「ちょこゼミ」をYouTubeで配信(141講座、再生回数約421,000回)
- ・中長期間の研修内ゼミナール等で取り上げた自社の課題研究テーマに関する取組状況のフォローアップ調査を実施した結果、課題解決率(実施済、実施中)は96.2%。
- ・中長期間の研修等を受講した企業と、「中小企業実態基本調査」(中小企業庁調べ)の回答企業における3年間での1企業当たりの売上高・従業員数の伸び率を比較。中長期間の研修等を受講した企業の伸び率は売上高▲3.5%、従業員数で4.6%、「中小企業実態基本調査」回答企業の伸び率は売上高▲9.7%、従業員数▲7.9%。
- ・中小企業・小規模事業者等に対し、VUCA時代を乗り越えていく経営に必要な人材獲得や新商品開発等のテーマ、また脱炭素や海外展開といった話題性の高い経営手法等など環境変化に係る情報を提供するセミナー等を機構本部等において実施。(開催回数28回、受講者数967名)

■中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数合計
研修回数1,232回
受講者数23,842人

の学習意欲の喚起やノウハウの習得に資するような動画を配信する。

・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。

・中小企業大学校施設での研修、地域本部等での研修、サテライト・ゼミ、Webを活用した研修等を推進し、地域の中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等のニーズを把握しつつ、研修品質の向上を図るとともに、関係機関との協力・連携等の取組により研修の受講促進を図ることで、第4期中期目標に対応する2022年度の受講者の総数を15,300人以上とする。

・中長期間の研修等

研修受講者の役立ち度98.0%

今後の利用希望97.1%

を受講した企業に対し、売上高や利益等について、他の企業群と比較し、研修の具体的成果の調査・分析等を行い、分析結果の確認・検証することとする。

・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る政策課題、経済動向や話題性の高い経営手法等など環境変化に係る情報提供等をセミナーにより実施する。

(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援

生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化してきており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。

機構は、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に

(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援

生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化してきており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。

そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。

①地域の中小企業支援機関等への

(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援

①地域の中小企業支援機関等への支

(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援

①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化

則した支援能力向上のための講習会、中小企業大学校等による地域の中小企業支援機関等の支援人材への研修等を通じた地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上を支援する。また、経営課題等に関する情報収集、調査・研究等を行う。

支援機能の強化
地域の中小企業支援機関等の更なる支援機能及び能力の強化・向上に資するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会等を行う。

支援機能の強化
1) 地域の中小企業支援機関等への訪問活動、講習会等を通じた支援機能及び能力の強化・向上
・地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上に資するため、当該支援機関等が中小企業・小規模事業者に対して生産性向上のための支援を行うにあたり、必要な知識・能力・ネットワーク等を把握し、施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題等に則した支援能力向上のための講習会を実施する。
上記講習会については、受講者数を6,000人以上とする。また、講習会の実施後において、講習会による受講機関の課題解決率を確認し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。

- ・地域の中小企業支援機関等が中小企業・小規模事業者に対して生産性向上に対応するための支援等を行うにあたり、必要な知識・能力・ネットワーク等を把握し、施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言や国の政策課題等に則した支援能力向上のための講習会を実施。
接触先数 1,433機関
開催回数 588回
(対前年度比118.5%)
参加者数 18,404人(対前年度比145.6%)
役立ち度 95.7%
課題解決率 99.1%
- ・日本商工会議所、全国商工会連合会等、支援機関全国組織に対して情報提供等を実施。(81回)
- 認定経営革新等支援機関への支援
・認定経営革新等支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供等を実施。
- 事業分野別経営力向上推進機関への支援
・事業分野別経営力向上推進機関が実施する生産性向上の取組を普及拡大することを目的として開催したセミナーに対して講師として専門家を派遣。
- 金融庁監督局地域金融支援室と連携し、同室が設置している地域金融機関が事業者支援のノウハウや知見を共有できるプラットフォームに参加している金融機関の職員を対象に以下のテーマで勉強会を開催。(全4回)
①中小・小規模事業者のIT化・DXスタート支援
②中小自動車部品サプライヤーのチャレンジ応援メニュー

2) よろず支援拠点
全国本部事業の実施

・よろず支援拠点の2022年度の体制と地域の実情等を踏まえ、よろず支援拠点の全国本部としてよろず支援拠点への支援体制等の充実、研修の実施、施策等の活用についての情報提供、課題への助言、優れた支援事例の共有等を行うことにより、よろず支援拠点が設定する事業目標を達成できるよう支援を行う。また、よろず支援拠点が実施する業務の評価等を行う。

なお、評価に際しては、拠点が活動基本方針を踏まえた事業計画に基づき、行動指針に従いながら事業を遂行しているかをフォローし、適切に評価を実施する。

よろず支援拠点への研修については、受講者数を600人以上とする。また、研修の実施後において、研修による

③中小企業×SDGs取組支援
④聞かせて！事業再生のホントのところ

2) よろず支援拠点全国本部事業の実施

■よろず支援拠点への支援

○拠点ごとのきめ細かな支援の実施

・本部に担当職員と専門家、地域本部にも担当職員と専門家を配置し、よろず支援拠点全国本部として各拠点の活動支援等を実施する組織体制を整備。
・全国本部専門家が担当拠点を訪問するなどして、問題の把握に努め、その解決に向けた支援を実施。なお、4年度においてもコロナ禍に対応し、訪問に替えてオンラインを活用するなど非接触の方法を積極的に導入して、実施。各拠点への巡回訪問回数365回（オンラインを含む）

・3年度の評価結果等に基づき要改善点がある拠点に対して、全国本部専門家が拠点を訪問するなどして、改善計画の策定やその実施のための課題整理、解決のためのフォローを実施。

・支援スキル向上、支援ノウハウの共有化等を目的として各拠点が実施する研修等に専門家を派遣する「サポーター派遣事業」を実施。

サポーター派遣回数 24回

・中小企業活性化全国本部、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部との連携については、3全国本部の連携の具体化策として、適時の情報提供等を通じて各事業の理解を促し、各地の中小企業活性化協議会や事業承継・引継ぎ支援センターとの連携促進を支援。

○環境変化等を踏まえ支援に役立つ実践的な研修の実施

・各拠点のチーフコーディネーター等を対象に4年度の事業実施方針の浸透に加え、最新の施策情報を提供する全国

受講機関の課題解決率を確認し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。

研修や、着任以降に適切に拠点運営及び相談対応を行うことができるよう、全国本部職員及び専門家、サポーターを講師とした新任チーフコーディネーター研修や新任コーディネーター研修、「知的財産」「人手不足対応」「IT活用」等、政策要請に基づくテーマ別の研修、更に、支援能力を向上させることを目的として、コーディネーターが他の支援機関等における支援ノウハウを学ぶOJT研修等を実施。

- ・研修の実施にあたっては、現状の問題への気づきと、具体的な相談対応へのイメージが得られるよう、カリキュラムに事例研究やディスカッションを適宜盛り込むとともに、先進的な拠点の取組の共有化を実施。相談者数の増加策や拠点マネジメント力の向上等に向けた活動を後押し。

- ・上記研修実績の累計

研修回数62回

受講者数1,875人

役立ち度93.8%

課題解決率97.9%

○各拠点の広報支援

- ・よろず支援拠点と他の支援機関との連携促進のため、商工団体、金融機関等の全国組織を通じたPRを実施したほか、支援機関向けセミナー等においてよろず支援拠点事業を紹介。
- ・機関誌等でよろず支援拠点をPRしてもらう等の連携を促進。(全国中小企業団体中央会「中小企業と組合」、日本屋根経済新聞社「日本屋根経済新聞」等)
- ・よろず支援拠点の成果事例集を作成(52事例)し、関係機関に配布(67先、約9,690部)。併せて、機構ホームページで公開。
- ・よろず支援拠点事業の理解促進を図るため、ホームページで支援事例や支援実績等の情報を適宜発信。

②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上

地域の中小企業支援機関等の支援人材に対し、実践的な研修と国の政策課題に対応した研修を行う。研修の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の成功事例、機構や地域の中小企業支援機関等の支援事例等を取り入れた研修教材を開発し、実践的な研修を行う。

②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上

・都道府県や地域の中小企業支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした実践的な研修や政策課題に対応した研修を実施する。研修の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の成功事例等を取り入れた研修教材を開発し、演習等を交えた実践的な研修をするとともに、IT活用の内容も含む生産性向上支援、販路開拓支援、事業承継などの政策課題に対応した研修も実施する。
・中小企業等経営強化法（平成11年法

○各拠点の評価の実施

- ・4年度評価方針を策定及び評価委員会を全国本部に設置し、各都道府県によろず支援拠点事業を受託している実施機関及びチーフコーディネーターへのヒアリングや実績確認により定性的・定量的な観点から評価を実施。
- ・評価にあたっては、顧客満足度調査及び地域の支援機関による拠点の役立ち度調査を実施。その結果については、評価に活用するだけでなく、各拠点にフィードバックすることにより各拠点の業務改善に向けた取組を促進。

②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上

- ・都道府県、地域の中小企業支援機関、および認定経営革新等支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした実践的な研修や政策課題に対応した研修を、新型コロナウイルスの感染防止策を講じた上で、実施。研修回数426回、受講者数10,604人（「経営の基盤となる人材の育成」との合計 研修回数1,232回、受講者数23,842人）
- ・中小企業のIT化支援に関する相談対応能力を向上させるため、IT化の相談ケースをもとに、対応方法、支援方法について演習を交えて習得する研修やIT活用による生産性向上の事例研究等を交えた研修を実施。
- ・中小企業の販路開拓や事業承継等に関する相談対応力や支援手法習得のため、演習等を交えた研修を実施。
- ・中小企業経営改善計画策定支援研修の演習用ケース教材を開発。
- ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関として認定を受けるために必要な専門的知識や実務経験に関する認定申請の資格要件を付与するため

律第18号)第31条に規定する認定経営革新等支援機関の中小企業支援能力の向上のための研修を実施する。

- ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関の認定に必要となる中小企業経営改善計画策定支援研修を実施する。
- ・地域の中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等のニーズを把握しつつ、研修品質の向上を図るとともに、関係機関との協力・連携等の取組により研修の受講促進を図ることで、第4期中期目標に対応する2022年度の受講者の総数を15,300人以上とする。(再掲)

③情報収集・提供の積極的な推進
中小企業・小規模事業者の経営環境や業況の把握、支援事例や先進事例の成功要因等に関する調査・研究を行い、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、中小企業・小規模事業者の経営

③情報収集・提供の積極的な推進
・中小企業・小規模事業者の景気動向を業種別・地域別に把握するための「中小企業景況調査」を行うとともに、調査結果の更なる活用と、集計等業務の再構築を進めるほか、調査業務の効率化を検討する。また、

の中小企業経営改善計画策定支援研修を実施。(研修回数13回、受講者数567人)
(受講アンケート調査での支援取組例)
(1)東京校の「小規模企業支援能力向上研修」を受講して、現状把握・分析・今後の計画立案ができる経営分析手法を学び、企業支援に役立った。

■中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数合計(再掲)
研修回数1,232回
受講者数23,842人
研修受講者の役立ち度98.0

③情報収集・提供の積極的な推進
○中小企業景況調査
・約19,000社の中小企業を対象に四半期毎に業況判断、売上高、経常利益等の動向を産業別・地域別等に把握する「中小企業景況調査」を実施し、全国及び地域別の結果を公表。
・調査結果は、中小企業白書に活用されたほか、日本銀行、総務省統計局、地方公共団体等に提供。
提供先数 1,522機関
マスメディア掲載件数 延べ64件

課題に即応するために必要な情報提供を行う。

政策課題や支援のあり方に関する調査を実施しWeb等での情報提供を行う。

(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

中小企業・小規模事業者の生産性向上のための連携・共同化、経営の革新の取組に対し、機構は、高度化事業の周知・支援能力向上研修の強化やこれまでの事業で培ったノウハウを最大限活かすことを通じて、新規案件の組成促進を図るとともに、都道府県等と連携して事業成果向上のための診断・助言と資金支援を行う。

また、中心市街

(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

①高度化事業の推進(都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援)
都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面から支援する。そのため、中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等への事業周知活動の強化、都道府県等の診断等の支援能力向上の

(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

①高度化事業の推進(都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援)
・都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面と経営支援の面から支援する。
特に、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決に向けた高度化事業実施事例を発信するなど事業周知活動を

○政策課題や支援のあり方に関する調査
・中小企業の経営課題に関する最新の情報や支援ノウハウ、経営ノウハウ等に関する調査研究を実施。また、機構の業務に関する政策課題や、施策の有効性に関する調査研究を実施。

(調査研究テーマ)

- ・中小企業のDX推進に関する調査
- ・中小企業における円安の影響に関する調査
- ・中小企業のSDGs推進に関する実態調査

マスメディア掲載件数 延べ16件

- ・26年度までに作成した中小企業診断士養成課程向けのケース教材については、中小企業診断士養成研修で活用のほか、教育機関等に提供。

提供回数 25回

(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

■制度の普及・PR及び現地支援

○説明会・研修の実施

- ・支援機関職員を対象とした東京校での研修において、高度化事業の貸付制度について講義。
- ・支援機関職員、中小企業組合等に対して現地またはWEBにより高度化事業の説明会を開催(計18回)

○都道府県と連携した診断・助言の実施

- ・実施計画作成等についての診断・助言を実施(支援件数15件、支援先13先、支援日数121人日)。

■個人・法人保証に依存しない債権保全手段

- ・3年2月に、個人・法人保証を劣後させ債務者から要請があった場合に限定する目的で作成した「都道府県の債権保全に係る運用指針」に追随する形で、各都道府県が貸付規則等を変更するよ

地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。

ための研修等の充実を図るほか、これまでに培った診断等の経験とノウハウを最大限に活かし、事業計画の構想段階から都道府県等と連携し相談・助言等を積極的に行い、新規案件を組成する。
また、貸付先の経営状況を把握することにより、経営支援が必要な貸付先に対しては、都道府県等と連携し、相談・助言及び専門家の派遣等を行い、経営状況の改善に努める。

強化するとともに、都道府県等を対象とした診断等の支援能力向上のための研修等を企画・開催し、中小企業者・小規模事業者が高度化事業を円滑に実施できるための基盤整備を図る。
また、高度化事業の利用が見込まれる中小企業・小規模事業者に対しては、事業構想の初期段階から都道府県、中小企業団体中央会等の中小企業支援機関、株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）等の金融機関等と連携して説明会、相談助言、専門家の派遣を実施するなど、構想の具体化から事業実施計画の策定までを支援し、案件組成につなげる。事業者が策定した事業計画に対しては相談助言・診断助言、経営サポート事業等を通じてブラッシュアップや計画どおりの事業実現を支援する。
・個人・法人保証に依存しない債権保全手段となるよう、令和2年度に改正した「都道府県の債

う助言と情報提供を実施。
・26都道府県（3/31現在）の貸付規則で、金融機関保証による債権保全方法を規定している。
・全国卸商業団地協同組合連合会、全国工場団地協同組合連合会が主催する会議等で、その趣旨等を説明。
商団連：ブロック会議（7回）
 事務局長会議（1回）
工団連：ブロック会議（5回）
 役員意見交換会（1回）
共同店舗連盟：意見交換会（1回）

■4年度貸付実績

○一般高度化事業

貸付決定額 59.0億円、貸付決定先19先

※うち貸付決定額3.1億円、貸付決定先1件は貸付決定後に取下げ申請あり。

資金交付額 49.9億円、資金交付先14先

○小規模企業者等設備貸与事業の着実な実施

- ・小規模企業者等に対する設備貸与制度（割賦・リース事業）の実施に必要な財源の一部として、12道府県に対して25.8億円を貸付け。
- ・小規模企業者等に対して、406件、53.2億円の設備貸与（割賦・リース）を決定。

■貸付先へのフォローアップ体制と経営支援

○成果調査の実施

- ・貸付後一定期間（3年）経過した利用者に対する事業目的の達成度、有効度、満足度に関する高度化成果調査を実施。
- ・30年度貸付先に対するアンケート調査結果
目的達成度100.0%（4年度訪問

権保全に係る運用指針」について、中小企業庁及び全国卸商業団地協同組合連合会、全国工場団地協同組合連合会と連携して、その主旨の浸透や金融機関保証の導入事例の共有を図る。

②中心市街地、商店街等への支援

中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。

②中心市街地、商店街等への支援

・中心市街地や商店街等が抱える課題の解決を支援するため、その解決に資する情報提供を行う。さらに、必要に応じ、中心市街地活性化協議会等に対して、外部専門家を派遣し適切な助言等を行うほか、中心市街地の活性化に資する事業等に対し、効率性を高めるため、外部専門家を中心とした支援体制で支援を行う。

7先による結果)
(事業者の声)

- ・事業者は「施設・店舗の更新・拡張」や「狭隘化の解消」などを目的に高度化事業を実施。「組合の求心力や組合員の結束力が高まった」「省エネ等環境対策を実感できた」等、事業者の経営課題の解決が図られたなどの調査結果を得た。

②中心市街地、商店街等への支援

■情報提供

まちづくり推進室内に設置されている「中心市街地活性化協議会支援センター」の活動含め、以下の情報提供を実施。

- ・中心市街地活性化協議会等からの相談受付：242件
- ・まちづくりサイト「まちかつ」からの情報提供：305, 414ビュー
- ・メルマガ有効配信先数：23, 733先
- ・研究会・交流会の開催件数：7回、参加者168名

■支援実績

【中心市街地経済活性化診断・サポート事業】

○中心市街地活性化協議会の活動に資するセミナー等の開催支援やプロジェクト形式による長期的な専門家派遣を実施。

- ・巡回支援：76地域
- ・セミナー型支援：14地域、開催数21回
- ・パッケージ型支援：2地域

【中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業】

○中心市街地活性化に関わる様々な課題解決を推進するため、相談内容に精通した専門家の派遣を実施。

- ・支援回数：11地域、28回

<p>【指標 2-1】 ・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定)</p> <p>【指標 2-2】 ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。(新規設定)</p>	<p>【指標 2-1】 ・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定)</p> <p>【指標 2-2】 ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。(新規設定)</p>	<p>③その他 ・産業用地事業の全ての用地に企業立地画実現したことを踏まえ、事業終了に向けた取組みを着実に実施する。</p> <p>【指標】 ・ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数：1,600機関以上 【基幹目標】</p> <p>・機構が支援したIT導入促進支援者数：6,629人以上</p> <p>・窓口相談の役立ち度：70%以上 ・ハンズオン支援における支援先企業の課題解決率：70%以上 ・ハンズオン支援における支援先企業の「売上高」又は「経常利益」の伸び率：中小企業実態基本調査のデータを1</p>	<p>・アドバイスの役立ち度：100.0%</p> <p>③その他 ・未譲渡となっている賃貸用地について、賃貸先企業と譲渡に関する協議を、継続して行った。</p> <p>【指標】 ・ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数：2,009機関【基幹目標】</p> <p>・機構が支援したIT導入促進支援者数：9,502人</p> <p>・窓口相談の役立ち度：99.1%</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の課題解決率：97.5%</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の「売上高」又は「経常利益」の伸び率 売上高の伸び率：0.4% 経常利益の伸び率：19.1% (参考指標) ・「中小企業実態基本調査」(中小企業庁</p>	<p>・アドバイスの役立ち度：100.0%</p> <p>③その他 ・未譲渡となっている賃貸用地について、賃貸先企業と譲渡に関する協議を、継続して行った。</p> <p>【指標】 ・ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数：2,009機関【基幹目標】</p> <p>・機構が支援したIT導入促進支援者数：9,502人</p> <p>・窓口相談の役立ち度：99.1%</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の課題解決率：97.5%</p> <p>・ハンズオン支援における支援先企業の「売上高」又は「経常利益」の伸び率 売上高の伸び率：0.4% 経常利益の伸び率：19.1% (参考指標) ・「中小企業実態基本調査」(中小企業庁</p>	<p>【指標】 ■ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数(基幹目標) インボイス等の喫緊の政策課題を受け税理士法人へのアプローチの強化やITプラットフォーム(ITPF)のコンテンツの充実などにより、ITプラットフォームの活用支援機関数は目標1600機関以上に対し2,009機関、(目標達成率125.5%)を達成。また、直近過去2年実績平均との比較においても120.4%を達成。</p> <p>■機構が支援したIT導入促進支援者数 支援機関の関心が高いテーマ設定、オンデマンドでの提供等受講者の利便性向上に取り組んだ結果、機構が支援したIT導入促進支援者数は目標の6,629人以上に対して9,502人(目標達成率143.3%)と大きく目標を上回る実績を達成。また、直近過去2年実績平均との比較においても133.2%を達成。</p>
--	--	---	---	---	---

割以上、上回る

【指標2-3】

・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。
(新規設定)

【指標2-4】

・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))

【指標2-3】

・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。
(新規設定)

【指標2-4】

・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))

・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率:80%以上

・中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数:15,300人以上

・地域の中小企業支援機関等向け講習

調べ)結果による中小企業(法人)の売上高等の状況(30年度調査と4年度調査の比較)

売上高の伸び率:-9.7%

経常利益の伸び率:5.6%

・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率:96.2%

・中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数:23,842人以上

・地域の中小企業支援機関等向け講習会による受講機関の課題解決率:99.

■中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後に丁寧な受講者フォローアップ等による研修効果の向上策等に取り組んだ結果、目標80%以上に対して96.2%(目標達成率120.2%)を達成。

■中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数
多様な研修をオンライン等の受講者のニーズに合わせて提供した結果、中小企業者・支援者研修受講者数は過去最高。目標15,300人以上に対して23,842人(目標達成率155.8%)を達成。

	<p>会による受講機関の課題解決率：70%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業支援機関等向け講習会の受講者数：6,000人以上 ・よろず支援拠点向け研修による受講機関の課題解決率：70%以上 ・よろず支援拠点向け研修の受講者数：600人以上 	<p>1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業支援機関等向け講習会の受講者数：18,404人 ・よろず支援拠点向け研修による受講機関の課題解決率：97.9% ・よろず支援拠点向け研修の受講者数：1,875人 	
--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1-3	新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援		
業務に関連する政策・施策	イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者への投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携並びに事業再構築等の実現に向けた支援等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、5号、6号、9号、15号、21号、24号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】国内の少子高齢化や市場縮小等により、国内市場を取り巻く環境が変化するなか、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、海外需要を獲得することがより重要である。また、日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、地域を牽引する中小企業の創出が重要である。さらに、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に事業者が適応し、新常态において事業者が成長できる環境を整備することが重要である。</p> <p>【難易度：高】海外企業との取引は、コスト、言語、商習慣、各種規制、法務、税務の問題など、海外市場独特の参入障壁から難易度が高い。また、ベンチャー企業の創出についても、上場に至る年数は企業によりバラつきがあることや経済変動に左右されることから、難易度が高い。さらに、事業再構築には新分野への展開や新たな業態への転換といった思い切った取組が必要であることから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0378

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率 【基幹目標】	中期目標期間の最終年度に成約率33%以上 令和4年度33%以上		40.1%	30.8%	38.9%	71.0%		予算額(千円)	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	

海外展開支援企業数	中期目標期間において2万社以上 令和4年度4,000社以上		5,202社	5,368社	5,725社	8,442社			決算額(千円)	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照
機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合	新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る		5.6割	4.7割	2.6割	2.3割			経常費用(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照
起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数	中期目標期間において40本以上 令和4年度8本以上		10本	12本	10本	10本			経常利益(千円)	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照
									行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照
									従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となり、これらの企	3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となり、これらの企	3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援	<主な定量的指標> 【指標3-1】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率(商談継続中を含む。)を最終年度に成約率33%以上		<評定と根拠> 評定: B 根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標4項目において目標を達成。海外展開支援先企業数、商談会終了後の成約率(商談継続中を含む)及び起業支援・中小企業成長支援ファンド新規組成本数の項目で達成率120%以上の実績を達成。機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合が新興市場全体の同割合を上回る割合が2.3割(目標達成率115%)を達成。	評定

<p>業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、国内外で</p>	<p>業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、政府は、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援す</p>		<p>とする。【基幹目標】（新規設定）</p> <p>【指標3-2】 ・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。（2015～2017年度実績：1.1万社）</p> <p>【指標3-3】 ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。（新規設定）（[参考]2014～2017年：1.8割）</p> <p>【指標3-4】 ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）を40本</p>		<p>新事業展開の促進・創業支援については、イノベーションの促進や地域経済の競争力強化・活性化の観点から、新事業展開の促進・創業支援が極めて重要との認識で、中小企業事業者の海外展開やベンチャー・スタートアップへの支援を行った。具体的には、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行った。また、イノベーションの担い手の創出に資する観点から、中小企業・小規模事業者へのリスクマネー供給を円滑化するため、新たな成長発展を目指す中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言、中小企業大学校施設を活用した創業者の育成等を実施した。</p> <p>(1) 海外展開支援</p> <p>海外展開支援先企業の発掘に向けて、事業再構築補助金の採択先の他、支援機関との連携により各地域で海外展開候補となる企業をリストアップし、プッシュ型で個別アプローチを実施。また、ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」の登録企業のうち海外展開を希望する事業者に対し、海外向け事業紹介ページの作成支援やアドバイスを行った。</p> <p>さらに、令和4年12月より経済産業省、中小企業庁、日本貿易振興機構と連携</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>の販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。</p> <p>また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、</p>	<p>るWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。</p> <p>令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、中小企業デジタル化応援隊事業に活用する。(再掲)</p> <p>令和2年度補正予算(第1号)により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、</p>	<p>以上とする。</p> <p>(前中期目標期間実績(2017年度末実績):53ファンド(うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。))</p> <p>【指標3-5】</p> <p>・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額の年率平均増加率が3.0%以上となる者の割合を5割以上とする。【基幹目標】</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標3-1について</p> <p>商談会を通じて、海外での販路開拓や現地拠点の設立の実現を支援する。商談内容に</p>	<p>し、「新規輸出1万者支援プログラム」に着手。全国の商工会や商工会議所、金融機関等とも協力し、輸出に関心のある企業の掘り起こし、専門家による輸出相談を実施。日本政策金融公庫、日本貿易保険とも連携を深め、中小企業との海外展開支援を課題やニーズの把握から、事業計画策定、金融支援、リスク対応等まで一体的に実施。</p> <p>これらの取組により、海外展開支援先企業数は8,442社と過去最高を達成(目標達成率211.0%、過去2年平均比152.2%)。</p> <p>海外CEO商談会の成約率向上に向けて、海外政府機関等と連携し、日本企業の輸出や売上拡大に繋がるよう、日本製品の購入や発注を希望する海外企業を発掘し、商談の機会を設定。商談に向けて、ジェグテックによる事前マッチングを活用した商談目的の共有化を図ったほか、商談時のポイントや留意点について事前アドバイスを実施し、商談の確度が向上した。</p> <p>以上の取組により、商談会後の成約率(商談継続中を含む)は、71.0%と大幅に目標を達成(目標達成率215.1%、過去2年平均比203.7%)。</p> <p>(2) 起業・創業・成長支援</p> <p>ファンドGP候補の案件相談から出資審査に至るプロセスの合理化により、相談対応件数を253件(前年比170%)とするなど、ファンドの新規組成の迅速化を図った結果、目標を上回る10本の新規組成を達成(目標達成率125.0%)。</p> <p>また、ファンドGPと1,030回に及ぶ情報交換を行い、ファンドGPを通じて投資先企業に対し、販路開拓等の機構の支援策を紹介するなど企業価値を高める取組を行い、より大きなIPOを目指したサポートを実施した結果、4年度は上場時の時価総額が50億円以上となる割合の目標を達成。</p>	
--	---	---	--	--

<p>直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。</p> <p>そのため、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企</p>	<p>直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。</p> <p>そのため、政府は、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者へのリスク</p>	<p>は、製品販売以外に、合併会社設立、代理店契約、技術提携、製造委託なども含まれ、成約まで数年要することもあるため、商談継続も含めた目標値として、33%以上を目指す難易度の高い目標である。</p> <p>○指標3-2について 基幹目標の達成に向け、中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を補完・支援するため、機構の海外展開支援ツールの複合的な活用促進を図る。海外展開を初めて志す者への相談対応から、海外との取引開始に至るまで一貫したハンズオン支援を行う。基幹目標に寄与する重要性を鑑み、2015～2017年度の実績である1.1万社</p>	<p>さらに、ウクライナ危機や世界経済の先行きの不透明感を背景とする市場の冷え込み等によりIPOを先送りする動きも見られる中、上場までに必要となる資金調達として、デットファイナンスに対するニーズに応えるべく、ベンチャーデット債務保証制度の新規案件創出に向けたアプローチも本格実施し、4件の債務保証契約を締結（82.6億円）。</p> <p>(3) 事業再構築支援 新型コロナウイルス感染症による売上減少や人手不足、物価高等で厳しい事業環境に置かれている中小企業等の新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編の事業再構築の取組を事業再構築補助金により支援。4年度、32回公募を実施し、5.1万件の申請を受付け、2.5万件（5,611億円）を採択。</p> <p>補助金制度に加え、事業再構築に取り組む中小企業等を資金面とソフト面の両面で支援。機構の支援ツール（ハンズオン支援等）による複合的な支援を行い、事業再構築の実効性を高める取組を実施。</p> <p>また、補助金採択者のデータを活用したプッシュ型支援を推進。中小企業大学校における人材支援や支援機関への支援において、事業者及び支援機関に対する事業再構築のための研修・講習会を実施した。</p> <p>以上、各業務において着実に目標を達成していることからB評価と判断。</p>
--	--	---	--

<p>業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言等を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国は、持続化給付金</p>	<p>マネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言、中小企業大学校施設を活用した創業者の育成を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国は、持続化給付金</p>	<p>の単年度平均3,800社の5年間換算である1.9万社を上回ることを目指す。</p> <p>○指標3-3について ベンチャー支援強化に係る政府目標として、「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出」がある。</p> <p>一方、機構の役割は、メガベンチャーの創出に直接的に貢献することではなく、地域を牽引していくにふさわしい中小企業の創出に向けて、創業初期のベンチャー企業等に対して資金面及び経営面から支援すべく、ファンドへの出資を通じてリスクマネ</p>			
---	---	--	--	--	--

<p>や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中では、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和2年度第3次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大1億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業の基金設置法人を</p>	<p>や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中では、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和2年度第3次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大1億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業の基金設置法人を</p>		<p>一の供給の円滑化や経営支援の促進を図ることにある。地域を牽引していく中小企業の規模は一般的に時価総額50億円程度とされていることを踏まえ、「機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る」ことを目指す。なお、新興市場全体とは、JASDAQスタンダード、マザーズ、JASDAQグロス、アンビシャス、セントレックス、Q-Boardの6市場をいう。</p> <p>○指標3-4について 機構からの出資が民間資金の呼び水となり、ベンチャー</p>			
---	---	--	---	--	--	--

<p>担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献する。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。</p>	<p>担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献する。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、要件の見直しや新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費</p>		<p>企業、中小企業等へのリスクマネーの供給となることを目指す。経済環境の変動によって、ファンドの組成本数は大きく変動する状況下において、機構は安定してリスクマネーの供給を行うため、前中期目標期間と同等の本数を目標とする。</p> <p>○指標3-5について 中小企業等事業再構築促進事業の成果目標は、事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加に設定されている。事業実施期間は2021年度又は2022年度であり、また、事業計画は3～5年に設定されているため、中期目標</p>			
--	--	--	---	--	--	--

	<p>により追加的に措置された補助金については、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、加点措置や新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施する事業は、令和4年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和4年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、「物価11高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな申請類型 		<p>期間終了時（2024年3月）は事業計画期間中となるが、途中時点においても5割以上の事業者が、目標とする付加価値額成長率又は一人当たり付加価値額成長率を順調に達成していることを目指す。</p> <p><想定される外部要因> 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外資規制の改善など輸出環境の整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、販路開拓の実現性を一層高めるためのWebマッチングサイトと連動し</p>	<p>の創設、補助上限額の引上げ、要件緩和を行う中小企業等事業再構築促進事業。 ・将来の日本の雇用・所得・財政を支える新たな担い手となるグローバルメガスタートアップを創出するためのグローバルスタートアップ成長投資事業。 令和4年度補正予算(第2号)により実施する事業は、令和4年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>(1) 販路開拓・海外展開支援 販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトを運営し、優れた製品、技術、サービス等情報の検索、自社情報の大手・中堅企業、中小企業・小規模事</p>	<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 ・優れた製品、技術、サービス等を有する国内中小企業・小規模事業者と国内外企業を繋ぐWebマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」を運営し、国内外企業とのWebを活用したビジネスマッチングを推進する。運営に当た</p>	<p>場合には評価において適切に考慮する。</p>	<p>(1) 販路開拓・海外展開支援 ■Webマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」 ・国内中小企業約23,000社が活用しているビジネスマッチングのプラットフォームJ-GoodTech(ジェグテック)を活用し、輸出・海外展開を希望する中小企業・小規模事業者へのプッシュ型の支援を実施。海外企業からの商談を受けるために、企業ページのブラッシュアップ、英語ページの作成支援を行うとともに、1,024件の海外案件のWEBマッチング(前年度比約5倍)により海外企業とのマッチングサポートを実施(海外展開支援者数2,154社)。 ・大手企業や海外企業等の取引ニーズ獲得し、中小企業の登録情報の充実、新規登録</p>		
--	--	---	---------------------------	--	--	--

た展示会・商談会、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための情報提供、相談・助言、民間のITサービス提供事業者等とのマッチング、Webサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。

加えて、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外

業者、海外企業への発信、登録企業間での新規取引や提携等に関する情報交換等のWebマッチング支援を行う。また、販路開拓の実現性を一層高めるため、Webマッチングサイトと連動した展示会・商談会等を行う。なお、展示会・商談会等においては、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に注力するなど中小企業・小規模事業者の販路開拓に向け工夫を図る。

また、中小企業・小規模事業者のeコマース活用等による国内外の販路開拓を促進するため、情報提供、相談・助言、民間のITサービス提供事業者等とのマッチング及びWebサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。

加えて、中小企業・小規模事業者がそのリスクに対応しつつ、競争力のある製品、技術、サービス等を活かした海外展開を行うことに対し、海

外は、機構の各種事業や支援機関による商談会等との相乗効果を図るとともに各種Webコンテンツの充実や登録企業による情報発信の促進、SNSを活用した情報発信の強化等によりサイトの活用を促進する。

また、海外展開の実現性をより一層高めるため、Webマッチングサイトと連動して、日本の中小企業・小規模事業者の300社以上を対象にパートナーとなる海外企業との事業連携を促進するための商談会等を開催する。具体的には、海外政府機関等の協力による海外企業選定、Webマッチングサイトを活

の拡大等を通じて、マッチングプラットフォームとして機能を強化。4年度においては、Webマッチング件数9,896件を達成。

- ・政策課題等に対応したマッチングの推進について、原油高、仕入・原材料費高等への対策として、ジェグテックを活用したオンライン展示会・商談会を6月～12月まで開催。オンライン展示会には、74社が出席し、約1万件の来場があり、オンライン商談会では、Webマッチング件数が1,528件となった。
- ・地域での特長ある取り組みとしては、SDGsなどに焦点をあてたサステナブル・オンライン商談会（関東本部等）、中小企業・小規模事業者のイノベーション創出を目指すオープンイノベーション・マッチングスクエア（関東本部）、関西オープンイノベーション・マッチング（近畿本部）、大学との連携によるイノベーション創出の取り組み（北陸本部）等を行った。

○海外企業との商談会等を積極的に開催

■輸出、海外展開を促進する商談会等を実施
□新型コロナウイルス感染拡大の影響等もあったが、日本の中小企業・小規模事業者の輸出、海外進出、販路拡大等でパートナーとなりえる海外企業とのオンライン商談会を実施。

- ・海外政府機関等と連携し、日本企業の輸出や売上拡大につながるよう日本製品の購入、日本企業への発注を希望する海外企業等を発掘。また、日本企業への売り込みを極力排除し、日本企業との合弁会社設立、共同開発など日本企業との取引意欲が高い海外企業との商談を設定。
- ・海外企業がJ-GoodTech（ジェグテック）を活用し、商談を希望する日本企業を指名することに加え、海外企業の商談目的をJ-GoodTech（ジェグテック）で開示することにより事前マッチング

に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。

外展開に関する相談・助言、研修、さらに中小企業・小規模事業者の海外現地での企業情報の展開やマッチングなどを通じた海外グループ調査の実施等により積極的に支援する。支援の実施に当たっては、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテ

用した商談の事前コーディネーター、商談会における通訳等サポート及び商談後のフォローアップを実施し、商談継続率を含めた成約率を33%以上とする。

を実施。また、商談実施前に全ての海外企業に対しWEBヒアリングによる商談目的の深掘りを実施。全ての日本企業に対しても、商談の進め方、課題確認、成約ゴール設定等の支援を実施し、商談の質の向上を図った。

日本企業の支援数 507社
 日本企業の商談会参加者数 286社
 商談件数 326件
 商談成約率 71.0%

〈開催一覧〉

○分野別商談会

開催月	商談会等	海外企業数	日本企業数	商談件数
11月	医療CEO商談会	41社	64社	84件
11月	流通産業CEO商談会	9社	9社	9件
2月	先端産業CEO商談会	49社	96社	116件
2月	環境技術CEO商談会	23社	70社	70件
合計		122社	239社	279件

○国別商談会

開催月	商談会等	海外企業数	日本企業数	商談件数
11月	タイ商談会	8社	27社	27件
11月	台湾商談会	6社	20社	20件
合計		14社	47社	47件

〔開催事例〕

○医療機器CEO商談会(オンライン)(11月)
 ・インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、ベトナム、フィリピン及びマレーシアの海

ンシヤルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。

・中小企業・小規模事業者の販路開拓や生産性向上、海外展開につながる支援をするため、展示会・商談会の開催などを行う。具体的

外企業(商社及び大規模病院等を含む。)41社と、医療、介護、ヘルスケア分野をテーマにオンライン商談会を開催。日本企業64社、84件の商談を実施。

○流通産業CEO商談会(オンライン)(11月)

・インドネシア、タイ、台湾、マレーシア及びベトナムの海外企業9社と物流関連分野をテーマにオンライン商談会を開催。日本企業9社、9件の商談を実施。

○先端産業CEO商談会(オンライン)(2月)

・インド、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、ベトナム及びマレーシアの海外企業49社とボーイング社関連企業など航空機、ロボット、AI関連分野等をテーマにオンライン商談会を開催。日本企業96社、116件の商談を実施。

○環境技術CEO商談会(オンライン)(2月)

・インド、インドネシア、タイ、台湾、フィリピン、ベトナム及びマレーシアの海外企業23社と省エネ、水処理、エネルギー分野をテーマにオンライン商談会を開催した。日本企業70社、70件の商談を実施した。

○タイ商談会(オンライン)(11月)

・タイ企業8社と自動車部品、消費財分野等をテーマにオンライン商談会を開催。日本企業27社、27件の商談を実施。

○台湾商談会(オンライン)(11月)

・台湾企業6社と半導体、産業用機械分野等をテーマにオンライン商談会を開催。日本企業20社、20件の商談を実施。

■マッチングイベントの実施

・事業化や販路拡大等を目指す中小企業・小規模事業者に対して、販売先・業務提携先等の開拓を支援するマッチングの場として、中小企業総合展等を開催。

■マッチングの成果

・新価値創造展2022及び新価値創造展2

にはA I ・ I T、医療・介護分野などの国内の成長分野等における中小企業・小規模事業者が開発した優れた製品、技術、サービス等を展示し、販売先・業務提携先などとのマッチングを促進する「中小企業総合展」等を実施する。また、W e bでのバーチャル展示を実施し、マッチングの促進を図る。

0 2 2 オンライン実施後、概ね2ヶ月時点に具体的な成約に至った割合(4年度開催)

成約企業率1 2 . 0 %

リアル展示会：成約企業率 2 1 . 8 %
(回答2 4 3社のうち5 3社成約)

オンライン展示会：成約企業率 4 . 2 %
(回答3 0 8社のうち1 3社成約)

成約件数：2 0 6件

リアル展示会：1 8 1件

オンライン展示会：2 5件

■開催概要及び効果的な事業実施のための取組

○新価値創造展2 0 2 2 オンライン

- ・会期：4年1 2月1日～2 3日
- ・会場：オンライン展示会
- ・出展者数：3 1 5社・機関
- ・来場者数：4 0, 6 9 7人
- ・イベントサイトにて来場者登録(参加費無料)を行い、詳細な出展者検索システムのほか、SNSアカウントへのリンク、ショートムービー設定、ジェグテック登録企業を対象とした英訳ページへのリンク、オンライン限定セミナー、オンラインコンシェルジュ、問合せ機能、リアル展示会で行われた最先端事業コンテンツやステージのアーカイブ公開を実施。

○新価値創造展2 0 2 2

- ・会期：4年1 2月1 4日～1 6日
- ・会場：東京ビッグサイト東展示場6ホール
- ・出展者数：2 5 9社・機関
- ・来場者数：9, 1 8 8人
- ・「産業・技術」に関する1 1カテゴリーに属する企業や支援機関等の2 5 9社・機関の出展ほか、開催テーマである「SDG s」、 「生産性向上」に関する最先端な講演ステージや特別展示4社、専門家コンシェルジュ相談など、各種サービス・展示を行った。

【出展1 1カテゴリー】

加工・成型、表面処理・接合、機械部品・機器、電気電子機器、測定分析・試験、情

- 報・通信、素材・材料、制御・ロボット、物流・搬送、ソフトウェア、その他
- ・会場内にて専門家がコンシェルジュとなり、来場者からの問合せに対して出展者とマッチングさせるサポートを実施。
 - ・オンライン展示会のみ出展企業とリアル展示会の来場者とのオンライン商談コーナーの設置
 - ・同日程で開催された「中小企業 新ものづくり・新サービス展」(東7ホール)、「中小企業テクノロジー展」(東8ホール) 2展との相互入場の実施。

○中小企業総合展 in Gift Show 2023

- ・会期：5年2月15日～17日
- ・会場：東京ビッグサイト 東展示場5ホール
(「第13回LIFE×DESIGN(インターナショナル・ギフト・ショー春2023)」会場内 主催:株式会社ビジネスガイド社)
- ・出展者数：90社
- ・雑貨・クラフト等ギフトに関する地域性豊かな優れた製品等を保有する中小企業・小規模事業者が出展対象。
- ・民間専門展示会ウェブサイト等とは別に、中小企業総合展特設ウェブサイトとガイドブックを制作、出展者とバイヤーの商談が効率的に行われるよう、商取引希望形態を社名版、ガイドブック壁面パネルなどに掲示し、総合展ゾーンとしてバイヤー誘致を実施。
- ・展示会事前支援として、展示会でのバイヤー対応や展示方法、業界最新情報等の事前収録動画によるセミナー、展示会実施にあたってのVMD(ビジュアルマーチャンダイジング)相談のほか、機構他事業で制作する展示会関連動画を特設ウェブサイトの出展者専用ページで提供。
- ・会場ではバイヤー注目を得るための出展商材集合展示や、通訳支援、海外展開支援課との連携による総合展ゾーン内での海外展

開相談、招聘バイヤーによる巡回商談、経営支援部との連携による展示会前後の虎ノ門オンラインアドバイスを実施したほか、期間前後のECオンラインアドバイス、ECCampへの優先申込、展示会会場において商品力チェックアドバイスも併せて実施し、総合展出展者のマッチングや海外展開につながる支援を実施。

○中小企業総合展 in FOODEX 2023

- ・会期：5年3月7日～10日
 - ・会場：東京ビッグサイト 東展示場7ホール
- (「FOODEX JAPAN 2023」会場内 主催：一般社団法人日本能率協会)
- ・出展者数：64社
 - ・食品・飲料に関する地域性豊かな優れた製品等を保有する中小企業が出展対象。
 - ・民間専門展示会ウェブサイト等とは別に、中小企業総合展特設ウェブサイトとガイドブックを制作、出展者とバイヤーの商談が効率的に行われるよう、商取引希望形態を社名版、ガイドブック壁面パネルなどに掲示し、総合展ゾーンとしてバイヤー誘致を実施。
 - ・展示会事前支援として、展示会でのバイヤー対応や展示方法、業界最新情報等の事前収録動画によるセミナー、展示会 出展にあたってのVMD相談のほか、機構他事業で制作する展示会関連動画を特設ウェブサイトの出展者専用ページで提供。
 - ・会場では出展商品を紹介するPRブースを設置。バイヤーの興味を促し総合展への来場を促進するため出展者自らのプレゼンと食のプロによるプレゼンの2種類を実施。通訳支援の増強、海外展開支援課との連携による海外展開相談、招聘バイヤーによる巡回商談、機構経営支援部との連携による展示会前後の虎ノ門オンラインアドバイスを実施したほか、期間前後のECオンラインアドバイス、ECCampへの優

・ITやeコマースを活用した中小企業・小規模事業者の経営力の充実を図り、生産性向上や国内外の販路開拓の拡大を目指すため、関係団体、民間団体等と連携を図り、中小企業・小規模事業者向けの相談・助言、セミナー、ITサービス提供事業者等とのマッチングイベント等を実施する。
(再掲)

先申込、展示会会場において商品力チェックアドバイスも併せて実施し、総合展出席者のマッチングや海外展開につながる支援を実施。

■IT・EC活用支援事業

○セミナー・ワークショップ

・中小企業・小規模事業者がモール出店や自社ECサイトを構築するために必要な基礎知識や、生産性向上や販路開拓のためのノウハウを習得することを目的としたセミナーおよびワークショップを開催。

【セミナー】

開催回数：52回

参加者数：5,717人

【ワークショップ】

開催回数：36回

参加者数：416人

○マッチングイベント

【オンライン】

・ECにおける課題解決、IT活用等による生産性向上に資する民間支援事業者と中小企業とのマッチングイベント「EC Camp 2022」を開催。

事前申込者数・・・1,527人

参加者数・・・1,043人

双方向交流数・・・784件

出展社との面談数・・・247件

○EC活用支援パートナー制度

・中小企業・小規模事業者のEC、ITの導入等を推進するには、支援する事業者の協力が不可欠であることから、支援事業者をEC活用支援パートナーとして登録する制度を設置。

・EC活用支援パートナー制度の4年度末累計登録者数141社

○EC活用支援アドバイス

・前期に続き週5日実施、オンライン面談またはメールによる相談を実施。

・アドバイス件数・・・395件

[内訳] 国内EC相談・・・219件

・競争力のある製品、技術、サービス等を活かした海外展開を目指す中小企業・小規模事業者を支援するため、伴走型の海外展開ハンズオン支援、相談・助言、セミナーの開催、情報提供等を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決に努める。海外展開ハンズオン支援等の実施に際しては、成功事例の創出を意識し、支援機関と連携した支援を充実させ、特に、独

越境EC相談・・・176件
役立ち度・・・99.1%

○モール活用型ECマーケティング支援事業
・ECを活用した販路開拓を促進するため、eBiz上にオンライン講座／コラム（EC市場動向記事）／EC活用支援事例集を展開。EC活用に係るノウハウを手軽に知るツールを充実。

- ・オンライン講座・・・累計40本
- ・コラム・・・累計30本
- ・EC活用支援事例集・・・累計20本
- ・前年度に続き、中小企業・小規模事業者のEC活用の自立化の支援を行う出品企業数の積上を実施。

国内モールの出品企業数（累計）：690社
越境モールの出品企業数（累計）：342社
（再掲）

■専門家による助言

・海外投資や国際取引等の海外ビジネスに悩みを持つ中小企業・小規模事業者に対して豊富な実務経験等を有する海外ビジネスの専門家が経営支援の観点からアドバイスを実施。また、4年12月16日より新規輸出1万者支援プログラムを開始し、経済産業省貿易経済協力局、中小企業庁、日本貿易振興機構と連携し、全国の商工会・商工会議所等とも協力し、輸出に関心のある企業の掘り起こし、専門家による輸出相談を実施。

アドバイス件数 7,949件
アドバイス企業数 4,800社
役立ち度 98.8%

■海外展開ハンズオン（長期支援）

・海外展開を検討する中小企業・小規模事業者に対して、そのプランを具現化するために支援計画を作成し、海外事業計画策定から海外現地での商談・調査等についてアドバイスを実施。

実施企業数：79社

立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人国際協力機構、地域の中小企業支援機関、民間団体等との連携・協働した支援に取り組む。

・中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を促進するため、海外展開の検討開始段階の企業から、計画策定、現地パートナー獲得等、各ステージに応じた各種支援ツールの積極的活用を図り、海外展開支援先数を4,000社以上とする。

・中小企業の海外展開等に係る円滑な事業環境作りに向け、日本との間で中小企業政策への国際協力に関するニーズが高まっている海外の中小企業支援機関や国際協力機関等に対して、機構の支援ノウハウの提供や中小企業

うち現地同行支援社数：38社

■都道府県等中小企業支援センター、金融機関、等との連携

・国際取引や海外展開における留意点等について、都道府県等中小企業支援センター、金融機関等との共催または機構主催で海外展開セミナーを開催し、海外展開を目指す中小企業等に対して情報提供を実施。

セミナー回数 64回

参加人数 2,456人

役立ち度 94%

■中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を促進するため、海外ビジネスの専門家によるアドバイス、商談会など各種支援ツールを提供し、8,442社の海外展開支援を実施。

■中小企業の海外展開等に係る事業環境の整備

・コロナ感染収束に伴いタイで開催されたAPEC中小企業作業部会で、日本の中小企業支援事業を紹介。また、2022年から委員会に昇格したOECD中小企業・起業委員会に参加し、欧米を中心とした参加国・機関10先に対し、中小機構及びジェグテック・CEO商談会を紹介し、連携機関を開拓した。国内においても海外からの機構への来訪(22件127名)に対応。特に、デジタル分野で先行しているスウェーデン、フィンランド、デンマーク等の欧州の施策先進国、アジアのMOU締結機関との

支援の仕組み作りへの協力などの連携・交流を進める。

面談などにより海外機関との交流を本格化した。

- ・コロナ禍でネットワーク構築した国内の各国大使館・海外機関との関係維持を目的に創刊した「SMR J News (英文メールマガジン)」は新価値創造展出展企業の営業希望国への案内含め14回発行、機構事業の周知に努めた。個別の連携に向けた事業紹介も実施し、CEO商談会に興味を持った韓国中小ベンチャー企業振興公団(KOSME)の推薦企業の商談会参加に繋がった。また、在日フランス大使館経由で繋がったビジネスフランスとはOECD参加機会を活用し本国本部とも面談。販路支援部と共に、ジェグテックやCEO商談会実施に向けた協議を進めている。
- ・機構職員の国際化に向け、アメリカ大使館、香港貿易発展局を招いた英語勉強会を実施。事業での連携可能性も探った結果、香港貿易発展局と販路支援部・国際交流センターでのセミナー開催を実現した。また、台湾の財団法人資訊工業策進会と経営支援部のIT・DXに関する政策交流、北海道本部支援企業へのドイツ商工会議所紹介等、事業部・地域本部と海外機関との連携も促進した。
- ・(独)国際協力機構(JICA)・一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)からの要請に基づく外国政府関係者等への研修実施へ協力(14回127名)。
- ・ウズベキスタン政府の要請を受け、同国行政官向け起業支援研修を、創業・ベンチャー支援部及びJICAの協力を得て3回実施し高い評価を得た。また、JICAからの要請に基づき協力している「ベトナム中小企業支援人材育成プロジェクト」では、昨年度、現地コンサルタントへの研修実施後、4年度も人材支援部と連携し本格研修のカリキュラム作成を実施。現在も研修に向けた調整を実施中。
- ・日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で締結されている中小企業協力に関する

(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援

地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定等から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。

(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援

地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に関連するものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。

(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援

・地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指す新商品・新サービスの開発や既存商品の改良、着地型観光・インバウンドなど地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、AI・IT、医療・介護分野などの国内の成長分野に資するものなどに注力する。支援の実施に当たっては、多岐にわたる分野の専門家等の知見を活用したハンズオン支援等によ

覚書に基づき日台の中小企業支援実務者が参加する日台中小企業協力会合では、日本側事務局として、8月の準備会合、11月に台湾で開催された本会合の運営協力を行った。また、日台中小企業協力会合の関連イベントとして7月末に台湾中小企業処が実施した台日アジア・パシフィックスタートアップ交流・発表会において、創業・ベンチャー支援部と連携しJVA2社の登壇を図り、日台企業の交流・連携強化に努めた。

(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援

○多岐にわたる分野の専門家等の知見を活用・新事業展開を行う支援先企業の事業遂行上の課題を解決するため、新商品・新サービスの開発、企画・マーケティング、販売・営業管理、情報システム・IT、知的所有権、着地型観光・インバウンドなどの知見を有したアドバイザーを派遣。

派遣社数・回数：19社・78回

○機構の支援ツールを組合せた総合的支援
・新事業展開を行う支援先企業に対して、ハンズオン支援との連携支援を行い、企業の成長促進を図るための総合支援を実施。

○販路開拓における民間企業との連携拡充
・大手百貨店、高級スーパー、大手食品卸等の民間企業を「地域活性化パートナー」として登録し、新商品・新サービスの首都圏等における販路開拓の機会（商談会・展示会の開催等）を提供。商談会時には、商品の合否だけでなく、商品評価や今後の商品改良に向けたアドバイス等フィードバックを併せて提供し、今後の商品改良等に繋げる。
・コロナ禍等、変化する支援ニーズに対応するため、海外展開、ITサービス業やEC、ライブコマース、通販等、パートナー分野を拡充・強化するとともに、オンラインを

り事業計画の策定や事業化に向けた支援を実施する。また販路開拓においても、支援先企業に適した流通チャネルを持つ民間企業との連携拡充を図り、機構の支援ツールを組み合わせ合わせた総合的な支援を行う。

活用した企画を実施。

地域活性化パートナー企業登録数157社
(4年度新規登録18社)

地域活性化パートナー活用による支援企画数：58件、支援企業数：3,328社

○虎ノ門オンラインアドバイスの実施

・地域活性化パートナーの知見・ノウハウの有効活用として、パートナーと機構による商品開発や販路開拓に関する課題解決に向けたワンポイントアドバイスをオンラインにて行う「虎ノ門オンラインアドバイス」を実施。さらに、他の販路マッチング企画と組み合わせて実施することによる効果的な支援も実施。支援企業数234社

(企画事例)

展示・商談会「ヒットをねらえ！地域のおすすめセレクト

ョン2023」

・4年度も引き続き、出展者は会場不在、商品のみ展示し、来場者とオンライン接続にて商品説明・商談を行う「リアルとオンラインのハイブリッド型」で実施。出展カテゴリーは、観光・雑貨・食品の3分野で、SDGs・ソーシャルグッドをテーマに商品を募集。出展者に対して、オンライン展示に向けた動画作成支援、オンライン商談ノウハウ支援のための事前ウェビナー及び来場バイヤーのコメント、業界の動向等を出展者にフィードバックするフォローアップウェビナーを実施。商談機会の拡大を目的に、会期前後に商談期間を設定したこと、3年度試行で実施したオンライン接客機能の強化等により、商談件数の増加、取引希望等引き合いの増加を実現。また、新たな試みとして、海外バイヤーの招聘や、タイにおける商談会の実施等海外販路拡大の拡大や、地域支援機関と連携した2拠点を接続した形での展示・商談会を実施した。

・出展企業数：130社、オンライン商談数：364件

取引希望・商談希望・サンプル希望

: 6 2 2 件

- ・海外バイヤー 1 2 社を招聘、4 1 社 5 8 商談を実施。
- ・「虎ノ門オンラインアドバイス」において連携した岡山県商工会連合会と商品開発支援した 7 社の商品を特別出展、岡山県商工会連合会主催の展示会場と東京の同会場をオンラインで接続し、首都圏及び海外バイヤーとも商談を実施した。

○新規輸出企業 1 万社支援プログラムとの連携

- ・新規輸出企業 1 万社支援プログラムを受け、ウェビナー、虎ノ門オンラインアドバイス等を活用する形で海外現地に商流を有する地域活性化パートナー等と連携し、海外展開の初期段階の事業者を対象に支援を実施。ウェビナーではアメリカ、イギリス・EU、中国のマーケット情報や現地での日本商品の取り扱い状況等を伝えながら、併せて各国の商品募集を実施。また、海外輸出商社とのマッチングや海外バイヤーとの商談会等も実施し、新たに輸出を志向する企業へ販路開拓の機会も提供した。

海外展開企画 1 3 企画

支援企業数：4 1 9 社

(支援事例)

岡山県商工会連合会と実施した商品開発・改良プロジェクトで麺製造業者を支援。商品及び提案資料のブラッシュアップ等のアドバイスを実施。当初はアジア市場を目指していたものの、支援の中で、市場も大きく、麺類輸出実績 2 位であるアメリカの業務用市場の可能性をアドバイス。その後、地域活性化パートナーのアメリカのスーパーマーケットに対し商品提案を実施、会社紹介及び提案資料のブラッシュアップ、市場定着を目指した継続的な訴求方法等のアドバイスを実施。商品が採用され、5 年 3 月から店頭販売開始、5 月に期間限定イベントの実施が決定し、準備

<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事</p>	<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等）</p> <p>成長初期段階のベンチャー企業や成長分野の参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドを組成し、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化する。ファンドへの出資に当たっては、ファンド</p>	<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等）</p> <p>・中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するため、新規のファンドを運営しようとする者等に対し、制度説明や活用事例に関する情報提供等を行うことを通じて出資先候補の発掘に努めることにより、成長</p>	<p>を進めているところ。</p>	<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等）</p> <p>■ベンチャー・中小企業の成長を支援するファンドの組成促進</p> <p>・ライフサイエンス分野や、脱炭素化社会の実現に向け、環境分野にフォーカスしたファンドなど、政策的意義の高いファンドの組成に注力し、新たに10件・計171.0億円の出資契約を締結。機構出資が呼び水となり、民間資金の出資を促進（ファンド総額1053.1億円を実現、約6.2倍の呼び水効果）。</p> <p>○起業支援ファンド</p> <p>・IT分野、大学発等のシード・アーリーステージを中心とするベンチャー企業を支援するファンド等（総額356.7億円）に対して計91.0億円の出資契約を実施。</p> <p>○中小企業成長支援ファンド</p> <p>・シード・アーリーステージからレイターステージまで継続的に投資を行い、ユニコーン企業の創出を目指すファンドや、脱炭素化社会の実現に向けた環境分野にフォーカスしたファンド等（総額696.4億円）に対して80.0億円の出資契約を実施。</p>		
--	--	--	-------------------	---	--	--

例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言等を行う。

組成の政策的意義とファンドの事業採算性の確保に考慮したファンド出資を行う。また、組成したファンドに対しては、ガバナンスを向上させるため、出資ファンドごとの投資活動の実態把握等による継続的なモニタリングを徹底する。

ファンドからの投資後に投資先企業のIPO達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域ごとの企業への投資状況及び投資先の具体的成果の調査・分析等を行う。

また、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、中小企業等経

初期段階のベンチャー企業や成長分野への参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行う政策的意義の高いファンドを8ファンド以上組成する。

・ファンドへの出資に当たっては、民間資金の呼び水としての役割に徹しつつリスク分散を考慮し事業採算性の確保を図るため、ファンド運営者の投資実績、投資先企業に対する経営支援実績等を重視したうえで外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な審査を行い、投資対象企業の成長ステージ・業種、ファンド運営者の投資手

■出資実績累計

○起業支援ファンド

- ・出資ファンド数累計 141ファンド
(うち清算終了済80ファンド(組合員の地位譲渡を含む)、清算手続中6ファンド)
- ・ファンド総額累計 5,326億円
- ・機構出資契約額累計 1,468億円
- ・4年度投資先企業数 258社
(累計3,918社)
- ・4年度投資金額(追加投資額も含む) 570億円(累計3,285億円)
- ・4年度株式公開企業数 12社
(累計203社)

○中小企業成長支援ファンド(事業承継ファンドを除く)

- ・出資ファンド数累計 124ファンド
(うち清算終了済41ファンド(組合員の地位譲渡を含む)、清算手続中6ファンド)
 - ・ファンド総額累計 9,909億円
 - ・機構出資契約額累計 2,663億円
 - ・4年度投資先企業数 102社
(累計2,099社)
 - ・4年度投資金額(追加投資額も含む) 448億円(累計7,209億円)
 - ・4年度株式公開企業数 12社
(累計135社)(※)
- (※)うち3社(累計では36社)は起業支援ファンドとの重複投資先

○起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド(事業承継ファンドを除く) 合計

- ・出資ファンド数累計 265ファンド
(うち清算終了済121ファンド(組合員の地位譲渡を含む)、清算手続中12ファンド)
- ・ファンド総額累計 15,235億円
- ・機構出資契約額累計 4,131億円
- ・4年度投資先企業数 360社
(累計6,017社)
- ・4年度投資金額(追加投資額も含む)

営強化法（平成11年法律第18号）に規定する経営力向上計画並びに生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に規定する新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。

法・エグジット戦略、組成時期などの面で多様なファンドに出資を行う。
・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対して機構の支援ツールや他の中小企業支援機関等の有効なツール等の情報提供を行うことで、投資先企業の事業成果の向上につなげる。
・ファンドからの投資後に投資先企業のIPO達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域毎の企業への投資状況などの調査・分

1, 019億円（累計10, 495億円）
・4年度株式公開企業数 21社
（累計302社）

■外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な出資審査
・29年度に審査プロセスの見直しを行い導入した事前審査（書面審査）においては、要件の確認に加え、外部専門家から意見を聴取し、提案内容の妥当性等について審査を実施するとともに、概ね1ヶ月で結果の通知を実行。
・事前審査通過者に対する本審査においては、監査法人による現地調査を行うとともに、外部有識者からなる出資先候補評価委員会を開催（13回／事業承継ファンド・再生ファンド含む）。出資提案を受けているファンド組成計画等について、出資決定の参考とするための意見を聴取し、出資を決定。

■外部有識者によるファンド事業評価・あり方の検討
・外部有識者からなるファンド出資事業評価・検討委員会を開催（1回）。ファンド出資事業の実績と取組について説明。事業評価と課題について意見を聴取。

■出資後のモニタリング・フォローアップの強化（事業承継ファンドを除く）
○ファンド運営状況のモニタリング
・既存ファンドの組合員集会への出席（118回）のほか、投資委員会へのオブザーバー参加や投資の事前検討会への参加（421回）、その他キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。
・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料により投資先企業の財務状況等を確認し、企業の成長段階を把握。必要に応じて経営支援を行う部署等と機構の支援ツ

析等を行う。また、成果目標として、IPOを達成した投資先企業の上場時の時価総額（公開価格ベース）が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を2割以上、上回ることをとする。ただし、IPOの達成状況や上場時の時価総額については経済状況に大きく影響を受けるため、前年度の実績も含めた2ヵ年度の実績により評価するものとする。

ルの活用についての情報交換を実施。

○ファンドクローズに向けた具体的な取り組み
・モニタリングシート（ファンドクローズ管理用）を活用し、終期の近いファンドについて、計画的なクローズが行われるよう、半年毎のモニタリングを実施。

・4年度中ががんばれ！中小企業ファンド1件、ベンチャーファンド2件、中小企業成長支援ファンド2件のファンドクローズ手続きを完了。

■ファンド運営者等に対する情報提供等

・機構が実施するJapan Venture AwardsやFASTARのピッチイベント、海外企業とのビジネス商談会等の開催情報等について、ファンド運営者に対してメールマガジンを配信（年間18回）。

・地域本部等、機構の支援先企業や、他支援機関の支援先企業等のうち、ファンドからの資金調達ニーズを有する企業の情報を提供。

■投資先事例の収集・発信

・出資ファンドの投資先企業2社に対しヒアリング調査を行い、成功事例としてとりまとめ、4年度中にホームページに公開し、支援ノウハウを共有。

■投資先企業に対する支援

・モニタリングを通じて投資先企業の実態を適切に把握。ファンド運営者との投資先企業に係る情報共有と連携支援への取組を推進。

・ファンド投資先における4年度専門家継続派遣事業の活用企業2社、販路開拓コーディネート事業の活用企業1社。

・「中小企業総合展」（「新価値創造展2022」）に出展したファンド投資先3社。

・機構が運営するインキュベーション施設に入居するファンド投資先は31社。

(いずれも清算終了済ファンドからの投資先を除く)

(起業支援ファンドを活用した支援事例)

・ AI を活用した人材評価プラットフォームを企業や学校に提供するベンチャー企業に対して、機構出資ファンドが今後のさらなる成長に向けた資金を提供するとともに、人事戦略の助言・経営幹部の採用サポート等を実施。こうしたサポートを通じて採用した人材が当社の中核として経営基盤強化並びに業容拡大に大きく貢献し、ファンドからの投資受入れ後、約5年でIPOを果たすまでに成長した。

(中小企業成長支援ファンドを活用した支援事例)

・ 入退室管理システムを中心としたIoT機器及びクラウドサービスの開発・提供を手掛ける企業に対して、機構出資ファンドを通じて投資を実行。ファンド運営者は、取締役派遣を通じて、事業戦略・組織戦略策定や人材採用等の支援を実施。これらの支援が実る形で、創業から約8年でIPOを果たした。

■投資先企業の成長

○株式公開企業数 (IPO数)

・ 株式公開企業数 (IPO数) 21社
(累計302社)

・ 4年度の国内新興市場IPO企業数は75社となっており、そのうち、機構出資ファンドから投資を受けて上場を果たした企業数は17社。国内新興市場における機構出資ファンドの投資先の割合は22.7%。

(IPO事例)

・ 独自プロセスを用いた化成品の製造・販売を手掛けるベンチャー企業に対して、複数の機構出資ファンドより投資を実行。ファンド運営者は、事業開発・提携先開拓・株式公開に向けた各種対応等の支援を実施。

・産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に規定する革新的技術研究成果活用事業計画の認定を受けた新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、並びに特定新事業開拓投資事業計画または外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けたベン

また、中小機構においてもインキュベーション施設入居企業としてハード・ソフト両面での支援を実施。これらの支援の結果、4年6月に東証グロース市場へのIPOを果たした。

○地域毎の企業への投資状況

・4年度の起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド(事業承継ファンドを除く)の投資先 合計

東京都 255社(累計3,403社)

関東地域(東京除く) 8社(累計627社)

近畿地域 11社(累計657社)

その他地域 86社(累計1,330社)

○「第22回 Japan Venture Awards」において機構の出資ファンド投資先企業の経営者が経済産業大臣賞を受賞したほか、計9者が各賞を受賞。

(特に断りがない場合は、起業支援ファンドには旧ベンチャーファンドを、中小企業成長支援ファンドには、旧がんばれ!中小企業ファンド・事業継続ファンド・地域中小企業応援ファンドをそれぞれ含む)

■債務保証業務

・事業拡大ステージにあるディープテックベンチャーを対象とする債務保証制度により、オンライン決済用共通プラットフォームの開発事業者及び月面輸送ランダー開発事業者、宇宙ごみ除去事業者、癌早期発見検査キット開発事業者の4件の契約を締結。また、指定金融機関等に新たに5機関が指定を受け、計10機関となった。

・4年度末時点で保証先6件、保証残高7,312百万円。(革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度及び革新的データ産業活用円滑化債務保証制度)

チャーファンドの借入、地域再生法(平成17年法律第24号)に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、中小企業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画及び経営力向上計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。審査については、制度の政策目的を踏まえつつ適切に行う。

・令和4年度補正予算(第2号)により追加的に措置された出資金については、

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、将来の日本の雇用・所得・財政を支える新たな担い手となるグローバルメガスタートアップを創出するためのグローバルスタートアップ成

長投資事業に活用する。

②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援

機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材・販路・経営ノウハウ等の経営課題解決のために多様な支援ツールを活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業創出に向けて、事業化の促進を行う。

②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援

・機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材確保・販路開拓・経営ノウハウ等の経営課題に対する相談・助言、機構の持つ多様な支援ツールを活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業の創出等に向けて、事業化の促進を行う。
地域のベンチャー支援機関等と連携しながら支援ネットワークを強化することにより、インキュベーション施設

②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援

■入居者のニーズ・課題に対応した支援

○インキュベーションマネージャーによる支援

- ・施設数 29施設
- ・入居者数 512者
- ・インキュベーション施設における支援活動の一環としてセミナー、ワークショップ、勉強会等を実施。
開催回数159回、延べ参加者数5,626人
- ・入居者等に対するコーディネート支援を1,847件実施

○機構の支援ツール等の活用

- ・入居企業に対して、専門家派遣、機構出資ファンドからの投資、マッチングイベントへの出展等、機構の支援ツールを活用して支援（専門家継続派遣・経営実務支援・販路開拓コーディネート事業の活用企業4社、ファンドの投資先企業31社、中小企業総合展等ビジネスマッチングイベントへの出展企業18社）。

○他機関と連携した支援

- ・地方公共団体や地域支援機関等が実施する展示会への出展、補助金・助成金の獲得、大学研究者とのマッチング等を支援。
- ・「BioJapan2022」に、「中小機構ブース」として入居企業等30社とともに出展。機構ブース出展社全体で1,722件のマッチング（名刺交換数）、商談引き合い197件。

○ベンチャー・新事業開拓への社会的関心の

におけるソフト支援の一層の充実を図る。
これらの取組みを通じ、退去企業の施設退去時における売上計上率を70%以上とする。また、施設退去後2年経過後の支援先の売上高及び従業員数の増減率、資本規模、地域への定着状況等の調査・分析等を行う。

創出・連携構築

- ・年間のメディア掲載数778件。入居企業の持つ技術力、新規製品への注目向上に貢献。
- ・ベンチャーキャピタルや事業会社等の投資機関及びクラウドファンディング事業会社等の投資仲介機関との連携により、投資受入金額17,235百万円、銀行等の金融機関との連携により、融資借入金額1,514百万円の資金調達に貢献。
- ・入居企業6社が当年度内に5億円以上のエクイティでの大型資金調達を実施し、IPOに向け事業を加速。他にも、大学ファンド等、国内外のベンチャーキャピタルや事業会社から出資を受けるなど、入居企業に多くの投資機関が注目。

■支援の質の向上に向けた取組

- ・インキュベーションマネージャーのスキル向上、情報・支援ノウハウの共有化、支援ネットワークの強化等を図るため、BIソフト支援会議を計3回開催。

■他のベンチャー支援機関等とのネットワーク強化

○機構の広域ネットワークを活用し、各地域で機構インキュベーション施設をハブとして、特徴的な支援リソースを保有するベンチャー支援機関等と連携した効果的・効率的な支援、支援対象企業の拡大を実施。

(ネットワーク強化による支援事例)

- ・北海道本部、北大ビジネス・スプリングが北海道大学産学・地域協働推進機構や北大リサーチ&ビジネスパーク推進協議会と連携し、「経営者に求められる資質とは」と題するセミナーを開催。

基調講演では、先輩ベンチャー経営者による経営者の心構えについて講演。続くトークセッションでは、北大ビジネス・スプリング卒業の企業・入居企業の先輩経営者が決断の仕方や社員とのコミュニケーション

ン等について本音で議論。さらに、中小機構やNEDOが「創業・スタートアップ支援」等の起業に向けた情報提供を行い、起業を目指す人へのモチベーションアップにつなげた。リアル、オンライン合計で、146名が参加。

- ・東北本部が東北経済産業局、宮城県、仙台市と連携し、東北地方から世界の頂点（TOP）に立つオンリーワン企業の創出を目指すピッチイベント「aTOP」をハイブリッドで開催。

「aTOP」はディープテックなどの革新的な技術を活用して社会ニーズの解決を目指す東北発のスタートアップ企業と、ベンチャーキャピタルや事業パートナー、金融機関、支援機関の出会いの場を創出するスタートアップイベント。

T-Biz入居企業2社を含む国公立大学のシーズから事業化に取り組む5社が登場。リアル参加者は115名（VC/CVC7社17名、機構関係者17名を含む）、オンライン参加者は75名（VC/CVC6社8名（1社リアルと重複）、うち機構関係者11名を含む）が参加。

■売上計上化達成企業の輩出

- ・売上計上化達成企業数60社、売上計上化率81.1%

（入居企業に対する支援事例）

- ・東京大学で20年以上の研究成果を基に創業された藻類バイオテックベンチャー。

「藻類プラットフォーム」を目指す当社のビジネスモデルにはマーケットイン型の研究開発経営が不可欠である。「藻類」の裾野を広げていくために、市場のニーズ・シーズに適したプロダクトやソリューションを開発することが不可欠。そこでインキュベーション施設ではマッチング活用や事業パートナー候補となりうる事業会社の紹介支援や資本提携先の選定及び交渉における

③ベンチャー支援
将来の地域中核
企業等の創出のた
め、地域のベンチ
ャー企業等に対
し、ベンチャーキ
ャピタル、アクセ
ラレーター、大企
業、成功起業家、大
学及び地域の中小
企業支援機関等と

③ベンチャー支
援
・将来の地域中
核企業等の創出
のため、ベンチャ
ーキャピタル、ア
クセラレーター、
大企業、成功起業
家、大学及び地域
の中小企業支援
機関等との支援

支援を行った。

その結果、4年度にはシリーズBの資金調達を実施し、590百万円の調達に成功した。これによる藻類の産業化に向けた研究開発が加速することに期待。

(施設退去時と施設退去後2年経過後の比較)

・元年度にインキュベーション施設を退去した企業の売上高平均伸び率は7.3%、従業者数平均伸び率は1.8%、資本金平均伸び率は0.2% (売上高平均4,395百万円→4,715百万円、従業者数平均101.6人→103.5人、資本金736百万円→737百万円)、地域への定着率は74.1%)

(参考指標)

・「中小企業実態基本調査」(中小企業庁調べ)
結果による中小企業(法人)の売上高等の状況(元年度調査と4年度調査の比較)
売上高平均175百万円→180百万円
(3.0%増)
従業者数平均9.0人→9.2人
(2.2%増)

■インキュベーションプログラム強化・発展事業

・4年度より北海道大学及び東京農工大学にインキュベーションマネージャーを派遣。

③ベンチャー支援

■アクセラレーション事業(F.A.S.T.A.R)

・将来のユニコーン及び上場ベンチャーや、地域中核企業に成長し得るベンチャー企業から、起業を目指す個人までを対象に、全国から発掘したうえで、1年間集中支援を行う事業を実施。

○4年度は、一次公募・二次公募併せて114社の応募の中から、26社を採択とし、昨年度からの継続案件18社を含め計342回の支援を実施。また、3年度採択企業

の支援ネットワークを構築するとともに、機構の多様な支援ツール等を活用することにより、資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。

④創業に対する情報提供・助言等
創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対して、支援施策・成功事例等に関する情報提供を行う。
AI・ITを活用し、起業の準備者への情報提供・助言を行うとともに

ネットワークを構築する。地域のベンチャー企業等に対し、資金調達及び事業提携等の実現に向けた経営課題の解決を図るため、構築した支援ネットワークと機構の多様な支援ツール等を組み合わせた相談・助言、セミナー、マッチング等による複合的な支援を行う。

・機構が保有するもの以外のインキュベーション施設等に集積するベンチャー企業の事業化促進等支援ニーズに応えるためインキュベーションマネージャー派遣等支援を行う。

④創業に対する情報提供・助言等
・起業事例として模範的な経営者等を発掘・表彰する事業（Japan Venture Awards）を行うとともに、創業機運の向上やアントレプレナーシップの醸成に向けて、セミ

等18社が投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催し、マッチングを促進。（参加者計424名）

④創業に対する情報提供・助言等
■JVA（Japan Venture Awards）
・創業の啓発と促進に向けて、モデルとなる起業家を表彰する「第22回JVA（Japan Venture Awards）」を実施。応募者166人の中から、経済産業大臣賞、科学技術政策担当大臣賞、中小企業庁長官賞、機構理事長賞及び新設した地域貢献特別賞など、計14人のベンチャー企業経営者を表彰。これに加えて、ベンチャーキャピタリスト奨励賞を表彰し、ベ

に、地域の創業支援機関等を適切に紹介するなど、より効果的な起業を促す。

また、中小企業大学校東京校を創業者の育成を行う地域の拠点とし、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。

ナー等により創業やベンチャー企業の取組事例を紹介する。

- ・産業競争力強化法における創業支援等事業計画の認定を受けた市町村や創業支援機関に対し、創業支援スキルの向上に資する支援ノウハウを提供するとともに、起業家教育などの創業無関心者への創業機運醸成や創業関心者への意識啓発など、創業に至るまでの各段階の支援に役立つ情報提供その他の必要な協力を行う。また、AI・ITを活用した起業の準備者への情報提供・助言を行い、地域の創業支援機関等を適切に紹介する。
- ・中小企業大学校東京校施設の一部を、創業者の育成を行う地域の拠点として運営し、支援運営内容の充実化を図り、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を

ンチャー企業に対して成長実績を挙げており、今後一層の活躍が期待されるキャピタリスト2人を表彰。

- ・アントレプレナーシップの醸成及びチャレンジ精神の普及を目的に、JVA過去受賞者によるキーノートスピーチ、VCと起業家によるピッチイベント及びノミネート者によるパネルディスカッションを実施。
リアル参加者：106名
オンライン視聴者の参加者：407名
参加者の満足度：94.6%
- ・産業競争力強化法における創業支援等事業計画の認定を受けた市町村や創業支援機関に対し、創業支援スキルの向上に資する支援ノウハウを提供するため、講習会を3回実施し、認定自治体等115機関から132人参加（リアル26名、オンライン106名）。
また、上記の認定を受けた市町村等と共催で創業関心者および創業希望者向けのワークショップ（地方版TIPS）を6回実施、125人が参加。
- ・Businessのノウハウを活用し、自治体の創業支援事業の機能強化に向けて創業4分野の動画を作成。
- ・12万人を対象に創業無関心者から創業関心者、創業準備者、創業者に至る各段階における創業への関心や意識について、生活環境の影響等の観点から調査を実施。
- ・創業無関心者への創業機運醸成のため、高校生向けの起業家教育事業を実施。起業家教育プログラムに基づく支援を4校、出前授業を51校に対し実施。
- ・創業関心者への意識啓発や創業希望者への創業支援については、オンラインワークショップ（TIPS）を43回実施、延べ929人が参加。

■AIを活用した起業支援チャットボットによる情報提供

一体的に行う。

- ・起業関連情報を学習したA Iによる起業相談チャットボット「起業ライダーマドル」をLINE上での運用を実施。
- ・LINEの累計友だち登録者数101,645人(5年3月末)に対して、起業に関する情報提供や相談対応(相談者数26,030人)、事業計画書作成支援(事業コンセプト作成機能利用者数9,081人)を実施。
- ・地域の創業支援機関のニーズに対応し、起業に関するセミナー・イベント情報を配信し、参加を誘発。(41回の配信を実施)
- ・中小企業大学校東京校施設の一部で、創業者の育成を行う地域の拠点(Businesst)を運営し、創業者等への支援を実施。
- ・創業者支援・会員支援のイベントを開催。会員を対象としたスキルアップ講座(販路開拓、IT活用、デザイン)や他の支援機関と連携セミナー等を実施。
- ・東京校の「中小企業支援担当者等研修(上級)」を担当部署と協議し、Businesstの創業支援ノウハウを中心とした「中小機構Businesstの創業支援研修」に内容を変更し、年1回実施。
- ・日本政策金融公庫のオーダーメイド「創業マネージャー研修」においてBusinesstの創業支援ノウハウを提供し、担当部署とも連携してテキストの開発と研修を実施。
- ・IT活用やブランディング構築、広告物等のデザイン制作を担う専門家を配置することで入会希望者及びイベント参加者の増加を図る体制を構築。
- ・創業検討層を対象とした「トライアルコース」と創業準備コースを卒業した者を対象とした「アルムナイ」を創設した。
- ・延べ会員数599人 会員数：47人
(5年3月末)
- ・スペース利用率 約75.9%
(45.5/60スペース)
- ・セミナー130回 参加者数：747人
- ・相談会 40回 参加者数：64人

(4) 事業再構築支援

中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。

さらに、中小企業等事業再構築促進事業の採択事業者に留まらず、より幅広い事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、先進事例の普

(4) 事業再構築支援

中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。

さらに、令和4年度からの新たな取り組みとして、中小企業等事業再構築促進事業の採択事業者に留まらず、より幅広い事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得ら

(4) 事業再構築支援

・中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報並びにこれら事業者の制度対応や事業再構築に係る相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。

・令和3年度補正予算(第1号)により追加的に

(4) 事業再構築支援

○事業再構築補助金の採択

- ・2年度補正予算(第3号)により、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築支援を実施。
- ・特に、緊急事態宣言に伴う時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により深刻な影響を受け、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業、宿泊業等を営む事業者に対する措置として、「緊急事態宣言特別枠」を設け、累計で15,503件を支援。
- ・加えて、3年度補正予算(第1号)により、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ、売上高減少要件を撤廃した「グリーン成長枠」を創設し、公募を開始。ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援。
- ・4年度補正予算(第2号)により、現行の枠組を見直し、「成長枠」・「産業構造転換枠」・「サプライチェーン強靱化枠」の創設、「グリーン成長枠」の要件緩和及び補助金の上乗せを行い、公募を開始。

申請件数

通常枠：	37,130件
(累計)	99,416件)
大規模賃金引上枠：	33件
(累計)	65件)
緊急事態宣言特別枠：	4,509件
(累計)	24,151件)
卒業枠：	21件
(累計)	210件)
グローバルV字回復枠：	1件
(累計)	3件)
最低賃金引上枠：	720件
(累計)	1,580件)

及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。

れた知見も活用しつつ、先進事例の普及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。

措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、要件の見直しや新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。

・より幅広い中小企業・小規模事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、専門家によるハンズオン支援や事業再構築計画の事業化率向上に資する研修等の支援を行う。

・令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費により追加的に措置された補助金については、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日閣議決定）に基づき措置されたこと

回復・再生応援枠： 5,077件
(累計 5,077件)
グリーン成長枠： 1,036件
(累計 1,036件)
原油価格・物価高騰等緊急対策枠
： 2,980件 (累計 2,980件)

採択件数

通常枠： 16,140件
(累計 38,045件)
大規模賃金引上枠： 18件
(累計 36件)
緊急事態宣言特別枠： 3,006件
(累計 15,503件)
卒業枠： 9件
(累計 106件)
グローバルV字回復枠： 0件
(累計 1件)
最低賃金引上枠： 590件
(累計 1,255件)
回復・再生応援枠： 3,292件
(累計 3,292件)
グリーン成長枠： 414件
(累計 414件)
原油価格・物価高騰等緊急対策枠
： 1,652件 (累計 1,652件)

を認識し、加点点措置や新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。

・令和4年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、補助上限の引上げ、要件緩和を行う中小企業等事業再構築促進事業に活用する。

【指標3-1】
・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率33%以上とする。
【基幹目標】（新規設定）

【指標3-1】
・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率33%以上とする。
【基幹目標】（新規設定）

【指標】
・中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）：33%以上【基幹目標】

【指標3-2】
・中期目標期間に

【指標3-2】
・中期目標期間に

・海外展開支援

【指標】
・中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）：71.0%【基幹目標】

・海外展開支援企業数：8,442社

【指標】
■中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（基幹目標）
海外政府機関等と連携した実需を見込める海外企業の発掘や商談会参加企業の提案力強化等に取り組んだ結果、商談会終了後の成約率は目標の33%以上を達成し、71.0%（目標達成率215.1%、過去2年平均比203.7%）と大幅に向上。

■海外展開支援企業数

<p>において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。(2015～2017年度実績:1.1万社)</p> <p>【指標3-3】 ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。(新規設定) ([参考] 2014～2017年:1.8割)</p> <p>【指標3-4】 ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く。)を40本以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):53ファンド(うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。))</p>	<p>において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。(2015～2017年度実績:1.1万社)</p> <p>【指標3-3】 ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。(新規設定) ([参考] 2014～2017年:1.8割)</p> <p>【指標3-4】 ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く。)を40本以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):53ファンド(うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。))</p>	<p>企業数:4,000社以上</p> <p>・機構が出資したファンドの投資先の時価総額が50億円以上となる割合:新興市場全体の同割合を2割以上、上回る</p> <p>・起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く.):8本以上</p>	<p>・機構が出資したファンドの投資先の時価総額が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を上回る割合:2.3割</p> <p>・起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く.):10本</p>	<p>補助金活用先企業等にプッシュ型でアプローチを行うとともに、「新規輸出1万者支援プログラム」を受け、支援機関と連携した支援を推進した結果、海外展開支援先企業数は目標の4,000社以上に対して8,442社(目標達成率211.0%、過去2年平均比152.2%)と大きく目標を上回る実績を達成。</p> <p>■機構が出資したファンドの投資先の時価総額が50億円以上となる割合が新興市場全体の同割合を2割以上、上回る。</p> <p>ファンドGPとの情報交換を通じて投資先企業に機構支援施策の紹介等の企業価値を高める取り組みを行った結果、4年度は目標の2割以上を上回る2.3割(目標達成率115.0%)の目標を達成。</p> <p>■起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数</p> <p>ファンドGP候補の相談から出資審査迄のプロセスの合理化に取り組んだ結果、ファンド新規組成数8本以上に対して10本(目標達成率125.0%)と大きく目標を上回る実績を達成。</p>	
---	---	---	---	--	--

	<p>【指標3-5】</p> <p>・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額の年率平均増加率が3.0%以上となる者の割合を5割以上とする。【基幹目標】</p>	<p>・インキュベーション施設の退去企業の施設退去時における売上計上率：70%以上</p>		<p>・インキュベーション施設の退去企業の施設退去時における売上計上率：81.1%</p>	<p>■債務保証（財務省共管業務）</p> <p>事業拡大ステージにあるディープレックベンチャーを対象とする債務保証制度により、オンライン決済用共通プラットフォームの開発事業者及び月面輸送ランダー開発事業者、宇宙ごみ除去事業者、癌早期発見検査キット開発事業者の4件の契約を締結。また、指定金融機関等に新たに5機関が指定を受け、計10機関となった。4年度末時点で保証先6件、保証残高7,312百万円。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	経営環境の変化への対応の円滑化		
業務に関連する政策・施策	将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を実施。東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、3号、4号、6号、9号、13号、15号、16号、18号、19号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0378

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小規模企業共済制度の在籍率【基幹目標】	中期目標期間終了時において、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上 令和4年度13%ポイント以上向上	前期中期目標期間末の在籍率49.9%	3.3%	7.0%	11.2%	14.4%		予算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	
小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数	中期目標期間において、2万件以上 令和4年度4,000件以上		8,319件	7,524件	9,998件	11,454件		決算額（千円）	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	別紙3参照	
								経常費用（千円）	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	
								経常利益（千円）	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	別紙4参照	

										行政コスト(千円)	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照	別紙5参照	
										従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。</p> <p>中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事</p>	<p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。</p> <p>中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主的な努力だけで</p>	<p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p>	<p>< 主な定量的指標 ></p> <p>【指標4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。 <p>【基幹目標】(新規設定)</p> <p>([参考] 2017年度末実績: 46.8%)</p> <p>【指標4-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。 <p>(新規設定) ([参考] 前中期目標期間実績(2017年度末実績): 役員等による委託機関等への訪問件数473件)</p>	<p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p>	<p>評価: A</p> <p>根拠:</p> <p>中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標2項目で目標達成。また、委託機関等への支援件数において、直近過去2年実績平均との比較でも130.7%を達成。</p> <p>経営環境の変化への対応の円滑化については、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行った。また、大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援した。</p> <p>(1) 小規模企業共済</p> <p>加入件数の半数を担う金融機関を中心にアプローチし、共済制度の手続きや営業推進に向けた研修を提供する等、加入促進に向け金融機関等の活動をサポート。その結果、委託機関等への支援件数は11,454件と過去最高(目標達成率286.4%、過去2年平均130.7%)。また、委託機関と連携した相談対応や全加入者に対するインボイス制度等有益情報の提供により小規模企業共済の魅力向上を図ったほか、自治体との連携により広報誌や自治体主催の創業セミナーで共済制度の説明を行い、商工団体等の非会員や創業予定者の加入を促進した結果、目標を上回る在籍率64.3%(前中期目標期間終了時(49.9より14.4%ポイント</p>	<p>評価</p>	

<p>業者の事業再生を促進する支援等を行う。</p> <p>また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。</p>	<p>は対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。</p> <p>また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給 ・新型コロナウイ 		<p><目標水準の考え方></p> <p>○指標4-1について</p> <p>機構発足以降の在籍率について、対前年度比の増減率が年平均1%ポイントであることを踏まえ、毎年度1%ポイントずつ向上させることを目指す。なお、機構が直接コントロールできない脱退者数によっても左右される在籍率を一定割合で向上させることは困難を伴うことから、達成の難易度は高い。</p> <p>※目標水準を見直し、令和4年度及び令和5年度の目標値の引き上げを実施。</p> <p>○指標4-2について</p> <p>加入促進に当たって、従来は、機構の役員や地域本部長による訪問（トップセールス）を中心とし、これを実績として計上してきたが、第4期中期目標期間におい</p>		<p>向上）を達成（目標達成率110.7%）。</p> <p>(2) 事業再生、新型コロナウイルス感染症及び大規模災害への対応</p> <p>事業再生に向け、協議会職員等へ研修を通じた相談体制の強化等により収益力改善・再生・再チャレンジへの支援を強化。また、感染症対応の各種補助金・利子補給において、延べ219万者(推計値)を支援(中小企業全体の約60%に相当)。更に自然災害や感染症等に対する事前対策として事業継続力強化計画策定に取り組む中小企業を支援。</p> <p>①事業再生</p> <p>中小企業活性化協議会の発足や中小企業活性化パッケージ・NEXTを受け、全国本部として、収益力改善・再生・再チャレンジを推進するため、協議会職員や専門家への研修を通じた相談体制の強化や地域金融機関職員の協議会への受け入れによるトレーニー制度を創設し、128人を育成。</p> <p>②再生ファンド</p> <p>支援対象の拡大のため、ファンド運営者が再生系サービサーと協働し再生支援を行うファンドに対する出資を初めて実施。5ファンドを組成(前年比3件増)。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>政府系・民間金融機関(都道府県経由)貸付への利子補給の実施。実質無利子化を延べ212万者支援。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の販路開拓や事業の再構築を支援するため、小規模事業者持続化補助金に特別枠を設けた他、事業再構築補助金においても特別枠、回復・再生枠を創設し、支援を実施。両補助金で1.4万件支援。</p> <p>④大規模災害等への備え</p> <p>災害等発生時における事業の強靱化を推進するため、セミナー・シンポジウムを通じ事業継続力強化計画(感染症対策を含む)策定に取り組む事業者を掘り起こして支援を実施。前年度比1.5倍となる1,702件の計画策定を支援(単独型1,342件、連</p>	
--	--	--	---	--	---	--

	<p>ルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主 (事業性のあるフリーランス含む) に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化 ・再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を通じた中小企業再生支援協議会の強化 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣 ・感染症対策を含む中小企業強靱化対策として行う事業継続力強化計画等の策定支援、普及啓発 <p>令和2年度補正予算(第2号)により追加的に措置された補助金及び出資金については、新型コロナウイルス</p>		<p>ては、在籍率をさらに向上させるため、職員等による委託機関等への訪問及び説明会の開催、業界団体等の新規チャネルの発掘等の取組もこの対象に加えることとし、新たに設定した。</p> <p><想定される外部要因></p> <p>想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>		<p>携型360件)</p> <p>以上のように、高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>ス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主 （事業性のあるフリーランス含む） に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主 （事業性のあるフリーランス含む） に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充 <p>2年度補正予算 （第1号及び第2号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、</p> <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業 ・過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充 <p>令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度については、機構が毎年度策定する加入促進計画に基づき、加入促進に取り組む。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行うとともに、代理店・委託団体等(以下「委託機関等」という。)に対し、新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。

また、小規模企業共済事業及び中小

(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進については、加入促進に特に重点を置く地域や期間を定めるとともに、代理店・委託団体等(以下「委託機関等」という。)の顧客特性を踏まえた加入促進計画を毎年度策定し、これに基づいた活動を着実に実施する。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行う。委託機関等に対し、制度の意義、施策としての重要性を普及させるための説明会等の開催や効果的な加入促進事例の情

(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

・小規模企業共済制度の政策的な意義及び安定的な運営の観点から、2022年度における在籍率について、加入対象者数及び脱退者数等を踏まえたうえで、前期中期目標期間末の在籍率を13%ポイント以上向上する。
・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る2022年度加入促進計画を策定し、地方公共団体、地域の中小企業支援機関等の協力の下、期間加入促進運動(加入促進強調月間、確定申告期運動等)、代理店・委託団体等(以下「委託機関等」という。)へのトップセールスなどを実施し、両共済制度の普及及び加入促進を図る。
・小規模企業共済制度の普及及び加入促進による在籍率の向上を図るため、委託機関、関係機関等に対し、制度説明会の開催や効果的な加入促進策の横展開等を積極的に実施する。
こうした取組を通じ、小規模企業共済制度

(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

・小規模企業共済における4年度末の在籍率は64.3%となり、前期中期目標期間末49.9%を14.4%ポイント向上。

・4年1月策定の「4年度加入促進計画」に基づき、関係省庁、地方公共団体、地域支援機関、中小企業団体、金融機関等と連携、以下の加入促進活動を実施。コロナ禍において、委託機関を直接訪問することが困難な状況にあったが、オンラインや電話・メールを活用して、全国加入促進強調月間運動(10~11月)、代理店や委託団体別の加入促進運動を実施。また併せて、地域本部長によるトップセールスや委託機関の関心を引き付けるために縦割り業務の打破による複合的アプローチ(支援メニューの複数分野の紹介)を実施。
・小規模企業共済制度の普及及び加入促進のために、複数の委託機関を集めた説明会を開催して、効果的な加入促進を実施。また、支援機関の共済以外の担当者にも制度を理解してもらうために、他の中小企業施策と合わせたセミナーに組み合わせ制度普及を実施。

こうした取組を通じて、委託機関等への支援件数は、年度目標4,00

企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。

具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じて妥当性、安全性、効率性等を確認する体制を構築し、進めることとする。

また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進めるとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、

報提供など新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。

また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。

具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じて妥当性、安全性、効率性等について、機構外の専門家による確認体制を構築し、進めることとする。

また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依

の委託機関等への支援件数を4,000件以上とする。

- ・加入者へ実施している認知媒体調査の結果を今後の加入促進施策の企画・立案、実施の際に反映させることで、より効率的・効果的な加入促進を実施する。

- ・顧客層拡大のため、対象者が多い業種等に向け、加入促進を実施する。

- ・具体的には、会社役員、農業者、飲食サービス業等に対する普及活動を継続するとともに、若年層が多いフリーランスへの積極的な普及活動を実施する。

- ・上記のほか、制度の普及及び加入促進を図るため、従来型のパンフレット等の配布、関係機関等の発行する広報誌や専門誌、メールマガジン等を活用した広報に加えインターネットを介した広報を実施する。

- ・また、共済ホームページやチャットボットによって共済制度等の周知により、さらなる加入促進等を図る。

- ・契約者等の利便性の更なる向上及び業務効率化・合理化のた

0件に対し、11,454件を達成。

- ・効率的・効果的な加入促進を実施するため、新規加入者を対象に実施している認知媒体調査の結果を踏まえ、情報収集ツールとして利用率が高いインターネットを活用した広報を拡大して実施。

- ・顧客層拡大のために、新規創業者や農業者へ積極的なアプローチを実施。

- ・上記のほか、制度紹介のパンフレットをより分かりやすいものに一新して、委託機関へ配布。また、本部及び地域本部の加入促進担当者によるオンラインによる定例会（個別月例会）を実施して、共済制度の普及に関する意見交換を行った他、地域本部におけるベストプラクティスを横展開して、加入促進を実施。

- ・制度の内容や加入手続きを分かりやすく説明する共済ホームページの見直しに着手。

その方策も含めて検討を行っていく。

拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進め、機構の運営費交付金の効果的な施策への活用を行うとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。

め、本格的なオンライン化を含む、業務・システムの見直しを行い、また、機構外の専門家による確認体制を構築しシステム開発に着手する。

・契約者の利便性向上等を図るため、本格的なオンライン化に先駆けて実施する、加入手続き及び契約変更（住所変更等）などの保全手続きのオンライン受付についてシステム開発に着手する。

・これら業務に伴う委託機関業務の変更や共済契約者の手続きの変更について、委託機関及び共済契約者への周知を行う。

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援

中小企業再生支援全国本部として、機構は、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生等の支援を受け、その活力の再生が促進されるよう事業再生の支援体制を強化する取組を実施する。支援に当たっては、中小企業・小規模事業

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援

①中小企業・小規模事業者の再生支援
中小企業再生支援全国本部として、中小企業・小規模事業者の事業再生に貢献する。具体的には、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにするため、全国の中小企

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援

①中小企業・小規模事業者の再生支援
・中小企業活性化全国本部（以下「全国本部」という。）として、全国の中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）に対して、質の高い相談・助言、専門家の派遣、支援体制のP D C Aサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供など、中小企業・小規模

- ・5年9月から実施予定の加入手続き及び契約変更（住所変更等）などの保全手続きのオンライン受付について、システム開発に着手。
- ・また、7年9月から実施予定の本格的なオンライン化に向けたシステム開発も予定どおり着手。
- ・オンライン化に向けたスケジュール等を案内した文書を送付。また、委託機関向けにオンラインで説明会を実施。

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援

■中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）による中小企業・小規模事業者への経営改善・事業再生支援活動に対し、中小企業活性化全国本部（以下「活性化全国本部」という。）による支援を実施。
○活性化協議会に対する助言・支援事業
・活性化全国本部は、多様化する収益力改善、経営改善、事業再生及び廃業（以下「再生等支援」）案件に対応する活性化協議会を支援するため、27名の高度な実践的知識・経験等を有する専門家を配置、地区担当などを定め、効率的・効果的な相談・

者に対する一義的な支援機関である中小企業再生支援協議会（都道府県ごとに設置）が個々の中小企業・小規模事業者を支援する上で、どのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、取引金融機関数が多数に上るケース、株主との権利調整が難航するケース、支援対象がグループ会社のケースなどの困難かつ複雑な再生案件が近年増加しており、これらに効率的・効果的に対応するため、各地の中小企業再生支援協議会が企業の再生支援を通じて蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面での高度な再生手法に係る専門的な助言が必要とのニーズがある。これらを踏まえ、中小企業再生支援全国本部は、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支

業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のP D C Aサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供、統一的な事業運営基準の明示やI Tを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援、中小企業再生支援協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修を実施する。これらに加え、全国の地域金融機関、商工団体、士業団体等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行うとともに、中小企業再生支援協議会が他の関係支援機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会

事業者から協議会に求められる収益力改善、経営改善、事業再生及び廃業案件に効率的・効果的に対応するための、具体的な解決策の提案などを行い、協議会事業を通じて、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な収益力改善や事業再生等の支援を受けられるようにする。

- ・全国本部の協議会に対する相談・助言による協議会の課題解決率を70%以上とする。
- ・協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修については、各支援現場に戻った受講者が複雑化する再生案件への対応に役立つよう、実践的な内容を取り上げたものとする。
- ・また、協議会に対して、統一的な事業運営基準を明示し、I Tを活用したネットワークシステムを提供することにより、情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援を強化する。
- ・さらに、全国の地域金融機関、商工団体、

助言等による支援を実施。

- ・活性化協議会の現況把握のため、協議会の窓口相談利用企業のアンケートや再生計画策定支援に至った中小企業、金融機関、外部専門家等に対するアンケートを実施。集計・分析・評価を行い今後の改善に繋がるよう中小企業庁、各経済産業局、認定支援機関、活性化協議会にフィードバック。
- ・協議会が抱える高度な案件については、活性化協議会からの要請を受け、外部専門家派遣（3件）を実施。

- ・活性化全国本部の相談・助言による活性化協議会の課題解決率93.6%
- ・中小企業活性化協議会事業にかかる業務効率化システム（I Tを活用したネットワークシステム）利用の満足度は、55.3%

○研修・セミナー・会議の実施

- ・活性化協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーの支援能力向上のため、活性化協議会が果たすべき役割・現状、再生等支援、先行的取組事例のノウハウ共有及びグループワークなど実践的な研修を実施。（プロジェクトマネージャー向け研修は47名参加、満足度95.6%。サブマネージャー向け研修はオンデマンドで19動画配信、総視聴回数9,540回、満足度99.6%）。

- ・抜本再生案件の支援の品質向上と支援人材確保のため、弁護士向けの研修を実施（申込者数402人、役立ち度99.1%）。また、新たに会計士向けの研修をハイブリッドで

援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のPDCAサイクル構築に関する支援、ITを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援等を実施する。

また、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関を通じて中小企業・小規模事業者による経営改善・生産性向上の取組を支援する。

さらに、地域金融機関等と連携した再生ファンドを組成することで、中小企業再生支援協議会との連携・協働による中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。

を行う。また、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業再生支援全国本部と中小企業事業引継ぎ支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地域において中小企業再生支援協議会が事業引継ぎ支援センターと連携・協働して中小企業・小規模事業者が抱える課題の解決に寄与するよう、双方の一層の連携強化を図る。

士業団体等への積極的な訪問等のアプローチより事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行い、より早期での相談・持込みの促進に努める。また、再チャレンジ支援の定着化と経営者保証ガイドライン単独型の一層の普及に努める。

・また、協議会が他の関係支援機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会を行う。

・中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターの統合による協議会の一体的な支援体制を整備するとともに、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を促進し、経営者が抱える事業再生以外の課題の解決にも寄与する。

開催（申込者数412人、再生回数1,444回、役立ち度95.3%）。加えて、再生支援ノウハウの地域還元を目的として、活性化協議会が4年度から採用しているトレーニー（金融機関行職員、保証協会職員）に対する集合研修を実施（受講者数128人）。

- ・各地の活性化協議会事業の円滑化を図るため、全国47活性化協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーが一同に会する実務者会合を1回オンラインで開催。全国の活動状況等の実績や新たな再生等支援施策の説明等を行い、活性化協議会事業の適切な運営支援を実施。
- ・中小企業活性化セミナーは運営を内製化し、オンライン配信で実施（申込者数1,178人、再生回数1,933回、役立ち度97.7%）。先進的な取組のモデルを23事例発表。

○事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働

- ・中小企業庁による「中小企業収益力改善支援研究会」及び「活性化協議会支援事業評価指標研究会」並びに、日本商工会議所及び全国銀行協会による「経営者保証に関するガイドライン」研究会について、統括事業再生プロジェクトマネージャーや副統括事業再生プロジェクトマネージャーが委員として参画することで、成果物のとりまとめに協力。
- ・日本商工会議所、日本政策金融公庫、日本税理士会連合会等の外部機関主催する研修に全国本部専門家を19回講師派遣（570機関から

- 2, 213人参加)。
- ・宿泊業、飲食業、運輸業について活性化協議会による支援事例を17事例ホームページで公開し活用を促進。
 - ・新たな活性化協議会事業の普及のため、日本政策金融公庫やTKCの広報誌や業界紙(事業再生と債権管理)に計10回の寄稿を実施。その他新聞や業界紙(ニッキン、帝国データバンク、近代セールス計4回)への取材協力を通じ積極的な広報を実施。
- 再チャレンジ支援、経営者保証ガイドライン単独型、収益力改善支援の普及
- ・早期に事業清算を決断して新事業に再挑戦する経営者を支援するため活性化全国本部では協議会の弁護士サブマネージャーの公募等により支援体制を拡充するとともに、再チャレンジ支援の報告ツールの改訂等により、手続の明確化や集計作業の効率化を図り、研修等を通じて普及。4年度の再チャレンジ支援は536件。
 - ・経営者保証ガイドラインの取組みについて、4年度に活性化協議会におけるガイドラインを利用した支援案件数260件。うち単独型は90件
 - ・新たな支援策となる収益力改善支援について、全国本部として「中小企業収益力改善支援研究会」に委員参画し、「収益力改善支援に関する実務指針」の策定に関与するとともに様式や手引きの整備等を行い、活性化協議会の円滑な業務実施に貢献。
- 中小企業再生支援協議会と経営改

②中小企業・小規模事業者の経営改善
経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画策定を支援することにより経営改善・生産性向上の取組を支援する。

②中小企業・小規模事業者の経営改善
・認定経営革新等支援機関が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて実施する経営改善計画策定支援事業、早期経営改善計画策定支援事業及び中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき第三者支援専門家(認定経営革新等支援機関に限る)が実施する事業再生計画策定支援事業、弁済計画策定支援事業の利用申請受け等の業務を行う認定支援機関等に対して、統一的な判断に資する事業運営基準の整備、執行効率化に向けた業務運営方法の提案、適切な助言・指導等を

善支援センターの統合による協議会の一体的な支援体制を整備
・活性化協議会においては経営改善計画策定支援事業に対する助言支援を開始。活性化全国本部では助言実施報告例の展開やマニュアル改訂等、円滑な事業運用を支援。また、両事業の研修動画を29本配信し一体化に伴う相互の業務理解を促進。

■経済産業大臣への報告

・産業競争力強化法に基づき、令和3年度再生支援協議会事業の評価を実施、結果を取りまとめ、経済産業大臣に報告。

②中小企業・小規模事業者の経営改善

■経営改善計画策定支援事業

○経営改善支援センター業務の改善

・経営改善支援センターは、4年4月1日から中小企業再生支援協議会と統合し、活性化協議会が発足。活性化協議会の助言機能の活用を促進。

また、全国本部として年2回検査を実施し、適正な執行を確認。

・財務状況などに経営上の課題を抱える企業から債務を抱えるものの今後の飛躍のため事業改善を行いたいという企業まで、様々なニーズの中小企業・小規模事業者の経営改善を行うための施策として、機構が各認定支援機関への委託事業として実施。

・中小企業の事業再生等のための私的整理手続が策定されたことを踏まえ、活用促進を図るため中小版ガイドライン枠を新設。(補助上限最大700万円)

4年度の経営改善計画策定支援事業(以下「405事業」という。)に

行う。
・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化のために活用する。

・社会環境や市場環境の影響により事業が停滞したベンチャー企業に対し、公認会計士等の専門家が資金調達・資本政策、事業の大幅見直し・新たな経営戦略策定、M&A等に関する相談・助言を行い、ベンチャー企業の再発進・再挑戦を促進する。

③再生ファンドによる事業再生支援等

地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、中小企業再生支援協議会との連携・協働により中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献

③再生ファンドによる事業再生支援等

・中小企業活性化協議会等との連携の下、地域金融機関、信用保証協会、ファンド運営者に対して制度説明や先進事例に関する情報提供等を行うとともに、既存ファンド

に係る利用申請受付1,978件(うち、中小版ガイドライン枠88件)。早期経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付2,058件)。

■ベンチャーリポート支援事業

・3年度スキームを構築し、4年度本格的に始動。

専門家を拡充(4名から8名)し、資本政策を中心としたベンチャー企業の相談に対応。相談件数52件、支援の役立ち度90.9%。

③再生ファンドによる事業再生支援等

■中小企業再生ファンドの組成促進

・地域のニーズに応じた中小企業再生ファンドの組成及び活用を促進。また、2・3年度補正予算により中小企業再生ファンドに係る出資金が措置されたことを受けて、ファンド運営者の公募により組成を促進。地域金融機関、信用保証協会、中小

する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を通じて運営面でのガバナンスを向上させるとともに、各種情報や機構支援ツールの提供等を行うことにより、投資先企業の再生を支援する。また、産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。

の投資進捗及び新規ファンドに対する事業再生ニーズの把握を踏まえ、中小企業再生ファンドの組成促進を行い、中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。

・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対する再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供等を通じて、事業成果の向上につなげる。

・これらの取組による成果の目標は、ファンドからの投資先企業の存続とし、その達成状況を把握するため、投資先企業の存続率等の調査・分析を行う。

・産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に規定する事業再編や事業参入を図るため

企業再生支援協議会と連携した中小企業再生ファンド5ファンド（総額188.0億円）に対して109.0億円の出資契約を実施。

- 新規組成及び活用促進等に向けたファンド運営候補者等との面談
- ・面談等を行ったファンド運営候補者数 10者
- ・出資ファンド数累計 72ファンド（うち清算結了済39ファンド、清算手続中1ファンド）

ファンド総額累計 2,443億円
機構出資契約額累計 1,143億円
4年度投資先企業数 46社
（累計685社）

4年度投資金額（追加投資額も含む）
148億円（累計1,489億円）
4年度再生完了先企業 27社（累計508社）

（参考）再生完了企業の雇用者数
1,531人（累計28,745人）

■ファンドに対するモニタリングと情報提供

- ファンド運営状況のモニタリング
- ・既存ファンドの組合員集会への参加（24回）のほか、ガバナンスの強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加（67回）するとともに、キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。
- ・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料より投資先企業の財務状況等を把握。

（支援事例）

- ・地域経済の低迷から経営不振を余

の借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証を行う。審査については制度の政策目的を踏まえつつ適切に行う。

・令和2年度補正予算(第2号)により追加的に措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充のために活用する。

・令和3年度補正予算(第1号)により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充に活用する。

儀なくされていた50年以上の業歴を有する飲食業者に対して、機構出資ファンドが金融支援並びにハンズオン支援を行い、事業再生を支援。ファンドは不採算店舗撤退をはじめとした固定費の削減など様々な改善策を実行。その結果、改善実績をもとに政府系金融機関より劣後ローンの調達に成功し、実質債務超過解消に目途が立ったことから、メインバンクのリファイナンスにより事業再生を完了、地域雇用の確保に大きく貢献した。

○ファンドクローズに向けた具体的な取組み

- ・モニタリングシート(ファンドクローズ管理用)を活用し、終期の近いファンドについて、計画的なクローズが行われるよう、半年毎のモニタリングを実施。
- ・4年度中に中小企業再生ファンド2件のファンドクローズ手続きを完了。

○ファンド運営者に対する情報提供等

- ・事業承継・再生支援部の開催する、中小企業の再生支援事業及び中小企業活性化協議会・全国本部の活動の啓蒙・普及を目的とした「中小企業活性化セミナー」において、ファンド事業部では、ファンドGPに本セミナーの案内を行うとともに、再生・バイアウトの担当者はファンドGPに個別で声掛けを実施。全1,248件の申し込みがあり、うちファンド事業部経由での申し込みは、176件。

○投資先企業の存続状況

- ・4年度期首での投資先企業148

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

東日本大震災により被災した地域について、機構は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、その復興の進捗に適合した支援を行う。その中でも特に原子力災害により深刻な被害を受け

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

①東日本大震災の復興・再生支援
東日本大震災により被災した地域について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、国の復興・創生期間での出口を目指し、その復興の進捗度と歩調

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

①東日本大震災の復興・再生支援
「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更（令和3年3月9日閣議決定）を踏まえ、地域により復興の異なる進捗状況に合わせ機構の知見とノウハウを最大限活用し、被災した地域及び中小企業・小規模事業者の復興と自立化に貢献する。
・東日本大震災に対

社のうち期末での存続企業147社（存続率99.3%）

○支援終了企業の雇用維持率

- ・4年度支援終了企業27社の雇用維持率69.5%
- ・4年度支援終了企業のうち雇用を7割維持した企業数21社（当該企業の割合77.7%）

■債務保証業務

- ・産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の取り扱いはなし。
- ・事業者からの具体的な相談対応先9件。

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

■仮施設整備事業

○仮施設の整備状況（完成ベース）

- ・市町村 53市町村
- ・案件数 累計648案件
- ・区画数 累計3,639区画
- ・面積 累計230,069㎡
- ・現事業者数 78事業者（前年同期比4者減）
- ・現従業員数 628人（前年同期比34人減）

■仮施設有効活用等支援事業（助成）

○機構が整備し、市町村に譲渡した仮施設について、復興の促進と仮施設の有効活用を図るため、一定の

た福島の復興・再生について、引き続きその求められる役割を果たし、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。
また、大規模な自然災害等が発生した場合には、これまでの知見とノウハウを活用して、機動的に支援を行う。

を合わせた支援を展開する。
その中でも特に原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。

処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)に基づき著しい被害を受けた中小企業・小規模事業者等のための工場・事業場・店舗等の仮設施設整備及び当該施設の有効活用(移設・撤去等)に係る支援については、福島県原子力災害被災12市町村からの依頼に基づき、引き続き実施する。

・原子力災害により被災した中小企業・小規模事業者の事業・生業の再建、自立化を支援するため、国・福島県・民間で設置する福島相双復興官民合同チームへ参画し、被災中小企業・小規模事業者への個別訪問等を通じて実態の把握等を行うとともに、これをきっかけとして、事業再開や自立化に向かって再スタートを果たそうとする意欲のある被災中小企業・小規模事業者に対し、機構の知見、ノウハウを活かし多様な支援策を提供していくことで福島の産業復興の加速化に貢献する。

・このほか原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生

要件を満たした場合、市町村に対して仮設施設の移設、撤去等に係る費用を助成。

○支援実績(交付決定ベース)

・撤去事業 4事業 206百万円

■福島の産業復興の加速化への取組

○福島相双復興官民合同チームへの参画

・国・福島県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」の創設に伴い、機構は「国」の一員として同チームの事業者支援グループに参画。同チームは総勢約280名の体制で福島県内(福島、南相馬、いわき)及び東京都内の計4支部に駐在し、被災事業者に5,302回訪問。

○警戒区域等地域の復興に向けた賑わい回復支援事業

・原子力発電所事故に伴い、警戒区域

について、機構に求められる役割を果たすことで、被災中小企業・小規模事業者等の事業再開と自立化に貢献する。

・東日本大震災で被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題に対応するため、2011年度に設立された産業復興機構への出資等を行う。加えて、産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援、令和2年度までに産業復興相談センターにおいて、再生計画策定支援・債権買取支援の相談を受付けた被災中小企業・小規模事業者等に対して利子補給を行う財団に助成を行う基金の運営を行う。

・令和2年度までに株式会社日本政策金融公庫等の東日本大震災復興特別貸付等を受けた被災中小企業・小規模事業者等に対して利子補給を行う財団等に助成を行う基金の運営を行う。

等に設定された福島県の12市町村を対象に、住民の帰還や賑わいの回復を通じて、地元中小企業者等の活性化を図るための復興イベントを実施するために必要な経費を助成。

・助成事業数
1町1回

■二重債務問題への対応

○産業復興機構（ファンド）へ出資等
・東日本大震災で被害を受けた中小企業等の二重債務問題に対応するため、県及び地域金融機関との共同出資により5県（岩手・宮城・福島・茨城・千葉）で設立した産業復興機構（総額370億円）に対し、1.5億円を出資。

（機構出資契約額296億円）

（債権買取実績）

債権買取先数 0先

（累計335先）

債権買取額 0億円

（累計206億円）

・組合員集会への参加（2回）のほか、ガバナンスの強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加（6回）するとともに、その他運営者との随時面談等を通じ、運営状況を適時・的確に把握。

○各産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援

・各産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援について、交付要領に基づき助成を実施。

助成件数 20件

助成金額 31百万円

○中小企業再生支援協議会の再生計画策定支援等を受けた被災中小企業者等に対して利子補給を行う基

・東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象とする被災道県が実施する貸付制度への支援を継続する。

・原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業。小規模事業者等を対象とする福島県が実施する貸付制度への支援を継続する。

金の運営

・中小企業再生支援協議会（産業復興相談センター）の支援を受けて事業再生を図る被災中小企業者等に対して、旧債務（再生計画等の対象となる債務）に係る利子の補てんを行うための基金を創設し、その運営体制を整備。

県の財団法人を經由して被災中小企業者等に利子補給を実施。

・支援実績

利子補給件数 3件

利子補給額 23百万円

■東日本大震災復興特別貸付等への対応

○利子補給を行う基金の運営

・日本政策金融公庫及び商工組合中央公庫が行う「東日本大震災復興特別貸付」等の借入を行う被災中小企業者等のうち、事業所が全壊又は流出、または計画区域等に事業所を有していた被災中小企業者等や、一旦廃業した事業者であって新たに事業を開始する中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設し、その運営体制を整備。

県の財団法人等を經由して被災中小企業者等に利子補給を実施。

・支援実績

利子補給件数 142件

利子補給額 0.7百万円

■被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施

・被災6道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県）に対する23年度から累計1,402.3億円の貸付。うち、4年度は11先の事業者に対し、5.6億円の貸付承認。

②大規模な自然災害等への対応

大規模な自然災害等が発生した場合には、機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。

②大規模な自然災害等への対応

・大規模な自然災害等が発生した場合には、関係機関と連携をとり機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。

- ・被災道県及び財団が実施する貸付審査等への助言協力を実施(対象県3県、支援先数10先、支援日数15.0人日)。
- ・東日本大震災で被害を受けた中小企業等の復旧の支援のための貸付、条件合致先への償還猶予などの措置を継続して柔軟に実施。

■特定地域中小企業特別資金貸付(原発事故対策)の実施

- ・福島県に対して、同県の原発事故により甚大な影響を被る中小企業等に対して、福島県内の移転先や避難区域が解除された地域等での事業継続・再開に必要な事業資金を貸し付ける融資制度の財源の一部を貸付(23年度からの累計703億円の貸付)。
- ・23年度からの累計939先の事業者に対し、157.4億円の貸付決定。うち4年度は、2先の事業者に対し18.9百万円の貸付決定。

②大規模な自然災害等への対応

■特別相談窓口等の設置

- ・以下の災害について、速やかに特別相談窓口等を設置するなどして、被災中小企業の要望に対処するための体制を整備し、相談を受け付けた。機構・関係各機関の災害支援施策等の情報提供を実施。また、前年度から引き続き設置している窓口においても、相談等の対応を実施。

令和4年7月14日からの大雨による災害

7/19 東北本部

令和4年8月3日からの大雨による災害

8/4 東北本部・関東本部

		<p>令和2年7月豪雨</p>	<p>8/5 北陸本部（実績1件）</p> <p>令和4年台風第14号による災害 9/20 中国本部・四国本部・九州本部</p> <p>令和4年台風第15号による災害 9/26 関東本部、中部本部（実績1件）</p> <p>令和4年12月17日からの大雪 12/20 関東本部</p> <p>令和4年12月22日からの大雪 12/26 北海道本部、関東本部</p> <p>令和5年1月24日からの大雪 1/25 中国本部</p> <p>【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】 4年度実績 23件</p> <p>【ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口】（2021/11/2設置の原油価格上昇に関する特別相談窓口から2022/2/25)付け改名)】 4年度実績 4件</p> <p>○仮施設整備支援事業（助成） ・被災した地域において、被災中小企業・小規模事業者等が早期の事業活動再開を支援するため、複数の被災中小企業・小規模事業者等が入居する仮施設を整備する費用を助成する事業を実施。</p> <p>・支援実績（交付決定ベース） なし</p> <p>令和2年7月豪雨の復興支援</p>		
--	--	-----------------	--	--	--

災害により被災した
熊本県の中小企業・小
規模事業者等に対し
て、復興の程度を勘案
しながら、専門家の派
遣等を通じた相談・助
言を行う。

・令和元年台風第1
9号災害により被災
した宮城県・福島県・
栃木県・長野県の中小
企業・小規模事業者等
に対して、復興の程度
を勘案しながら、専門
家の派遣等を通じた
相談・助言を行う。

○専門家派遣事業

・被災中小企業・小規模事業者等の経
営課題に対して、豊富な支援実績を
有する専門家のノウハウを活用し
たアドバイスを実施。

・支援実績

支援回数 6回

派遣人日数 2人日

■令和元年台風第19号災害の復興
支援

○専門家派遣事業

・被災中小企業・小規模事業者等の経
営課題に対して、東日本大震災等
における復興支援の実績を有する専
門家のノウハウを活用したアドバ
イスを実施。

・元年11月から被災中小企業・小規
模事業者等に対して専門家を派遣
し、被災中小企業・小規模事業者の
経営課題についての助言の他、支援
機関等からの派遣要請に応じ補助
金申請に伴う説明会・勉強会・相談
会等に対応。

・支援実績 271回

派遣人日数 165.5人日

(支援事例)

・福島県内の商工会議所では、台風第
19号により発生した域内での水
害以来、大規模地震や感染症の連鎖
も続いたことから地域的に大きな
ダメージを受け、苦境からなかなか
抜け出せない状況であった。まずは
喫緊の課題解決のため、復興支援ア
ドバイザーを派遣し、事業計画や
BCP計画の策定が必要な事業者に対
して商工会議所が行う支援事業(相
談会等)をサポートするとともに、

・令和3年2月に発生した福島県沖地震により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする岩手・宮城・福島県が実施する貸付制度への支援を行う。

・令和元年台風第19号により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする宮城県・福島県・栃木県が実施する貸付制度への支援を継続する。

・平成30年7月豪雨により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする岡山県・広島県・愛媛県が実施する貸付制度への支援を継続する。

・熊本地震により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする熊本県が実施する貸付制度への支援を継続する。

・機構が有する中小企業支援機関等とのネットワークと緊密

更に具体的な助言が必要な複数の事業者に対しては、商工会議所と連携の上、計画策定に向けた支援を個別に行った。これらにより、商工会議所の支援力向上にも寄与するとともに復旧のための地域的な課題解決に向けた取組みの一助となった。

■令和元年台風19号に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施

・被災3県（宮城県・福島県・栃木県）に対して37.1億円を貸付。2先の事業者に対し、0.7億円の貸付承認

■平成30年7月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施

・被災3県（岡山県・広島県・愛媛県）に対して200.5億円を貸付。

■平成28年熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施

・熊本県に対して385.4億円を貸付。

■事業継続力強化計画の策定支援

・企業単体による単独型の事業継続力強化計画に加え、連携型の事業継

な連携関係及びこれまで培ってきた経営支援ノウハウを活かし、中小企業・小規模事業者による事業継続力強化計画及び複数の中小企業・小規模事業者による連携事業継続力強化計画の策定支援を行うとともに、これらの策定を支援する人材の育成、中小企業・小規模事業者等に対する積極的な情報提供・普及啓発活動に取り組む。

継続力強化計画の認定を目指す連携体等に対し、専門家を派遣し計画策定支援を実施。

事業継続力強化計画の策定支援件数
1,702件
(連携型360件、単独型1,342件)

- 強靱化支援人材の育成及び情報提供・普及啓発
- ・強靱化支援および人材育成のためのセミナーを実施。
 - ・強靱化の取組の重要性や、事業継続力強化計画認定制度等の理解促進を目的とした事業者向けセミナーを実施。4年度では、関係機関が主催する施策説明セミナーへ講師派遣も行った。

【研修実績】

各大学校による研修開催（11回開催） 146名参加

【セミナー開催実績（参加者数）】

セミナー開催（33回開催） 1,236名参加
講師派遣セミナー（49回開催） 1,637名参加

- ・昨年度に引き続き、計画策定の重要性を伝えるため、実体験に基づいた講演等によるシンポジウムを、全国の被災地等で4回にわたり開催。また、先行企業の事例等の動画コンテンツを制作し、ポータルサイトにて掲載・公開して情報を発信。

【シンポジウム開催実績（視聴者数）】

被災地開催シンポジウム（3回） 1,350名視聴
動画配信シンポジウム（1回） 2,

・令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣

・令和2年度補正予算(第2号)により追加的に措置された補助金については、新型

528名視聴

新型コロナウイルス感染症特別貸付等への対応

○利子補給を行う基金の運営
(新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業)

・日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行が行う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付により借入を行った中小企業者等のうち、売上が一定の水準以上減少した中小企業者等を対象として、借入後最長3年間利子補給を行うための基金を機構に創設(3,370億円)し、その運営体制を整備。中小企業者等に直接利子補給を実施。

- ・交付決定件数
101,347件
- ・交付決定(補給)額
14,629百万円

■新型コロナウイルス感染症制度融資への対応

○利子補給を行う基金の運営
(新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業)

・信用保証協会を有する都道府県及び4市(横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市)が実施する制度融資により借入れを行った中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設(15,127億円。4年2月に一部国庫返納。返納後、9,881億円)し、都道府県等を経由して利子補給を実施。

- ・交付決定自治体数 51自治体
- ・交付決定額

新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給の拡充

- ・令和3年度補正予算(第1号)により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」

(令和3年11月19日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業に活用する。

250,864百万円

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を実施する支援機関等に対し、中小企業診断士、税理士、企業経営や店舗経営の経験者等の専門家を無料で派遣。

相談対応の専門家派遣実績

123人

相談対応した事業者実績

519社

- 令和2年7月豪雨災害への対応

- なりわい再建資金利子補給事業

- ・なりわい再建支援事業を活用し復旧する被災事業者等に対して、政府系金融機関による特別貸付及び熊本県による制度融資を対象に、熊本県を經由して借入後3年間の利子相当額を助成。

- ・支援実績

利子補給件数 22件

利子補給額 1,740千円

<p>【指標4-1】 ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。【基幹目標】(新規設定) 〔参考〕2017年度末実績：46.8%)</p> <p>【指標4-2】 ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定)〔参考〕前中期目標期間実績(2017年度末実績)：役員等による委託機関等への訪問件数473件)</p>	<p>【指標4-1】 ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。【基幹目標】(新規設定) 〔参考〕2017年度末実績：46.8%)</p> <p>【指標4-2】 ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定)〔参考〕前中期目標期間実績(2017年度末実績)：役員等による委託機関等への訪問件数473件)</p>	<p>【指標】 ・小規模企業共済制度の在籍率：前中期目標期間終了時より13%ポイント以上向上【基幹目標】 ・小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数：4,000件以上</p> <p>・再生支援全国本部の再生支援協議会に対する相談・助言による再生支援協議会の課題解決率：70%以上</p>		<p>【指標】 ・小規模企業共済制度の在籍率：前中期目標期間終了時より14.4%ポイント以上向上【基幹目標】 ・小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数：11,454件</p> <p>・再生支援全国本部の再生支援協議会に対する相談・助言による再生支援協議会の課題解決率：96.3%</p>	<p>【指標】 ■小規模企業共済制度の在籍率：前中期目標期間終了時より14.4%ポイント以上向上【基幹目標】 ■小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数11,454件 より多くの小規模事業者に認知し活用して貰うため、新規加入者の獲得に重点を置いた加入促進活動を引き続き強力に展開。4年度は加入件数の半数を担う金融機関を中心にアプローチし、共済制度の手続きや営業推進に向けた研修を提供する等、加入促進に向け金融機関等の活動をサポート。その結果、委託機関等への支援件数は目標4,000件に対し、過去最高の11,454件(目標達成率286.4%過去2年平均130.7%)を達成。 また、委託機関と連携した相談対応や全加入者に対するインボイス制度等有益情報の提供により、小規模企業共済の魅力向上を図った結果、目標を上回る在籍率64.3%(前中期目標期間終了時(49.9より14.4%ポイント向上)を達成(目標達成率110.7%)。</p>
---	---	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
運営費交付金の効率化	毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化		▲3.5%	▲3.3%	▲3.4%	▲2.9%		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。	限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。	限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。			<評価と根拠> 評価： B 根拠： ■機構のDXへの取組 ・デジタル技術を活用し、機構の業務を革新させることで、顧客に寄り添うための時間及び顧客に提供できる価値を拡大し、サービスの向上を図ることを目的とし、DX推進計画を策定。 ・「業務の充実」と「業務の効率化」を両輪として17のプロジェクトに取り組んでいく。4年度は、DXに必要な環境整備の一環として、各個別情報システムのクラウド基盤への移行を先行的に実施。 ■組織パフォーマンス、組織力の向上 ・顧客重視の支援を強化するため、山陰地域及び栃木県（宇都宮）に	評価	

					<p>おけるエリアマネージャーの活動と併せて、関東・近畿・九州本部で導入していた都道府県別のチーム制を中部本部でも新たに導入し支援を強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで改善実行運動」では、機構内全部門・地域本部に参加を呼びかけ、改善テーマを設定。101の改善テーマが提案され、役職員総出で取り組んだことで、業務効率の向上とあわせ、組織活性化にも繋げた。 ・経営力再構築伴走型支援の推進のため、人事交流等の連携を深化するとともに、広報面（J-Net21とミラサポPLUS）やデータの連携に向けた継続的な検討を実施するなど中小企業庁との連携を促進。 <p>■対外的発信力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小機構の存在意義の周知や支援施策の利用促進を図るため、従来のマスメディアのみならず、社会的に浸透したデジタルメディア（SNS等）も組み合わせた情報発信に取り組むとともに、地域本部や中小企業応援士を通じ、対外的な情報発信を強化。 <p>①「J-Net21」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の補助金等の支援情報を毎日4本以上、ニュース形式で発信。 ・国や自治体、支援機関も含めた支援情報を検索可能な「支援情報ヘッドライン」で、毎日約100件程度の情報を更新して提供し、約9,500ビュー／日を獲得。 ・社会経済の動きに即したタイムリーな特集記事を掲載。「中小企業の人材確保」の記事では公開2カ月で37万ビュー獲得。 ・中小企業団体の取組をJ-Net21で紹介するとともに団体機関紙で
--	--	--	--	--	---

					<p>機構の事業紹介を行い、相互乗入れ広報を実施。</p> <p>②デジタルメディア（SNS等）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災の事前対策や生産性向上、IT導入などをテーマとしたYoutube動画の作成・配信で430万回再生（3年度作成動画の平均再生回数：約4.5千回）。Youtubeは累計1.15万人のチャンネル登録、Facebookで3.1万人、twitterで1.3万人のフォロワーを獲得。 <p>③大手メディアへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手メディアへの掲載件数は過去最大の4,761件（前年比117.7%）。 <p>④自治体・関係機関やメディアとタイアップした活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継ニーズの高い沖縄において、沖縄総合事務局や事業承継・引継ぎ支援センター等とともに地元メディア（新聞、テレビ、ラジオ）とタイアップし事業承継の重要性を発信。また、四国本部で地元ラジオ局との共同企画による情報発信を実施。 <p>⑤中小企業応援士による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・232名の応援士の協力を得て、J-Net21への記事掲載（13社）やテレビ番組への出演（16社）、新聞広告への記事掲載（2社）等を通じて機構の支援情報を発信。 <p>■大規模補助金の効率的執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膨大な管理業務等が発生した補助金や無利子化利子補給において、関係機関との密な情報共有、職員の事務局への事務改善等の指導、債務者管理データベースの構築等を実施した結果、着実な業務の遂行と効率化を推進。
--	--	--	--	--	--

						<p>①生産性革命推進事業の4補助金及び事業再構築補助金においては、累計で採択件数が38万件、採択額2兆円となり、膨大な管理業務が発生。</p> <p>これに対応するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各補助金事業において、国、補助金事務局と機構の3者で週次(事業によっては毎日)のミーティングを開催し、審査状況の報告、事務の進捗管理を実施 ・要注意案件については、公安当局の助言も得つつ債権を回収 ・職員が補助金事務局に通って事務改善等の指導を行い、支払遅延の解消を図る <p>など、業務を遂行。</p> <p>②無利子化利子補給において、支援件数は令和4年度末時点で累計212万件(6,600億円)となり、貸付条件の変更等により発生した膨大な資金回収等の債権管理業務(請求約9万件)に対応。また、膨大な請求の管理に対応するため、債務者管理データベースを構築するなど、手続きの漏れ防止や業務効率化を推進。</p> <p>※補助金事業及び利子補給事業の膨大な管理及び債権管理業務を統括して対応するため、令和5年4月にイノベーション助成グループ債権管理室を設置。</p> <p>■「調達等合理化計画」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約については一者応札・応募削減に向けた取組をはじめ、障害者就労施設等への優先調達、随意契約に関する内部統制を確立し、適正化が図られるよう努めた。 ・なお、一者応札・応募削減に向けて入札公告掲載までに6か月以
--	--	--	--	--	--	---

					<p>上の期間を設けた年間調達計画の公表、年6回の契約担当者情報共有会議で一者応札・応募削減の意識づけを行い、調達等合理化計画にある11項目のチェックシート活用を徹底したが、契約件数の増加やDX推進によるシステム開発会社の人手不足、半導体不足等の影響により、結果として一者応札・応募件数が増加した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度1者応札案件：12件 ・4年度1者応札案件：23件 <p>■情報システムの整備管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度のPMO設置に向けて、機構でのPMOが担う機能について検討を実施。 ・情報システムの開発案件について委員会を開催し、投資対効果の観点も含めて案件の是非を検討し、質の向上を図った。 ・オンプレミスで運用していた共通基盤上の各種システムについて、新たにクラウド環境を用意し、旧共通基盤上から移行することで、運用にかかる手間・時間的コストを軽減。 ・データ利活用については、5年度オープンに向けて開発を進めている。 <p>以上の取組を踏まえ、B評価と判断。</p>
--	--	--	--	--	---

1. 顧客重視

(1) 顧客重視の業務運営

- 顧客重視を第一とし、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。
- 業務運営の効率化を図りつつ実効性のある質の高い支援を実現するため、現場主義を徹底し、現場ニーズの吸い上げを行い、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図る。
- 広域的な実施体制を効果的かつ効率的に運用し、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索していくことで、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。

1. 顧客重視

(1) 顧客重視の業務運営

- 中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。
- 支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行い、顧客視点で支援の現場ニーズに即した前例にとらわれない柔軟な発想による取組や支援施策への反映を積極的に推進することとし、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図り、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。
- 顧客重視を第一とし、地域本部等をはじめとした広域的な実施体制を、効果的かつ効率的に運用する。
- 機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索することで多様な支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、中小企業・小規模事業者に対し機

1. 顧客重視

(1) 顧客重視の業務運営

- 中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。
- 顧客視点で前例にとらわれない柔軟な発想による取組を積極的に推進することとし、制度・業務の改善や新たな施策に反映するため、支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行う。
- 顧客重視を第一とし、経営方針の徹底及び組織全体に関わる重要課題への対応を行う。また、そのために必要な組織体制の見直しを図る。

1. 顧客重視

(1) 顧客重視の業務運営

- コロナ禍の影響により我が国産業・社会に大きな変化が生じたが、今後もこの変化の流れは一過性に終わることはないという認識及び機構の業務を革新させ、最前線で顧客による総ため時間、顧客に提供できる価値の拡大を図り、サービスの向上を図ることを目的として、3月に全機構で「DX推進計画」を策定。
- 情報の一元化・共有化、提供するサービスの迅速化、ユーザーアクセスの容易化、付加価値業務への集中化などを図り、機構の強みである総合力を発揮するための情報基盤を整備。これにより、部門の枠を超えた顧客本位のサービスの充実と機構自体の組織変革、機構における働きがい改革を目指す。
- 中小企業がSDGs・カーボンニュートラル等の社会的課題に対応するため、セミナー・研修、経営相談窓口、オンライン商談会等により支援を実施。

■組織体制の見直し

- 地域における支援機能の強化を目的に、5年4月の施行に向けて、静岡県を管轄する地域本部の関東本部から中部本部への変更及び静岡県浜松市へのエリアマネージャーとしての常駐職員の配置について

動的な支援を行う。

準備。

- ・機構が実施する補助金事業の効果的かつ効率的な運用のため、5年4月の施行に向けて、機構内で複数の部門に分散する補助金事業を集約する組織の見直しを図った。

■地域プレゼンスの強化

- ・遠隔地における支援機能強化のため、対面での関係構築、信頼性確保を組み合わせた対応を横展開。
- ・具体的には、都道府県等別にチーム制による支援体制の整備を関東本部、近畿本部、九州本部に加え、中部本部でも新たに開始。遠隔地の地方公共団体、支援機関等との協力関係を強固にし、サービス向上と業務パフォーマンスの向上を図った。
- ・地域経済振興ユニットの下で実施する地域産業振興（面的支援）の取組に係り、各地域本部において部署横断的なプロジェクトを推進する等、地方公共団体及び支援機関等と連携の上、遠隔地における地域の中小企業群に対するより効果的な面的支援を実施。

■地域ニーズに対応した事業展開（創意工夫による地域本部独自の取組）

- 業務運営の効率化を進めつつ、関係機関との協力、独自の創意工夫により地

域ニーズに対し、組織横断的な取組又は他機関との協力を進め、より質の高い支援を展開。

[北海道本部]

・日高地方の経済の将来を担う若手経営者、後継者、経営幹部等（28名）を対象とした「次世代経営人材育成支援プログラム」を実施。地域内での連携関係構築や地元支援機関や自治体との関係強化も図ることにより、縮小傾向の地域経済が将来に向けて発展するよう支援することが目的。本プログラム終了後も地元支援機関や自治体が参加者の経営をバックアップできるよう、主として日高信用金庫と連携するとともに、北海道経済産業局、北海道（日高振興局）、自治体、商工団体等も協力し実施。プログラムでは、大専校研修（経営者育成、財務・会計、経営戦略等）を組み合わせ展開。受講者には、管理会計や事業計画の重要性に対する意識が醸成された。プログラム終了後も事業計画書、事業継続力強化支援計画等、受講企業に対しフォローアップ支援中。

[東北本部]

・東北地域のスタートアップ支援のため、東北経済産業局、宮城県、仙台市との共催でピッチイベント「a T

OP」をリアルとオンラインのハイブリッド型で開催。国公立大学の事業化シーズのスタートアップ企業5社が登壇。参加者はリアル115名、オンライン75名。革新的な技術を活かした事業化に取り組むディープテック（先端研究開発型）スタートアップを対象に、地元中小企業及びベンチャーキャピタルとの新たなビジネスチャンスを創出。また、金融機関のスタートアップに対する積極的な資金提供及びキャピタリスト育成も併せて企図。

[関東本部]

・SDGs、カーボンニュートラルへの取組推進による「経済と環境の好循環」達成への貢献を目的に、ジェグテックを活用した「サステナブル・オンライン商談会」を実施。近畿本部との共催による他、本部関係部、各地域本部と連携し、横断的な取組として実施。グリーン、サステナブル、カーボンニュートラルに関連する分野を対象とし、大手企業31社、88件の技術開発ニーズに対し、中小企業から自社の得意とする既存製品・技術を活かした提案が1,100件寄せられ、新たなビジネスチャンスを提供。

[中部本部]

・地域金融機関に対する企業の目利き力、経営改善の提案力育成支援を通じ、地域産業競争力の一層の強化を図る「中小企業応援プログラム」を実施。製造業に対する支援能力向上を軸に、金融機関職員が伴走支援を行う上で必要な要素（事業性評価の着眼点、政策課題：事業承継・M&A、DX、SDGs、BCP等）をパッケージ化。4年度は21機関、27名が受講。参加金融機関における、女性経営者支援、ローカルベンチマーク活用等をテーマとした企業支援プロジェクトチーム組成に寄与。

[北陸本部]

・連携型事業継続力強化計画認定事業者に対し、計画認定後の災害対応状況を確認の上、フォローアップ支援を実施。4年8月の豪雨災害の影響を受けた認定先21件を対象に災害発生後の電話による被害状況確認と事後の訪問面談を実施。計画策定により、連携事業者間の役割が明確化され、慌てずに初動対応ができていることを確認。「強靱化支援ポータルサイト」にも一部を取組事例として掲載。また、4年度に認定期限を迎える北陸管内の認定先に対し、取組状況を確認の上、計画見直し及び再計画策定支援をプッシュ型で実施。

[近畿本部]

・「IT経営簡易診断」事業案件増加のため地域支援機関がIT診断を企業へのドアノックツールとして活用してもらうよう連携を強化。近畿管内の信用金庫、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫から支援につながった件数は全体の約70%となった。支援内容として、導入しやすいITツールを提案する工夫により、IT実装化率の向上に寄与。また、ITツールの実装以外に表面化した経営課題に対しては、ハンズオン支援等で積極的なフォローアップを実施。結果として、年間の診断実施件数は75件となり、うち約20%の案件はハンズオン支援につながった。また、事業間横断連携による機構支援の総合力を活かし、海外展開や事業継続力強化計画策定等の幅広い経営課題の支援にもつなげた。

[中国本部]

・中国経済産業局と連携し、「第三者承継」及び「ベンチャー型事業承継」をテーマとしたリアルとオンラインのハイブリッド型セミナーを中国地方5県で計7回実施。各開催回では、事業の継続と成長・展開に向けた多様なスキームや事例を紹介。トークセ

ッションでは、第三者承継又はアトツギベンチャーとして事業を引き継いだ方からの体験談の紹介の他、各県の事業承継・引継ぎ支援センターの取組やサーチファンド取組事例等についても紹介。全7回の開催を通じ、368名が参加（リアル106名、オンライン262名）。

[四国本部]

・愛媛県において、地域の事業承継課題に対応するため、東予信用金庫と連携し、信用金庫職員向けに実践型の講習会を実施。4回の座学と実際の相談案件を題材にした個別相談会を実施し、信用金庫職員の支援能力向上を図ると共に、事業承継・引継ぎ支援センターの案件掘り起こしにつながる仕組みを構築。加えて、当該信用金庫とは個別に業務連携・協力に係る合意書を締結し、創業・ベンチャー、IT・脱炭素・DX、人材育成等、政策課題に係る支援において協力することとし、次年度以降の支援体制を強化。

[九州本部]

・九州地域では、人事制度構築に係るテーマでのハンズオン支援利用の相談が15%前後を占め、他地域に比して高い状況。特に、人事制度構築及び研修実

・政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業、NPO等の多様な支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、これらの関係機関との連携・協働を一層強化する。

・オンラインを活用した非対面型の支援方法を導入することにより、時間的・距離的制約を超えた支援を実現し、中小企業や支援機関における機構の支援施策の利用機会を拡大させ、利便性向上につなげる。

施に対する企業からのニーズが多い。このため、人材育成を切口とした複合支援の取組を推進。個々の支援ニーズを踏まえ、オーダーメイド研修とハンズオン支援を組み合わせて実施。具体的には、新市場進出、DX化の推進、SDGs等をテーマとした支援を展開。支援先企業において、専門家派遣終了後の定着化の促進又は研修受講後の専門家派遣による計画実行につなげた。

■関係機関との連携・協働の強化

○金融庁・金融機関・支援機関との連携の更なる強化

・金融庁及び財務局との連携を引き続き強化。具体的には、次のとおり、各財務局長等への企業業務説明を実施し、連携の推進を依頼。

7月：新任財務局長業務説明会（金融庁主催）

・金融機関等の全国団体（（一社）全国地方銀行協会、（一社）第二地方銀行協会、（一社）全国信用金庫協会、（一社）全国信用組合中央協会、（一社）全国信用保証協会連合会、（一社）大学技術移転協議会）との連携を強化。具体的には、次のとおり、機構の施策情報を定期的に提供。

6月：ITプラットフォーム（IT戦略ナビ、E-SO

DAN、ここからアプリ、e b i z)、地域活性化パートナー、カーボンニュートラル相談窓口、経営自己診断システム、新価値創造展、ジェグテック、海外CEO商談会、海外展開ハンズオン支援、人材育成オンライン相談窓口、ベンチャーリポート支援事業、中小企業生産性革命推進事業、中小企業等事業再構築促進事業、経営相談アドバイザー派遣

9月：経営自己診断システム、地域活性化パートナー、ITプラットフォーム（IT戦略ナビ、E-SODAN、ここからアプリ、e b i z)、IT導入補助金、ジェグテック、海外CEO商談会、海外展開ハンズオン支援、人材育成オンライン相談窓口、経営力再構築伴走支援研修、VUCA時代を乗り越えていく経営陣に向けた研修シリーズ、ベンチャーリポート支援事業

12月：自動車部品サプライヤー事業転換支援事業、経営自己診断システム、カーボンニュートラル相談窓口、ITプラットフォーム（IT戦略ナビ、E-SODAN、ここからアプリ、e b i z)、IT導入補助金、EC CAMP 2022、ジェグテック、地域活性化パートナー（海外販路開拓支援企画）、中小企業総合展 i n G i f

t Show 2023、
中小企業総合展 in F
OOD EX 2023、海
外CEO商談会、海外ハン
ズオン支援、人材育成オン
ライン相談窓口、経営力再
構築伴走支援研修、ベンチ
ャーリブート支援事業、中
小企業生産性革命推進事
業、中小企業等事業再構築
促進事業、経営相談アドバ
イザー派遣

3月：経営自己診断システ
ム、カーボンニュートラル
相談窓口、ITプラットフ
ォーム（IT戦略ナビ、E
-SODAN、ここからア
プリ、e b i z）、IT導入
補助金、ジェグテック、地
域活性化パートナー、海外
ハンズオン支援、WEB e
e Campus、人材育
成オンライン相談窓口、ち
よこっとゼミナール、ベン
チャーデット債務保証制
度、ベンチャーリブート支
援事業、FASTAR、イ
ンキュベーション事業、中
小企業生産性革命推進事
業、中小企業等事業再構築
促進事業、経営相談アドバ
イザー派遣

○業務提携の締結

- ・4年度における新たな業務
提携締結機関 24機関

支援機関等10機関

((独)工業所有権情報・研
修館・(株)地域経済活性化
支援機構・(株)産業革新投
資機構(「スタートアップ・

エコシステムの形成に向けた支援に関する協定)、

(公社)2025年日本国際博覧会協会、(一社)中小企業産学官連携センター、中小企業庁・経済産業省中部経済産業局(「石川県中小企業者等支援に関する連携協定」、経済産業省近畿経済産業局・(独)日本貿易振興機構大阪本部(「近畿地域におけるスタートアップ支援に係る連携協定書」))

金融機関等11機関

((株)国際協力銀行・(株)日本貿易保険・(株)日本政策金融公庫・(株)日本政策投資銀行(「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定」新規参入機関)、東京海上日動火災保険(株)、第四北越銀行、静岡県信用保証協会、紀陽銀行・(株)日本政策金融公庫和歌山支店(近畿本部との3者連携)、東予信用金庫、(株)日本政策金融公庫(福井支店、大津支店、京都支店、大阪支店、神戸支店、奈良支店、和歌山支店の連名:「近畿地域におけるスタートアップ支援に係る連携協定」))

地方公共団体2機関(石川県(「石川県中小企業者等支援に関する連携協定」、浜松市)

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者それぞれ課題や対応の必要性に気付いてもらうことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。その情報発信には、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。第4期中期目標期間においては、SNSや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアといった様々なツールや機会を通じて周知啓発を強化し、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者に生産性向上や海外需要の獲得、円滑な事業承継・事業引継ぎなどそれぞれの課題や対応の必要性に気付いていただくことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知っていただくことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。また、情報・メッセージの発信は、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。こうした考えのもと、機構では、設立15周年となる2019年より、これまでのロゴデザインを一新し、機構ブランドの確立を通じた戦略的な認知度向上に取り組んでいるところ。第4期中期目標期間においては、機構からの情報やメッセージをSNSや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマ

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

・ロゴデザイン及び「Be a Great Small.」を活用した発信を継続し、機構の利用価値を浸透させ、支援施策の利用促進を図る。
・機構からの情報・メッセージは、SNSや動画配信等のウェブメディア及びローカルテレビ等のマスメディア活用やパブリシティ活動等を通じて、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象に発信していく。
・上記の取組については、その効果を機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況の把握等により適切に把握・検証して改善する。
・中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」のコンテンツは、働き方改革など制度改革に係る情報や生産性向上、事業

大学等1機関(学校法人国際大学)

・業務提携締結機関(累計) 382機関
金融機関等236機関、支援機関等87機関、大学15大学、地方公共団体26機関、海外支援機関等18機関

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

■情報発信の強化による支援施策の利用促進

・中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等に機構の存在意義や利用価値を浸透させ、支援施策の利用促進を図るため、ロゴデザイン及びコミュニケーションワード「Be a Great Small.」を用いた統一的概念の下、機構の組織名称と事業内容の一体的な発信を実施。
・情報発信は、事業引継ぎ、円安、資源高等の社会的関心の高い課題や重点政策に関する情報を積極的に発信し、従来型のマスメディアだけではなく、機構の調査でも利用者が急増しているデジタルメディア(ウェブ、ソーシャル)の活用を強化、パブリシティ活動も積極的に推進。
・J-Net21は、コロナ禍への対応情報は継続しながら、人材確保、SDGs等の経営課題への対応

21」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者支援ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

また、中小企業支援メニューが大幅に拡充され、事業者からの関心が一層高まっていることに加え、中小企業庁では、申請手続の全面電子化に向けた検討やミラサポ plus を活用した官民の支援サービスを連携させるプラットフォームの構築が進められている。これを受け、「J-Net 21」についても、「ミラサポ plus」との一体的運用により、より利便性の高い情報提供を行うこととし、早急に中小企業庁と連携して具体的な目標と取組を定め、その実行を通じて具体的な成果の創出を図る。

スメディアを通じて周知するとともに、積極的なパブリシティ活動を展開していく。これらの取組を通じて幅広く情報発信するとともに、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況の把握などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net 21」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

また、中小企業支援メニューが大幅に拡充され、事業者からの関心が一層高まっていることに加え、中小企業庁では、申請手続の全面電子化に向けた検討やミラサポ plus を活用した官民の支援サービスを連携させるプラットフォームの構築が進められている。これを受け、「J-Net 21」についても、「ミラサポ plus」との一体的運用により、より利便性の高い情報提供を行うこととし、早急に中小企業庁と連携して具体的な目標と取組を定め、その実行を通じて具体的な成果の創出を図る。

継続・強靱化、事業承継・事業引継ぎなど中小企業・小規模事業者の重点的な経営課題の解決に役立つものにするるとともに、ユーザビリティのより一層の向上を図る。

・機構の両サイトは、中小企業庁の「ミラサポ plus」や、各省庁の施策目的特設サイトなどの中小企業・小規模事業者支援に資するサイト等との一層の効果的な連携を取りつつ、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、その解決に資する情報を積極的に発信するとともに、新たにグローバルメニューを設け、ユーザビリティ向上を実現した。

・これらの結果、メディア掲載件数は4,761件（前年度4,021件）と大幅に増加した。また、機構の認知度は33.1%（前年度：36.1%）と高い水準を確保。

■関係府省等による支援施策の横断的な情報発信

・J-Net 21等、機構の運営するサイトでは関係府省や関係機関、地方公共団体等のコロナ関連支援情報を集約して掲載。特に地方公共団体の情報は、都道府県、政令指定都市等に加え、市町村まで情報を掲載し、中小企業・小規模事業者のほか、関係機関や民間プラットフォームから、我が国唯一の総括的な情報源と評価を受けている。今年度の閲覧数は、コロナ前の元年の約3倍となる1,221万セッション（前年1,309万）。前年はコロナでアクセスが急増していた事もあり、対前年では微減となったが高い水準を維持している。

・e-中小企業庁&ネットワーク推進協議会の事務局として、巻頭コラムなど読者に関心の高いコンテン

ツを執筆するなどして、「e-中小企業ネットマガジン」を配信。実配信先数は、前年と比べて2千増加し、3月末現在の配信先数約は5万9千となった。

■機構自らが実施する支援情報の発信

- ・機構ホームページの特設ページや各施策の特設サイト、約12万1千（前年10万7千）の登録者に配信しているメルマガ「中小機構インフォメーション」の配信、SNS、YouTubeによる動画等、様々なメディアから積極的な情報発信を実施。
- ・機構内の様々な支援情報を取りまとめ、「中小機構に聞こう！」（偉人シリーズ）をキャッチフレーズに、事業横断的な普及啓発業務を実施。中小企業・小規模事業者の身近な事例動画や記事を作成したほか、新聞やインターネット等を通じた情報発信を実施。
- ・こうした取組の結果、中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等へ必要な情報をタイムリーに発信することができ、大きな成果を得た。

機構ホームページセッション数：1,179万セッション（前年度1,431万セッション）

機構公式SNS（Facebook・Twitter等）フォロワー合計：45,

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上

・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。

・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。

・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上

・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。

・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、必要に応じて組織の柔軟かつ機動的な見直しを行うとともに、組織内の情報共有の強化、意思決定の迅速化等を強化する観点からITを活用したシステムを構築するなどの多様な取組を行い、業務の生産性向上を図り、より働きやすく働きがいのある職場環境を構築する。

・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用な

・「J-Net21」と「ミラサポplus」との一体的運用による利便性の高い情報提供を行うため、中小企業庁と連携して具体的な目標と取組を定め、その実行を通じて具体的な成果の創出を図る。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上

・機構の行動指針をテーマとした、階層別研修をはじめとした職員研修やイントラネット・機構内ポータルサイト等を通じて浸透・徹底を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上により、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。

・業務効率向上と組織活性化のため、業務改善やコミュニケーションの円滑化等を推進し、必要に応じて組織を見直す。

403（前年度：38,016）

■ 中企庁との連携による情報の発信

・中小企業庁と緊密に連携し、コンテンツを協働して作成するとともに、J-Net21の新規記事や企業事例をミラサポplusにも掲載し、ミラサポplusユーザーにメール配信を行うなど、中小企業・小規模事業者等に利便性の高い情報提供を行った（計40回配信 前年23回）。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上

・役職員が行動指針を具体的に理解し、主体的に行動できるよう、新入職員研修及び階層別研修において行動指針をテーマとした研修を実施。併せて執務室での掲示や機構内ポータルサイトでのバナー掲載により、役職員が行動指針を日頃から目にする機会を作り、浸透と定着を図った。

・業務効率向上と組織活性化のため、「みんなで改善実行運動」を実施し、業務改善やコミュニケーションの円滑化等を推進。また、業務改善に係る社内報「かいぜんだより」での職場紹介の実施などにより、役職員間の業務理解及びコミュニケーションの活性化を図った。

・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に適正に反映する。

とを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。

・職員に対する業績評価制度は、職員の自主性を伸ばし、やりがいや努力が報われるという観点から、必要に応じて改善を行うとともに、その評価結果を賞与や昇給・昇格等の処遇へ反映させる。

・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有及び事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有・活用のための基準を整備するとともに、データ分析・活用のための人材育成を行う。

・中小企業・小規模事業者支援や施策提供等の支援ツールとして運営する「小規模事業者統合データベース」について、事業者データの拡充等により企業情報データベースとしての更なる利便性向上に努める。また、事業者データを活用した効果的な支援施策を展開していく。

・人事評価制度による2021年度評価結果を職員の賞与及び昇給・昇格の処遇に反映させる。

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

・令和4年度の活動として、中小機構のDXおよび各部門におけるDXを推進するにあたり、職員のDXに対する意識の向上や全社的な変革推進が不可欠であるとの認識から、以下の取組みを実施した。

①DXセミナー・勉強会等の開催（役職員のDXに対する意識醸成）

【参考：開催実績】

・DXセミナー 全2回（参加者数：224名）

・DXミニ動画セミナー 全8回

②開発システム説明会の実施（役職員に対する啓蒙、周知）

【参考：開催実績】

・共通申込システム 全1回（参加者数：67名）

・支援機関営業管理システム 全2回（参加者数：195名）

③機構役職員向けeラーニングの実施（基本的なIT基礎スキル向上）（2022年2月～2023年2月までで総勢179名が受講）

ITパスポート取得者数66名（前年度比37.5%増）

・2021（令和3）年度に実施した人事評価制度の評価結果について、2022（令和4）年度の職員の賞与及び昇給の処遇に反映。

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、新たなニーズに対応した業務やより効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似サービスについては改善又は廃止を実施する。

・施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」による事業評価を適切に行い、事業成果を向上する。

4. 業務経費等の効率化

・運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)及び業務経費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)の合計について、新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。

・新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.

・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、改善又は廃止し、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。

・事業の進捗状況を財務会計情報や事業の評価指標等の内部指標により把握し、日々の的確な経営判断に活用する。業務遂行上の問題は早期に発見し、迅速に対応する。

・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。

4. 業務経費等の効率化

・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費(退職手当を除く)及び業務経費(退職手当を除く)の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。

・新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。

・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、その必要性を検討し、改善又は廃止することで、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中することを検討する。

・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握する。

・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。

4. 業務運営の効率化

・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費(退職手当を除く)及び業務経費(退職手当を除く)の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。

・業務におけるPDCAサイクルの更なる向上を図るために、職員個人の業績評価制度を実施。

・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握。

4. 業務運営の効率化

・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間平均で2.9%の削減(新規追加分等を除く)。

05%以上の効率化を図ることとする。

- ・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。

- ・独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

- ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、機構が定めた「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、

- ・役職員の給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当も含め厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。

- ・「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

- ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、

- ・給与水準の適正化に引き続き取組み、その検証や取組状況を公表する。

- ・「独立行政法人会計基準」等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

- ・令和4年度調達等合理化計画に基づき、本年度重点的に取り組む分野である競争性のある契約における一者応札・応募案件回避に向けた調達の取組みとして、複数回に亘り繰り返し実施している案件については、仕様書にて前年度実績報告書等をサンプルとして例示することとする。また、企画書提出型の調達

○給与水準の適正化とコスト削減に向けた改革の取組み

- ・地域手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は1級地（東京特別区）20%のところ12%を維持。）。
- ・広域異動手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は300km以上10%のところ3%を維持。）。

○対国家公務員給与比較

- 113.9ポイント（3年度114.8ポイント）
- ・地域勘案107.4ポイント
- ・学歴勘案111.5ポイント
- ・地域・学歴勘案105.9ポイント

- ・「独立行政法人会計基準」等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理。

- 4年度調達等合理化計画に基づき、競争性のある契約における一者応札・応募回避に向けた調達の取組みとして、複数回に亘り繰り返し実施している案件については、仕様書にて前年度実績報告書等をサンプルとして例示した。

<p>適切かつ効率的な調達等の実施に努める。</p>	<p>適切かつ効率的な調達等の実施に努める。</p>	<p>においては、類似の内容でかつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会を拡大する。</p> <p>なお、契約事務実務マニュアルにあるチェックシートを活用を徹底することにより、発注担当者に対して競争性の確保に向けた意識付けを行なうこととする。</p> <p>障害者就労施設等への優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して定めた同計画の調達方針に基づき前年度実績を上回る調達に努めるも</p>		<p>その結果、同計画に定める評価指標に対する実績は次のとおりである。</p> <p>○一者応札・応募削減に向けた取組</p> <p><4年度実績></p> <p>4年度の新規競争契約における一者応札件数は23件であり、前年度より11件増加した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度競争性のある契約：145件に対して12件（8.3%） ・4年度競争性のある契約：207件に対して23件（11.1%） <p>○事務処理効率化等を目的とした調達の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年6回の契約担当者情報共有会議を開催し、調達等合理化計画の浸透を図るなど事務処理の効率化を図った。 ・さらに4年度をもって機構独自の競争参加資格審査（物品製造等）を廃止し、国の全省庁統一資格を有することを競争参加の資格要件とし、事業者による機構、国への二重登録の解消及び職員の審査事務負担の軽減を図った。 <p>○障害者就労施設等への優先調達</p> <p>【評価指標】前年度実績額を上回ること</p> <p><4年度実績></p> <p>4年度調達方針を地域本部</p>		
----------------------------	----------------------------	---	--	--	--	--

のとする。

調達に関するガバナンスの徹底の取組として、随意契約に関する内部統制の確立のために新たに随意契約を締結する案件については、「入札・契約手続委員会」で検証を行うこととする。

不祥事の発生の未然防止・再発防止については、各会計機関の契約担当職員を対象として、定期的に研修を行うとともに、本部調達担当者による指導や情報交換を通じて、契約担当職員のスキルアップを図る。さらに、入札談合を未然に防止するために必要な知識、法制度について、役職員等を対象とした研修を実施し、不祥事の未然防止等に努めることとする。

一定基準以上の案件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保する

等と共有したことにより当該年度実績は155.0百万円の調達となり、前年度より11.3百万円の減少。

(参考)

- ・3年度実績：166.3百万円
- ・4年度実績：155.0百万円

○随意契約に関する内部統制の確立

【評価指標】入札・契約手続委員会による点検の実施

<4年度実績>

入札・契約手続委員会で、新たに随意契約を締結した案件は9件。

(参考)

- ・3年度新たな随意契約：2件
- ・4年度新たな随意契約：9件

○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

【評価指標】研修等の実施回数および各地域本部等への訪問指導回数

<4年度実績>

各会計機関の会計担当職員を対象とした「契約担当者情報共有会義」を6回、「官製談合防止法研修会」(2月)を1回実施。

○大規模調達案件に係る再委託、外注に関する費用の適切性の確認

- ・契約監視委員会におい

5. 業務の電子化の推進

・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、デジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。

5. 業務の電子化の推進

・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用するとともに、政府が進めるデジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と利便性・支援の質の向上を

とともに、事後評価については外部有識者や監事を委員とする「契約監視委員会」において点検を行う。契約監視委員会等で指摘された事項については、実効性等を検討しその後の調達手続きに反映するなど、契約手続きの一層の改善に向けた不断の見直しに引き続き取り組むとともに、地域本部等の契約担当職員への周知徹底及び情報共有を図る。

また、入札・契約の適正な実施については、監事等による監査を受けるものとする。

なお、調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構のホームページで公表する。

5. 業務の電子化の推進

・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。また、支援手続きのオンライン化を推進する。

・令和3年度に法人文書管理システムに追加した内部手続きの申請・届出機能について、必要に応じて改善等を実施し、一層

て、事業承継・引継ぎ補助金に係る事務局の履行体制の適切性について事後的に評価した。

・「大規模案件調達事務実務マニュアル」（3年4月策定）については、大規模案件の判定基準の明確化やチェックシートの新設等を内容とするマニュアル改訂を8月10日に行い、SharePointに掲載するとともに対象部署（生産性革命推進事業室、事業承継・再生支援部）に改訂したマニュアルを周知し、ルールに沿った運用を図っている。

・4年度調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構ホームページで公表。

5. 業務の電子化の推進

・中小企業の申込のオンライン化を進めて、中小企業の申込に係る利便性の向上、ワンスオンリーの実現、顧客接点の集約化を目指しているところであり、その実現に向けて、共通申込システムの開発を進めた。また、法人文書管理システムの活用促進やはんこレスの推進を通じて、文書決裁や文書管理、各種手続きの電子化を推進し、一層の業務の円滑化を図った。

<p>・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。</p>	<p>図る。</p> <p>・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。</p> <p>・定型業務を自動化など事務業務へのIT技術の積極的な活用や、無線LAN環境、モバイルワーク環境などの業務ネットワークインフラやWeb会議などのコミュニケーションインフラの利活用により、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を図る。</p>	<p>の業務の円滑化を図る。</p> <p>・中小企業・小規模事業者支援や施策提供等の支援ツールとして運営する「小規模事業者統合データベース」について、事業データの拡充等により企業情報データベースとしての更なる利便性向上に努める。また、事業者データを活用した効果的な支援施策展開を展開していく。(再掲)</p> <p>・機構WANの大規模なシステム更改にあわせ、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を目的とした、定型業務の自動化、情報・経験の収集・蓄積、円滑なコミュニケーションやモバイルワーク環境の実現を図る。</p>		<p>・小規模事業者統合データベースでは、定期的な企業情報更新と支援実績データの月次名寄せと併せ、UIや検索の利便性改善や、ファンド出資事業や事業承継補助金の項目追加を行い、より効果的かつ効果的な支援施策の実施を可能とする機能等の追加を行った。</p> <p>・事業再構築補助金の採択事業者の申請データを有効活用するため、採択事業者の経営課題・関心施策についても統合データベースに法人名寄せを行い、当補助金採択事業者の経営課題等に応じた施策周知を行った。</p> <p>・機構WANの大規模なシステム更改を終え、旧仮想化共通基盤に所在するシステムについて、すべて新仮想化共通基盤への移行を完了。</p>		
<p>6. 情報システムの整備管理</p> <p>・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>・情報システムの整備及び管理を行うPJMO （ProjectManagementOffice（プロジェクト推進組織））を支援するためPMO （PortfolioManagementOffice</p>	<p>6. 情報システムの整備管理</p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>・情報システムの整備及び管理を行うPJMO （ProjectManagementOffice（プロジェクト推進組織））を支援するためPMO （PortfolioManagementOffice</p>	<p>6. 情報システムの整備管理</p> <p>・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <p>・情報システムの整備及び管理を行うPJMO （ProjectManagementOffice（プロジェクト推進組織））を支援するためPMO （PortfolioManagementOffice</p>		<p>6. 情報システムの整備管理</p> <p>・情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、次年度のPMO設置に向けて、機構でのPMOが担う機能について検討し整理。</p> <p>・情報システムの開発案件について、委員会を開催して、投資対効果の観点も含めて議論したうえで、案件の調達に着手すべきかを判断。</p>		

<p>(全体管理組織)の設置等の体制整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。 ・機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 ・機構の情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 <p>上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について ・オンライン手続(申請等)の利用実績について 	<p>(全体管理組織)の設置等の体制整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。 ・機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 ・機構の情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 <p>上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について ・オンライン手続(申請等)の利用実績について 	<p>(全体管理組織)の設置に向けて、体制構築の検討を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。 ・機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 ・機構の情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等のBU改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 <p>上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について ・オンライン手続(申請等)の利用実績について 		<ul style="list-style-type: none"> ・オンプレミスで運用していた共通基盤上の各種システムについて、新たにクラウド環境を用意し、旧共通基盤上から移行。 ・クラウドサービスの利用率は、現状で93.5%となっている。 ・オンライン手続については、5年度オープンに向けて開発を進めている。 		
---	---	---	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
1. 財務内容の改善 その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第25条第1項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ(運用に係る資産の構成)等の見直しを行う。	1. 財務内容の改善 その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第9条に基づき小規模企業共済法施行令第2条に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回り(予定利率に従って増加する責任準備金等の額及び業務経費として必要な額の合計の資産に対する比率をいう。)を勘案したうえで、安全か	1. 財務内容の改善 その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、法令に定める共済金等の支給に必要な流動性と中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回りを勘案しながら、安全かつ効率的な運用を図るために「運用の基本方針」に沿って実施する。 資産運用状況については、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行		1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・運用の基本方針に基づき、共済制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保するため、共済金の支払いに必要な流動性を十分に確保するとともに、安全かつ効率的な運用を行った。 ・3年度の運用状況を6月の資産運用委員会に報告し、適切な運用と評価を受けた。また、4年度上期の運用状況についても12月の資産運用委員会に報告した。 ・基本ポートフォリオに関しては、3年度に実施した検討を踏まえて、新しい基本ポートフォリオを策定した(4年5月施行)。 ・運用受託機関と四半期ごとのミーティングを行うとともに運用状況を適切にモニタリングし、評価基準に基づく運用評価を実施した。また、自家運用資産においては生命保	<評価と根拠> 評価: A 根拠 国内株式市況等経済情勢が不透明な中、ファンド事業等の着実な運営により、機構全体で黒字(89億円)を計上し、安定的な財務基盤を確保。 ①一般勘定 ・ファンド事業の期間損益は、各ファンドの投資実績等を勘案した審査によるパフォーマンスの再現性の確認や出資先ファンドへの適切なモニタリング等を実施。4年度損益で87.3億円の黒字、累積損益でも680.7億円の累積利益を確保。 ・日銀のマイナス金利政策で約4兆円弱の資金を普通預金として保有することができない中、日々の入出金を注視しつつ、財投預託や債券の購入などの多様な手段により収益を損なわずに資金を運用。また、このノウハウを他独法にも提供。 ・機構の一般財源の一部の運用において、収益を損なうことなく、環境負荷の低減、防災対	評価	

<p>・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。</p> <p>・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。</p> <p>・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適</p>	<p>つ効率的な運用を図るよう定める「運用の基本方針」に沿った運用を行う。</p> <p>資産運用状況を踏まえ、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受け、必要に応じこれらの見直しを行う。</p> <p>・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収は、着実な債権回収を進める。</p> <p>・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。</p> <p>・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。</p> <p>・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとと</p>	<p>い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受ける。</p> <p>特に、基本ポートフォリオに関しては、令和3年度に実施した検討の結果を踏まえて見直しを推進する。</p> <p>・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金回収については、回収専門人材（債権保全調査員）の活用及び専門的なノウハウの導入など回収管理体制の強化を実施し、着実な債権回収を進める。</p> <p>特に、高額貸付者に対する貸付直後の現況確認の実施や延滞発生直後の早期対応、貸付先への継続的なモニタリングなど、要回収債権に係る管理措置を確実に行う。</p> <p>・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。</p> <p>・施設整備等勘定については、必要に応</p>		<p>険資産の予定利率が5年度から低下するため同資産を一部解約する方針を決定し、外国株式の委託運用においては投資スタイルの偏りを是正するために新たなファンドの採用を実施した。</p> <p>・運用利回り 4年度 0.36%（3年度 1.40%）</p> <p>・当期総利益 2億円</p> <p>・利益剰余金 4年度 4,630億円（3年度 5,798億円）</p> <p>・中小企業倒産防止共済制度における共済金貸付回収については回収専門の人材を活用し、債権回収の専門的ノウハウを導入した債権管理体制を引き続き強化した。特に高額貸付者に対する貸付後の現況確認、延滞発生直後の早期対応、長期延滞者に対する法的措置は着実に実施した。</p> <p>・債務者の状況を的確に把握するための継続的なモニタリングは、モニタリング結果について、本部及び地域本部の全ての債権保全調査員と面談を実施し、個別案件の状況確認を行うとともに債権管理・回収方針を擦り合わせた。</p> <p>・オンラインを活用した研修を全国の担当者向けに4回実施した。</p> <p>・また、財務の健全化に寄与すべく、債権分類額に応じた貸倒引当金を計上するとともに、回収不能分は適切に不良債権処理を実施した。</p> <p>（累計回収率の推移：H20：85.2%、H21：85.3%、H22：85.3%、H23：85.3%、H24：85.3%、H25：85.3%、H26：85.4%、H27：</p>	<p>策等を発行目的とするSDGs債を購入（72億円）し、社会課題の解決・達成に対して間接的に貢献。</p> <p>・高度化事業において、都道府県に対する債権管理、債権回収に係る支援策の拡充により不良債権全体で39億円減少させるなどの効果があった。</p> <p>・政府のスタートアップへの公共調達参画拡大の方針を踏まえ、発注促進重点分野を定めるなど、先行的な取り組みを行った結果、新規中小企業発注比率は2.69%を達成（全府省庁等の合計1.01%）。</p> <p>②小規模共済勘定</p> <p>・小規模企業共済勘定共済金等の支給に対し、掛金等の収入の収支差は約2,182億円のプラスとなっており、安定した財務状況を確保。</p> <p>・小規模企業共済資産について、資産運用の基本方針に基づき、法令に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回りを勘案しながら、安全かつ効率的に運用。</p> <p>・この結果、4年度末の利益剰余金は、4,630億円となり財務基盤を維持。</p> <p>③産業基盤整備勘定（財務省共管業務）</p> <p>・債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。</p> <p>・また、三セクにおいて、経営状況の把握、配当要求、株式処分の申入れ及び経営健全化計画の進捗状況の管理については、適切に実施。</p> <p>・1社において配当収入（7百万円）を計上。</p> <p>■保有資産の見直し</p> <p>・施設整備等勘定の頭脳三セク（鹿児島頭脳センター、5.4億円）の株式の売却を実現。</p> <p>・中心市街地都市型産業基盤施設については、売却に向け地方公共団体（三鷹市）と協議等を行い、大幅に前進。</p>
--	---	---	--	--	--

<p>切な措置を講じる。</p>	<p>もに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・高度化事業における新規案件については、事業性評価を含め融資先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行い、また、貸付後については、管理方法の改善を通じた貸付先の経営状況の適切な把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、連携して経営支援を行うこと</p>	<p>じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。</p> <p>・産業投資特別会計による出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資については、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。また、経営健全化計画の実行状況を管理するなど、事業運営の改善を求めることや、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。</p> <p>・高度化事業における新規の貸付案件については、事業計画の根拠を精緻に把握し、実現可能性・返済財源（キャッシュフロー）の妥当性を精査するなどして、事業性評価を含め貸付先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行う。また、貸付後は、都道府県と連携して貸付先の経営状況の実態把握</p>		<p>85.4%、H28:85.5%、H29:85.6%、H30:85.7% R1:85.7%、R2:85.7%、R3:85.7%、R4:85.7%</p> <p>○出資事業（構造転換三セク、繊維三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧構造転換法、旧繊維法に基づき出資している4社を管理した。 ・コロナの影響により業績悪化が依然として認められる中、経営状況を適切に把握し適切な配当を求めるとともに、行動制限が一部緩和される中で、株主総会に出席し、株式処分に向けての申入れや、経営健全化計画の進捗状況の確認を行うなど、適切な管理を実施した。また、㈱マイントピア別子については社長と株式処分に向けての交渉を行った。 ・1社において配当を実施。配当収入7百万円。 <p>■高度化事業</p> <p>○新規貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規貸付決定先A方式14件、B方式7件について決算書及び診断報告書から事業計画、償還能力の妥当性を検証し確実な審査を実施した。 ・貸付けにあたっては、事業計画の進捗に合わせて複数回の現地支援を実施し、財務状況の精査、償還能力の確認等のほか、診断・助言への対応状況の確認を行うことにより適切な審査を実施した。 <p>○正常償還先の経営状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正常償還先先については、都道府県ヒアリング、決算書による財務分析・実態バランスの把握、貸付先に対する個別ヒアリングの実施など 	<p>以上の取組を踏まえ、A評価と判断。</p>	
------------------	---	---	--	--	--------------------------	--

	<p>で新たな不良債権の発生を抑制するとともに、不良債権の管理においては不良債権の削減を図るため、専門家の派遣等により積極的に都道府県に対して関与・協力する。</p>	<p>に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、より適切な経営支援を行うことで新たな不良債権の発生を抑制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化事業における貸付先の債権管理においては、都道府県に対して、専門家の派遣や回収委託支援業務などによる債権回収業務の支援を行い、債権回収への早期着手や回収促進に向けて働きかける。 <p>これらの取組を通じて、不良債権の削減を図る。</p>		<p>により適切な経営状況の把握を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条件変更先に対するアドバイザーによる経営支援の実施 ・条件変更を行っている貸付先の経営力強化や課題解決を支援するため、職員及び専門家による経営支援等を実施。 <p>支援先25先、支援日数223人日。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先への対応 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先について運営診断等を省略し簡易な書類確認のみで1年間の償還猶予を認めることに対する特例準則を制定。通常、時間を要する貸付条件変更の手続きを簡略化することで、貸付先への緊急の信用供与に対応した。 ・19都道府県で計72口（54先）／86.8億円の償還猶予を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県に対する債権管理、債権回収に係る支援策の拡充 ・高度化事業の債権の回収については、今年度も償還状況や完済の見通しに基づく貸付先の分類化を継続して、定期ヒアリング等を通じて貸付先ごとの分類を都道府県と共有したうえで、都道府県との回収方針の明確化を推し進めた。 ・コロナ禍により対面での会議が困難である現状を踏まえて、定期ヒアリングや回収困難な貸付先を抱える都道府県との個別具体的な協議をオンライン会議システムにより実施。 ・債権管理、回収に係る都道府県への支援策として、債権管理アドバイザー業務、調査・アドバイザー業務及び回収委託支援業務を引き続いて実施した。 		
--	---	--	--	--	--	--

	<p>・債務保証業務は、新規保証に係る代位弁済率の抑制を図るための確実な審査の実施を行うとともに、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求償権の回収管理の徹底・適切な償却処理を行う。</p> <p>・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者</p>	<p>・債務保証業務の実施に当たっては、各制度趣旨に鑑み利用の促進を行い、代位弁済率が抑制されるよう、確実な審査を実施する。</p> <p>また、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を実施するとともに、求償権の回収管理の徹底を図り、適切な償却処理を行う。</p> <p>・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者</p>		<p>a) 機構サポーター（債権管理）業務 都道府県に対して機構サポーター（債権管理）による債権管理・回収に係るアドバイスを4回実施。</p> <p>b) 調査・アドバイザリー業務 債権回収調査会社による調査・アドバイザリー業務を11県で20件実施。</p> <p>c) 回収委託支援業務 債権回収会社及び弁護士法人による回収委託支援業務を4県で20件実施したことにより、債務の削減に大きく貢献。</p> <p>○不良債権の削減額 不良債権全体では約551億円から約512億円へと約39億円削減</p> <p>○債務保証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。 ・自己査定を的確に実施。 ・4年度の保証履行（代位弁済）はなし。 <p>※機構設立以降の新規保証32社／213億円 代位弁済1.9億円 代位弁済率0.9%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求償権管理については、債権管理・回収の専門的知識と経験を有する専門員を活用し、求償先の状況を定期的に把握し、状況に応じた回収を実施。 <p>4年度 求償権回収額：5社11百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求償権残高 1,546百万円 <p>○出資事業（高度化三セク、中心市街地三セク、工配三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧中小企業総合事業団法、改正前中心市街地活性化法、旧地域公団法に 		
--	---	--	--	---	--	--

	<p>として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。</p>	<p>として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・産業用地事業における土地譲渡割賦債権等については、債務者の業況等のモニタリングを実施し、個別債務者の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、回収を進める。</p> <p>・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。</p>		<p>基づき出資している45社を管理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、行動制限が一部緩和される中で、株主総会に出席して、株式処分に向けての申入れや、業務の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処した。 ・高度化三セク1社及び工配三セク1社において清算が完了した。清算分配金94百万円。 ・高度化三セク1社及び中心市街地三セク1社において配当を実施。配当収入7.5百万円。 <p>○出資事業（FAZ三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧輸入・対内投資法に基づき出資している6社を管理した。 ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、行動制限が一部緩和される中で、株主総会に出席して、株式処分に向けての申入れや、業務の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処した。 ・なお、(株)仙台港貿易センターについては、株式処分の協議を行い、引き続き継続することとなった。 ・2社において配当を実施。配当収入5.7百万円。 <p>○出資事業（頭脳三セク及びOA三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧頭脳立地法及び地方拠点法に基づき出資している17社を管理した。 ・決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握する 		
--	---	--	--	--	--	--

				<p>とともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、行動制限が一部緩和される中で、株主総会に出席して、株式処分に向けての申入れや、業務の改善を求めるなど、株主の権利を活用して適切に対処した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭脳三セク 1 社において株式譲渡を実施。譲渡価額 5 4 2 百万円。 ・頭脳三セク 1 社において配当を実施。配当収入 1. 9 百万円。 <p>○出資事業（新事業三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧新事業創出促進法に基づき出資している 4 社を管理した。 ・決算時及び期中のヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、行動制限が一部緩和される中で、株主総会に出席して、株式処分に向けての申入れや、業務の改善を求めるなど、株主の権利を活用して適切に対処した。 ・2 社において配当を実施。配当収入 6. 5 百万円。 <p>■出資三セク事業（出資承継勘定を含む）全体のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が株式を保有する第三セクターについては、4 年度期首時点では 7 6 社、4 年度期末時点では 7 3 社。 ・地方公共団体等との情報交換や協議は、本部担当部と地域本部等とで 5 3 社に対して延べ 8 2 回実施。経営改善等協議を行ったものは 4 0 社で延べ 5 9 回。 	
--	--	--	--	--	--

2. 保有資産の見直し等

・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。

・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円(第3期目標期間迄に949億円国庫納付済)について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。

・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に

2. 保有資産の見直し等

・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。

・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円(第3期目標期間迄に949億円国庫納付済)について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。

・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に

2. 保有資産の見直し等

・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。

・2022年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったり、あるいは緊急の中小企業対策等に必要な資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。

・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に

2. 保有資産の見直し等

・施設整備等勘定の頭脳三セク(鹿児島頭脳センター、5.4億円)の株式の売却を実現。

○債務保証業務

・経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施している。

真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。

・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。

真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。

・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。

・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。

・中小企業大学の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。

・中小企業大学校東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処

真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ国庫返納する。

・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。

・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。

・中小企業大学の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。

・中小企業大学校東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処

・中小企業大学の施設について、省エネに資するLED化の工事、快適性等の向上に係る空調機器やエレベータ等の改修工事を実施。

・広島校において、企業からの依頼に応じた現場改善のオーダーメイド研修を実施。洗い出した課題への改善活動を進め、その改善結果報告の場として広島校の施設を利用して企業独自でフォローアップ研修を実施。

・中小企業大学校東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し、東大和市へ所有権移転譲渡を実施。

	分に関し適切に対応する。 ・中心市街地都市型産業基盤施設については、地方公共団体等への売却等に向けた協議等を進める。	分に関し適切に対応する。 ・中心市街地都市型産業基盤施設については、売却等に向け地方公共団体等と協議等を進める。	・中心市街地都市型基盤施設については、売却に向け地方公共団体（三鷹市）と協議等を実施し、市において施設取得費を含む5年度予算が措置されるまでに至った。		
--	---	---	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を着実にを行うとともに、必要に応じ、関連規程等の見直しを行う。 財務の健全性及び適正な業務運営のため、金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図る。 公的使命を有する 	<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制については、その維持・向上を図るため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえた業務方法書及び関連規程等に定めた事項に基づき着実に運用するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行う。 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバ 	<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の維持・向上を図るため、引き続きリスクの把握、評価及び対応を行い、内部統制委員会及びリスク管理委員会ととも、必要に応じて体制や規程等の見直しを行い、適正なガバナンスを確保する。 また、関係部署と連携して、機構のBCPの充実を図り、実効的な事業継続力を高める。 金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図るため、金融業務ごとの 		<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部門におけるリスクの把握・評価を実施し、機構全体としてのリスク対応計画を更新。これを内部統制委員会及びリスク管理委員会で報告。両委員会では、情報セキュリティやコンプライアンス・プログラムについても審議し、内部統制の維持・向上に向けた取組を実施。 非常時優先業務マニュアルを策定し、マニュアルに基づいた訓練を実施。夜間休日に災害が発生した場合を想定し、災害対策本部の立ち上げや、全役職員の安否確認、非常時優先業務の初動を確認。併せて、非常時優先業務の確実な実施のため、BCP用のノートPCとモバイルバッテリー、非常用大容量電源を調達・配備。 高度化事業等リスク管理評価委員会を開催し、信用リスク管理体制の強化に向けた対応状況等について審議。審議結果及び高度化事業を含 	<p>評価： B</p> <p>根拠：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・全部門のリスクを洗い出して評価するとともに、金融リスクの管理状況を把握し、内部統制委員会及びリスク管理委員会において審議することを通して、機構全体のリスク管理を実施。 ・防災・業務継続計画の具体的行動を非常時優先業務マニュアルに落とし込んで訓練を実施し、事業継続力を強化。 ・コンプライアンス・プログラムに基づく研修や情報提供等を実施。継続的な取組により、職員等のコンプライアンス意識の浸透・定着を図った。 ・機構WAN業務において、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理、CSIRTによるインシデント管理の内容をふまえ、機構WAN業務の運用マニュアルの見直し・整備を進めることで、引き続き安定稼働を実現できた。 	<p>評価</p>	

<p>組織として、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。</p> <p>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</p>	<p>ナンスについて維持・向上を図る。具体的には、金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等について必要に応じた見直しを行うとともに、外部専門家等による職員研修の充実、事業別収支情報等の情報公開を行う。</p> <p>・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、監査計画を策定の上、監事や会計監査人との連携を密に行いながら実施するものとし、監査結果に基づく改善内容について、モニタリングを適切に実施する。</p>	<p>特性に応じたリスク管理状況について内部統制委員会及びリスク管理委員会と報告するとともに、必要に応じて関連規程等の見直しを行う。</p> <p>また、高度化事業等リスク管理委員会も開催し、当該委員会の意見や助言を踏まえて適切な業務運営を行う。</p> <p>外部専門家等を活用して職員の能力向上を図り、事業別収支情報等については引き続き情報公開を行う。</p> <p>・内部監査については、業務の一層の適正化・効率化を行うためリスクベースに基づいた監査テーマや監査対象部署を選定し、ポイントを明確にした監査計画を策定する。さらに、監事や会計監査人との連携を密に行うとともに、外部専門機関からの助言等を受け、より適切な監査を実施する。また、過去の監査結果に基づく改善内容の確実な実施を確保するため、改善措置状況のモニタリングを適切に実施する。</p>	<p>む金融関連業務に関するリスク管理状況を内部統制委員会及びリスク管理委員会へ報告。各委員会での意見や助言を踏まえ、適切な業務運営を実施。</p> <p>・内部監査は、リスクベースに基づき監査テーマを選定し、年度内部監査計画を作成。個別監査テーマ毎に事前調査等により監査ポイントを明確にした内部監査実施計画を作成し、効率的に監査を実施。情報セキュリティ監査は、より高度な専門的知見を必要とするため、外部専門機関を活用して監査を実施。また、監査結果に対する被監査部門の改善措置について、適時フォローアップを行い状況確認。監事と定期的に情報交換を実施し、監事・会計監査人による三様監査連絡会も5回開催し、情報共有を推進。</p>	<p>■社会課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGs・カーボンニュートラル支援を本格的に実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①SDGsやカーボンニュートラルをテーマとしたセミナーを省庁・金融機関・業界団体等と連携し、全国各地で82回実施(前年比174%)し、事業者や支援機関のニーズに応じた普及・啓発を積極的に展開。 ②事業者からのより実践的な相談に対応。また、カーボンニュートラル研修事業と連携し、研修のインターバル期間にオンライン相談を実施することで、各社の実情を踏まえた脱炭素経営の検討をサポート。 ③サステナブル・オンライン商談会(ジェグテック)として、成長市場(グリーンエコノミー)に関連する大手企業からの技術開発等のニーズと中小企業のマッチングを通じ、販路拡大を支援。中小企業523社延べ1,100件の提案があり、うち198社・258件が大手企業と商談。 <p>■機構内人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の研修制度に加え、各種勉強会・セミナー等(DX、経済安全保障等)を開催し、自己研鑽の機会を提供(延べ受講者数4,355人) <p>■情報公開による透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績等報告書をはじめ、財務、監査、入札・契約関連情報、給与実態等の情報を迅速に機構ホームページにおいて公表。 <p>■情報セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣サイバーセキュリティセンターによる監査での指摘事項をうけた情報セキュリティ管理規程や関連する規定・要領等の改正、それに伴う情報発信や教育、標的型攻撃メール訓練、定期的なセキュリテ 	
--	---	--	---	--	--

	<p>・コンプライアンスへの対応は、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的使命を果たすため、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・経営方針に基づき積極的に行動・実践する。</p> <p>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守、操作マニュアル等の整備・周知等に取り組む。</p> <p>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指</p>	<p>・コンプライアンスを徹底するため、令和4年度コンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき研修等を実施する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践する。</p> <p>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理（状態の変化の察知）、CSIRTによるインシデント管理を行うことで、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守を行うとともに、マニュアル等の見直しや整備に取り組む。</p> <p>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指</p>		<p>・4年度コンプライアンス・プログラムに基づき、研修等を実施。具体的には、階層別研修や全役職員・専門家・派遣職員、大専業務委託先を含むeラーニング、インサイダー取引防止研修に加え、本部各分門及び地域本部に対し、直近の事例等を提供して注意喚起と再発防止のディスカッションを実施するとともに、啓発を目的としたメールマガジンを毎月配信。また、11月を推進月間に設定し、コンプライアンスをテーマとした特別講義やメールマガジンの臨時配信など、集中的な取組を行い、役職員のコンプライアンス意識を醸成。</p> <p>・機構WAN業務において、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理、CSIRTによるインシデント管理の内容をふまえ、機構WAN業務の運用マニュアルの見直し・整備を進めた。</p>	<p>ィ研修、自己点検を実施したことで、役職員の情報セキュリティに関する知識や情報管理に対する意識を維持・向上させることができた。</p> <p>【指摘事項への対応】 ■会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求された事項に対する処置状況</p>
--	---	--	--	---	---

	<p>摘を着実に実施する。</p>	<p>摘を着実に実施する。</p>			<p>○特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について（中小企業庁及び中小機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項： <ul style="list-style-type: none"> 中小企業庁及び中小機構において、必要に応じて福島県と協議を行うなどして、使用見込みのない機構貸付金の額の償還を受けて機構が実施する他の事業に活用することなどができるよう、次のとおり改善の処置を要求する。 ア 県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう、同県に対して求めること イ 県貸付金の規模の今後の見直しが貸付実施期間の終了前にも同県において見直しが定期的に行われたり、貸付実績、事務費充当基金の収支等の実績や制度をめぐる環境の変化に応じて機構が同県に見直しを求めたりすることを準則に規定することにより、今後も適時に見直しがおこなわれるようにすること ・対応状況： <ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえて、県貸付金の規模の今後の見直しが貸付実施期間の終了前にも同県において定期的に行われたり、貸付実績、事務費充当基金の収支等の実績や制度をめぐる環境の変化に応じて機構が同県に県貸付金の規模の見直しを求めたりすることを、「原子力発電所事故に伴う「特定地域中小企業特別資金」事業に係る福島県に対する資金の貸付けに関する準則（平成23年規程23第12号）」に規定する改正を行った。また、改正準則第14条第1項に基づき、福島県に対し、貸付金の適正な規模を確認するための調査依頼文書（令和5年6月2日付23.05.31中機高第1号）を発出した。 今後、福島県の回答を踏まえて、使用見込みのない機構貸付金の償還について、中小企業庁及び福島県とともに適切に対
--	-------------------	-------------------	--	--	--

<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成</p> <p>機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。こうした考えの下、限りあるリソースのなか、戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関</p>	<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成</p> <p>・機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。こうした考えのもと、限りあるリソースのなか、戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関</p>	<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成</p> <p>・職員の専門性の向上を図るため、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、研修の実施及び資格取得の支援を行う。具体的には、階層ごとに求められる役割を効果的に発揮するための階層別研修、支援施策を理解し適切に対応できる力を養うための現場力強化研修、事業部門別人材育成体系に定められた業務遂行能力向上のための各種研修をはじめ、中小企業診断士養成課程、外部機関や関係省庁が実施する研修等への派遣、通信教育、eラーニングなど多様な手段を講じ、人事グループと事業部門が連携して計画的に職員の専門性向上に努める。</p> <p>・若手職員には将来</p>		<p>・中小企業がSDGs・カーボンニュートラル等の社会的課題に対応するため、セミナー・研修、経営相談窓口、オンライン商談会等により支援を実施。(再掲)</p> <p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成</p> <p>確保・強化を実施。</p> <p>・マネジメント力の維持・向上及び業務遂行マネジメント能力の開発を図るため、管理職員及び課長代理級職員に対して、人事グループが指定するカテゴリから自ら選択したテーマについて、外部機関が主催する研修を2年間に1回受講することを必須として令和4年7月より運用し開始し、61名が受講。</p> <p>・4年度研修計画に基づき、職員の適性や能力開発段階に応じた育成を図るため多様な研修制度を運用。コロナ禍の中、オンライン研修を柔軟に取り入れながら、66テーマ、研修回数89回、受講者数延べ3,164人。業務能力開発教育制度は、延べ124人が活用。</p> <p>・入構4年目の職員を対象者とした販路支援、経営支援及び事業承継支援の知見習得とデジタルトランスフォーメーションをテーマとした研修を実施したほか、各階層に求められる職務遂行能力向上を図った。また、26年度から組織的に取り組んでいる新入職員に対するOJTについて、職場で実際に指導するトレーナー向け研修を実施。</p> <p>・職員の専門性向上、施策や支援ノウハウ習得、研修を通じたネットワーク構築や視野の拡充を図るため、中小企</p>	<p>応していく。</p>	
---	---	---	--	--	---------------	--

する規程に基づき、計画的に人材を育成し職員の専門性の向上を図る。特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。

する規程に基づき、計画的に人材育成し職員の専門性の向上を図る。
・事業承継・事業引継ぎ支援、生産性向上支援、IT化支援、販路開拓・海外展開支援及び起業・創業支援などの業務で求められる専門性を高めるため、実務経験と職員個々の適性や段階に応じた研修を通じ、専門性の高い職員を計画的に育成する。
・特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地

のキャリアパスを描くための業務経験を積ませ、中堅職員には専門性を磨かせる人事に努める。
・業務効率を向上し、組織を活性化することによりお客様のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、管理職層のマネジメント力の向上のための研修等を行う。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の制定に伴い、女性職員の意識やスキルの向上のため、外部機関の研修等を活用するなど、女性の能力発揮の推進に取り組む。
・職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努めるため、海外研修等の機会を提供する。
・事業ニーズに適合する高度な専門性を有する優秀な人材を確保するため、新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等と

業診断士養成課程へ5人、省庁や外部研修機関が実施する新政策、会計事務、内部監査、プロジェクトマネジメント、システム開発等の専門分野の研修にのべ66人の職員を派遣。

・若手職員に関しては、将来の機構職員としてのキャリアパスが描きやすくなるよう、在籍2、3年の職員を中心に各部門の体制を考慮したうえで、機構職員に必要な共通的・基盤的専門性を習得できる様な配置換えを推進。一方、中堅職員に関しては適材適所の配置を踏まえて人事調書をもとにした本人の意向、職歴及び保有資格を総合的に勘案し、各々の専門性を高める人事異動を推進。

・機構の事業ニーズに適合する実務経験を有する人材を25名採用したほか、外部機関への職員派遣を実施。

・高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家3,370人を登録・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を実施。

	<p>域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。</p> <p>・A I ・ I T活用、販路開拓・海外展開、起業・創業及び成長分野など特定分野での高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家を積極的に登用・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を行うとともに、外部専門家を適切にマネジメントすることで機構の組織力向上を図る。</p>	<p>の人事交流を行う。</p>				
<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>	<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>	<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>・組織・業務・財務等に関する情報その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>		<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人通則法に基づく業務実績等報告書を機構ホームページに公表（4年6月）。業務方法書を改正した際には、同方法書を通則法に基づき認可後速やかに機構ホームページに公表（4年4月及び5年1月）。 ・その他法律や閣議決定等に基づき、財務、監査、入札・契約関連情報、給与実態等の情報を機構ホームページにおいて迅速にわかりやすく公表。 		
<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日</p>	<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日</p>	<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近のサイバー攻撃の動向及び「サイバーセキュリティ 		<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣サイバーセキュリティセンターによる監査での指摘事項をふまえ、情報セキュリティ管理規程や関 		

<p>閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。</p>	<p>閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施する。具体的には、規程、マニュアル及び対策等を整備・見直し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。加えて、研修等により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。</p>	<p>戦略」(令和3年9月28日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や関連する規程・要領等を踏まえた情報セキュリティ管理規程等に基づき、新たな脅威等に常に対応できるよう必要な場合はシステム面での対策、人的対応、CSIRTによる組織的対策を行う。加えて、標的型攻撃メール訓練や研修や自己点検により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。</p>		<p>連する規定・要領等の改正を行うとともに、指摘事項や改正点について理解を促すための情報発信や教育を実施した。また、標的型攻撃メール訓練や定期的なセキュリティ研修、自己点検を引き続き実施した。</p>		
---	---	---	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

令和4年度予算計画・実績

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区分	新事業展開・創業支援業務			経営環境変化対応業務			共通			合計			備考
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
収入													
業務収入	59	33	△ 26	8	-	△ 8	-	-	-	67	33	△ 34	
運用収入	-	-	-	-	-	-	15	17	2	15	17	2	
その他収入	-	-	-	-	-	-	1	0	△ 1	1	0	△ 1	
計	59	33	△ 26	8	-	△ 8	16	17	1	83	51	△ 32	
支出													
業務経費	77	71	△ 6	30	14	△ 16	-	-	-	107	86	△ 21	
代位弁済費	247	-	△ 247	60	-	-60	-	-	-	306	-	△ 306	
一般管理費	10	11	1	4	2	△ 2	-	-	-	13	13	0	
その他支出	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0	
計	333	82	△ 251	94	17	△ 77	-	0	0	426	99	△ 327	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和4年度予算計画・実績

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区分	新事業展開・創業支援業務			備考
	年度計画	実績	増減	
収入				
貸付等回収金	4	3	△ 1	
貸付金利息	0	0	0	
業務収入	1,179	1,102	△ 77	
運用収入	10	13	3	
その他収入	5	128	123	
計	1,198	1,248	50	
支出				
業務経費	976	984	8	
一般管理費	37	47	10	
その他支出	-	559	559	
計	1,013	1,591	578	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

区分	経営環境変化対応業務															備考
	給付経理			融資経理			業務等経理			調整額			合計			
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
収入																
運営費交付金	-	-	-	-	-	-	1,215	1,215	0	-	-	-	1,215	1,215	0	
借入金等	-	-	-	647,829	643,540	△ 4,289	-	-	-	△ 314,707	△ 329,616	△ 14,909	333,122	313,923	△ 19,199	
貸付等回収金	310,706	324,231	13,525	306,555	311,672	5,117	-	-	-	△ 310,706	△ 324,231	△ 13,525	306,555	311,672	5,117	
貸付金利息	67	97	30	3,890	3,971	81	-	-	-	△ 67	△ 97	△ 30	3,890	3,971	81	
業務収入	749,918	785,248	35,330	-	-	-	-	-	-	-	-	-	749,918	785,248	35,330	
運用収入	69,778	69,876	98	0	0	0	35	30	△ 5	-	-	-	69,813	69,906	93	
その他収入	2,646	1,881	△ 765	2	1	△ 1	7	7	0	-	-	-	2,654	1,890	△ 764	
他経理より受入	-	-	-	-	-	-	6,484	7,339	855	△ 6,484	△ 7,339	△ 855	-	-	-	
計	1,133,115	1,181,336	48,221	958,275	959,186	911	7,741	8,592	851	△ 631,965	△ 661,286	△ 29,321	1,467,167	1,487,829	20,662	
支出																
業務経費	570,579	566,796	△ 3,783	2,268	2,675	407	7,511	8,323	812	-	-	-	580,358	577,795	△ 2,563	
貸付金	314,707	329,616	14,909	302,374	313,276	10,902	-	-	-	△ 314,707	△ 329,616	△ 14,909	302,374	313,276	10,902	
借入金等償還	-	-	-	652,573	642,098	△ 10,475	-	-	-	△ 310,706	△ 324,231	△ 13,525	341,867	317,866	△ 24,001	
支払利息	-	-	-	1,053	1,355	302	-	-	-	△ 67	△ 97	△ 30	986	1,257	271	
一般管理費	-	-	-	28	33	5	123	200	77	-	-	-	150	234	84	
他経理へ繰入	6,484	7,339	855	-	-	-	-	-	-	△ 6,484	△ 7,339	△ 855	-	-	-	
計	891,770	903,753	11,983	958,296	959,439	1,143	7,634	8,524	890	△ 631,965	△ 661,286	△ 29,321	1,225,735	1,210,430	△ 15,305	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和4年度予算計画・実績

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位:百万円)

区分	経営環境変化対応業務												備考
	基金経理			業務等経理			調整額			合計			
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
収入													
運営費交付金	-	-	-	1,280	1,279	△ 1	-	-	-	1,280	1,279	△ 1	
貸付等回収金	388,415	368,025	△ 20,390	-	-	-	-	-	-	388,415	368,025	△ 20,390	
貸付金利息	1,355	1,690	335	-	-	-	-	-	-	1,355	1,690	335	
業務収入	398,722	418,670	19,948	-	-	-	-	-	-	398,722	418,670	19,948	
運用収入	3,318	3,358	40	195	195	0	-	-	-	3,512	3,553	41	
その他収入	61	99	38	7	6	△ 1	-	-	-	68	105	37	
他経理より受入	-	-	-	5,674	6,611	937	△ 5,674	△ 6,611	△ 937	-	-	-	
計	791,870	791,842	△ 28	7,154	8,092	938	△ 5,674	△ 6,611	△ 937	793,351	793,324	△ 27	
支出													
業務経費	149,627	172,017	22,390	6,916	7,982	1,066	-	-	-	156,543	180,000	23,457	
貸付金	43,578	56,720	13,142	-	-	-	-	-	-	43,578	56,720	13,142	
他勘定貸付金	333,122	313,923	△ 19,199	-	-	-	-	-	-	333,122	313,923	△ 19,199	
一般管理費	-	-	-	115	112	△ 3	-	-	-	115	112	△ 3	
他経理へ繰入	5,674	6,611	937	-	-	-	△ 5,674	△ 6,611	△ 937	-	-	-	
計	532,000	549,273	17,273	7,031	8,095	1,064	△ 5,674	△ 6,611	△ 937	533,357	550,757	17,400	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和4年度予算計画・実績

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区分	生産性向上業務			備考
	年度計画	実績	増減	
収入				
業務収入	7	7	0	
運用収入	11	11	0	
その他収入	0	0	0	
計	18	18	0	
支出				
業務経費	7	4	△3	
一般管理費	1	0	△1	
計	7	4	△3	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和4年度収支計画・実績

<一般勘定>

(単位:百万円)

区分	事業承継・引継ぎ促進業務									生産性向上業務			新事業展開・創業支援業務			経営環境変化対応業務									共通			合計			備考		
	(一般経理)			(特定出資経理)			合計			(一般経理)			(一般経理)			(復興特別経理)			(特定出資経理)			合計			(一般経理)			年度計画	実績	増減			
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減					年度計画	実績
																												年度計画	実績	増減			
費用の部	1,749	1,284	△ 465	934	1,136	202	2,683	2,420	△ 263	216,280	185,101	△ 31,179	1,803,645	423,038	△ 1,380,607	380,666	261,113	△ 119,553	836	383	△ 453	204	222	18	381,707	261,720	△ 119,987	138	252	114	2,404,452	872,533	△ 1,531,919
経常費用	1,749	1,284	△ 465	934	1,136	202	2,683	2,420	△ 263	216,280	184,989	△ 31,291	1,803,645	423,032	△ 1,380,613	380,666	261,113	△ 119,553	836	383	△ 453	204	222	18	381,707	261,720	△ 119,987	138	252	114	2,404,452	872,414	△ 1,532,038
業務経費	1,683	1,075	△ 608	931	1,115	184	2,614	2,191	△ 423	215,435	182,457	△ 32,978	1,802,834	421,464	△ 1,381,370	380,538	260,692	△ 119,846	816	337	△ 479	202	203	1	381,556	261,232	△ 120,324	-	-	-	2,402,439	867,346	△ 1,535,093
一般管理費	58	201	143	3	20	17	60	222	162	649	2,318	1,669	340	1,381	1,041	99	388	289	19	46	27	2	19	17	120	454	334	-	252	252	1,169	4,630	3,461
減価償却費	7	6	△ 1	-	-	-	7	6	△ 1	177	211	34	462	185	△ 277	26	33	7	-	0	0	-	-	-	26	33	7	138	-	△ 138	810	437	△ 373
財務費用	0	0	0	-	-	-	0	0	0	1	0	△ 1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	1	1	0
その他の費用	2	0	△ 2	0	-	0	2	0	△ 2	18	0	△ 18	9	-	△ 9	3	-	△ 3	2	-	△ 2	0	-	-	4	-	△ 4	-	-	-	33	0	△ 33
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0
固定資産除却損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0
減損損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関係会社株式処分損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益の部	1,797	1,069	△ 728	-	11	11	1,797	1,080	△ 717	215,024	186,244	△ 28,780	1,802,882	432,208	△ 1,370,674	380,341	260,821	△ 119,520	455	398	△ 57	-	-	-	380,796	261,219	△ 119,577	228	313	85	2,400,727	881,066	△ 1,519,661
経常収益	1,797	1,069	△ 728	-	11	11	1,797	1,080	△ 717	212,828	183,763	△ 29,065	1,802,882	432,208	△ 1,370,674	380,341	260,821	△ 119,520	455	398	△ 57	-	-	-	380,796	261,219	△ 119,577	228	313	85	2,398,530	878,585	△ 1,519,945
運営費交付金収益	1,459	1,026	△ 433	-	-	-	1,459	1,026	△ 433	209,050	181,155	△ 27,895	2,741	4,322	1,581	2,047	1,753	△ 294	439	385	△ 54	-	-	-	2,486	2,139	△ 347	-	-	-	215,736	188,645	△ 27,091
資産見返運営費交付金戻入	7	6	△ 1	-	-	-	7	6	△ 1	39	47	8	39	39	0	26	30	4	-	0	0	-	-	-	26	30	4	1	0	△ 1	111	124	13
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	△ 1	125	125	0	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	130	130	0
補助金等収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,128	15	△ 2,113	1,797,653	416,393	△ 1,381,260	378,024	258,993	△ 119,031	-	-	-	-	-	-	378,024	258,993	△ 119,031	-	-	-	2,177,805	675,401	△ 1,502,404
貸付金利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	289	628	339	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	289	628	339
出資金収益	298	-	△ 298	-	-	-	298	-	△ 298	-	-	-	1,050	10,138	9,088	211	0	△ 211	-	-	-	-	-	-	211	0	△ 211	-	-	-	1,559	10,138	8,579
事業収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	698	931	233	1,124	992	△ 132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,822	1,923	101
受託収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	283	311	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	283	311	28
賞与引当金見返に係る収益	24	23	△ 1	-	-	-	24	23	△ 1	241	231	△ 10	109	125	16	23	28	5	8	7	△ 1	-	-	-	31	36	5	-	-	-	405	416	11
退職給付引当金見返に係る収益	9	12	3	-	-	-	9	12	3	95	123	28	42	63	21	9	15	6	3	3	0	-	-	-	12	19	7	-	-	-	158	218	60
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0	-	-	-	0	0	0	103	204	101	103	204	101
その他の収益	-	0	0	-	11	11	-	11	11	-	-	-	313	313	-	6	-	0	4	1	△ 3	-	-	-	4	1	△ 3	123	108	△ 15	128	441	313
臨時利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,197	2,481	284	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	2,481	2,481	-
関係会社株式売却益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
関係会社株式評価損戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	97
貸倒引当金戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,197	2,254	57	-	-	-	-	0	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	2,197	2,254	57
退職給付引当金戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
償却債権取立益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	128	128	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	128	128
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
純利益(△純損失)	48	△ 214	△ 262	△ 934	△ 1,125	△ 191	△ 886	△ 1,340	△ 454	△ 1,256	1,142	2,398	△ 763	9,169	9,932	△ 326	△ 292	34	△ 381	14	395	△ 204	△ 222	△ 18	△ 911	△ 500	411	90	61	△ 29	△ 3,725	8,532	12,257
法人税等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	31	31	-	33	33
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113	102	△ 11	135	137	2	-	-	-	-	385	-	-	-	-	385	-	△ 385	98	98	0	731	338	△ 393
総利益(△総損失)	48	△ 214	△ 262	△ 934	△ 1,125	△ 191	△ 886	△ 1,340	△ 454	△ 1,143	1,245	2,388	△ 628	9,306	9,934	△ 326	△ 292	34	4	13	9	△ 204	△ 222	△ 18	△ 526	△ 502	24	189	128	△ 61	△ 2,994	8,837	11,831

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和4年度収支計画・実績

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区分	新事業展開・創業支援業務			経営環境変化対応業務			共通			合計			備考
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
費用の部	1,217	218	△ 999	273	16	△ 257	-	-	-	1,489	234	△ 1,255	
経常費用	1,217	218	△ 999	273	16	△ 257	-	-	-	1,489	234	△ 1,255	
業務経費	77	52	△ 25	30	10	△ 20	-	-	-	107	62	△ 45	
一般管理費	9	27	18	4	5	1	-	-	-	13	32	19	
引当金繰入	1,130	139	△ 991	239	-	△ 239	-	-	-	1,369	139	△ 1,230	
その他の費用	0	-	0	0	-	0	-	-	-	0	0	0	
収益の部	59	33	△ 26	8	-	△ 8	16	17	1	83	51	△ 32	
経常収益	58	22	△ 36	8	-	△ 8	16	17	1	81	40	△ 41	
事業収入	58	22	△ 36	8	-	△ 8	-	-	-	65	22	△ 43	
財務収益	-	-	-	-	-	-	15	17	2	15	17	2	
その他の収益	-	-	-	-	-	-	1	0	△ 1	1	0	△ 1	
臨時利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
投資有価証券売却益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸倒引当金戻入益	2	10	8	-	-	-	-	-	-	2	10	8	
退職給付引当金戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
純利益 (△純損失)	△ 1,157	△ 184	973	△ 265	△ 16	249	16	17	1	△ 1,406	△ 183	1,223	
法人税等	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	187	187	-	10	10	204	-	△ 204	204	197	△ 7	
総利益 (△総損失)	△ 1,157	2	1,159	△ 265	△ 6	259	220	17	△ 203	△ 1,203	13	1,216	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和4年度収支計画・実績

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区分	新事業展開・創業支援業務			備考
	年度計画	実績	増減	
費用の部	1,193	1,217	24	
経常費用	1,193	1,200	7	
業務経費	938	1,066	128	
一般管理費	35	134	99	
減価償却費	218	-	△ 218	
その他の費用	2	-	△ 2	
臨時損失		17	17	
固定資産除却損		0	0	
減損損失		-	-	
投資有価証券評価損		-	-	
収益の部	1,140	1,217	77	
経常収益	1,132	1,063	△ 69	
貸付金利息	0	0	0	
事業収入	1,118	1,048	△ 70	
財務収益	10	11	1	
その他の収益	5	2	△ 3	
臨時利益		154	154	
固定資産売却益		125	125	
関係会社株式評価損戻入益		20	20	
貸倒引当金戻入益	7	8	1	
退職給付引当金戻入益		-	-	
純利益(△純損失)	△ 54	0	54	
法人税等		1	1	
総利益(△総損失)	△ 54	△ 1	53	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

区分	経営環境変化対応業務															備考
	給付経理			融資経理			業務等経理			調整額			合計			
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
費用の部	874,450	978,747	104,297	3,382	3,692	310	7,750	5,881	△ 1,869	△ 6,551	△ 4,828	1,723	879,031	983,493	104,462	
経常費用	874,450	978,747	104,297	3,382	3,692	310	7,750	5,881	△ 1,869	△ 6,551	△ 4,828	1,723	879,031	983,493	104,462	
業務経費	874,450	978,747	104,297	3,321	3,502	181	7,507	5,272	△ 2,235	△ 6,551	△ 4,828	1,723	878,728	982,694	103,966	
一般管理費	-	-	-	27	86	59	122	462	340	-	-	0	149	548	399	
減価償却費	-	-	-	33	104	71	120	145	25	-	-	-	153	250	97	
財務費用	-	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
その他の費用	-	-	-	0	-	0	1	-	△ 1	-	-	-	1	-	△ 1	
臨時損失	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
固定資産除却損	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
収益の部	822,409	861,680	39,271	3,892	3,972	80	7,750	5,818	△ 1,932	△ 6,551	△ 4,828	1,723	827,499	866,643	39,144	
経常収益	822,409	861,680	39,271	3,892	3,972	80	7,750	5,818	△ 1,932	△ 6,551	△ 4,828	1,723	827,499	866,643	39,144	
運営費交付金収益	-	-	-	-	-	-	1,148	958	△ 190	-	-	-	1,148	958	△ 190	
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	-	-	9	9	0	-	-	-	9	9	0	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
貸付金利息	67	97	30	3,890	3,971	81	-	-	-	△ 67	△ 97	△ 30	3,890	3,971	81	
事業収入	822,341	859,700	37,359	-	-	-	-	-	-	-	-	-	822,341	859,700	37,359	
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	48	54	6	-	-	-	48	54	6	
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	19	28	9	-	-	-	19	28	9	
財務収益	-	-	-	0	0	0	35	30	△ 5	-	-	-	35	30	△ 5	
その他の収益	-	1,881	1,881	2	1	△ 1	6,491	4,738	△ 1,753	△ 6,484	△ 4,730	1,754	8	1,890	1,882	
臨時利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
退職給付引当金戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
純利益(△純損失)	△ 52,041	△ 117,067	△ 65,026	510	279	△ 231	-	△ 62	△ 62	-	-	-	△ 51,531	△ 116,849	△ 65,318	
法人税等	-	-	-	-	0	0	-	1	1	-	-	-	-	2	2	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	52,041	117,067	65,026	12	11	△ 1	-	-	-	-	-	-	52,053	117,078	65,025	
総利益(△総損失)	-	0	0	521	291	△ 230	-	△ 64	△ 64	-	-	-	521	226	△ 295	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和4年度収支計画・実績

<中小企業倒産防止共済勘定>

(単位:百万円)

区分	経営環境変化対応業務												備考
	基金経理			業務等経理			調整額			合計			
	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	年度計画	実績	増減	
費用の部	405,627	405,484	60,555	7,193	6,289	517	△ 5,674	△ 4,458	△ 428	407,146	407,315	60,644	
経常費用	405,627	423,494	17,867	7,193	5,057	△ 2,136	△ 5,674	△ 3,427	2,247	407,146	425,124	17,978	
業務経費	405,168	423,494	18,326	6,912	4,573	△ 2,339	△ 5,674	△ 3,427	2,247	406,406	424,640	18,234	
一般管理費	-	-	-	114	317	203	-	-	-	114	317	203	
減価償却費	-	-	-	166	166	0	-	-	-	166	166	0	
引当金繰入	459	-	△ 459	-	-	-	-	-	-	459	-	△ 459	
財務費用	-	-	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
その他の費用	-	-	-	1	-	△ 1	-	-	-	1	-	△ 1	
収益の部	405,627	423,817	18,190	7,157	4,899	△ 2,258	△ 5,674	△ 3,427	2,247	407,110	425,289	18,179	
経常収益	403,455	423,811	20,356	7,157	4,899	△ 2,258	△ 5,674	△ 3,427	2,247	404,938	425,283	20,345	
運営費交付金収益	-	-	-	1,225	1,214	△ 11	-	-	-	1,225	1,214	△ 11	
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	2	2	0	-	-	-	2	2	0	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	
貸付金利息	1,355	1,690	335	-	-	-	-	-	-	1,355	1,690	335	
事業収入	402,101	422,028	19,927	-	-	-	-	-	-	402,101	422,028	19,927	
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	39	34	△ 5	-	-	-	39	34	△ 5	
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	15	18	3	-	-	-	15	18	3	
財務収益	-	-	-	195	195	0	-	-	-	195	195	0	
その他の収益	-	92	92	5,680	3,433	△ 2,247	△ 5,674	△ 3,427	2,247	7	98	91	
臨時利益	-	6	6	-	-	-	-	-	-	6	6	6	
退職給付引当金戻入益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
完済手当金準備基金戻入益	2,171	6	△ 2,165	-	-	-	-	-	-	2,171	6	△ 2,165	
償却債権取立益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
純利益(△純損失)	-	-	-	△ 37	△ 159	△ 122	-	-	-	△ 37	△ 159	△ 122	
法人税等	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	37	36	△ 1	-	-	-	37	36	△ 1	
総利益(△総損失)	-	-	-	-	△ 123	△ 123	-	-	-	△ 123	△ 123	△ 123	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

令和4年度収支計画・実績

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区分	生産性向上業務			備考
	年度計画	実績	増減	
費用の部	7	9	2	
経常費用	7	9	2	
業務経費	7	7	0	
一般管理費	1	1	0	
その他の費用	0	-	0	
臨時損失		-	-	
関係会社株式売却損		-	-	
収益の部	18	18	0	
経常収益	18	18	0	
事業収入	7	7	0	
財務収益	11	11	0	
その他の収益	0	0	0	
臨時利益		-	-	
関係会社株式評価損戻入益		-	-	
退職給付引当金戻入益		-	-	
純利益(△純損失)	11	9	△2	
法人税等		0	0	
総利益(△総損失)	11	9	△2	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

**令和4事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	事業承継・引継ぎ促進業務											
	一般経理				特定出資経理				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入												
政府出資金	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
運営費交付金	1,492,002,000	1,079,392,211	△412,609,789	運営費交付金受入実績の減	-	-	-		1,492,002,000	1,079,392,211	△412,609,789	運営費交付金受入実績の減
その他の補助金等	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
借入金等	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
貸付等回収金	-	236,658,562	236,658,562	ファンド出資金の回収実績の増	-	8,411,368	8,411,368	ファンド出資金の回収実績の増	-	245,069,930	245,069,930	ファンド出資金の回収実績の増
貸付金利息	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
業務収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
運用収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
その他収入	-	-	-		-	11,007,737	11,007,737	雑益の増	-	11,007,737	11,007,737	雑益の増
計	1,492,002,000	1,316,050,773	△175,951,227		-	19,419,105	19,419,105		1,492,002,000	1,335,469,878	△156,532,122	
支出												
業務経費	1,683,161,000	1,020,783,270	△662,377,730	交付金事業等の実績の減	30,790,000	63,682,653	32,892,653	事業実績の増	1,713,951,000	1,084,465,923	△629,485,077	交付金事業等の実績の減
貸付金	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
出資金	6,051,006,000	3,162,762,797	△2,888,243,203	ファンド出資実績の減	18,084,139,000	9,003,814,134	△9,080,324,866	ファンド出資実績の減	24,135,145,000	12,166,576,931	△11,968,568,069	ファンド出資実績の減
受託経費	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
一般管理費	60,203,000	74,985,625	14,782,625	管理経費の増	2,808,000	8,183,929	5,375,929	管理経費の増	63,011,000	83,169,554	20,158,554	管理経費の増
その他支出	-	-	-		-	-	-		-	-	-	
計	7,794,370,000	4,258,531,692	△3,535,838,308		18,117,737,000	9,075,680,716	△9,042,056,284		25,912,107,000	13,334,212,408	△12,577,894,592	

(注)損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1)貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2)運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3)一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和 4 事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(一般勘定)		(単位:円)							
区 分	生産性向上業務				新事業展開・創業支援業務				
	一般経理				一般経理				
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	
収入									
政府出資金	-	-	-		20,000,000,000	20,000,000,000	-		
運営費交付金	209,385,765,000	205,599,786,846	△3,785,978,154		2,891,326,000	7,402,566,263	4,511,240,263	運営費交付金収入受入実績の増	
その他の補助金等	2,110,000,000	-	△2,110,000,000	国による生産性革命推進事業(精算型)の翌事業年度への繰越による減	680,084,103,000	1,292,389,310,533	612,305,207,533	国による事業再構築補助金の前事業年度補正分入金による増	
借入金等	130,814,000	130,758,000	△56,000		-	-	-		
貸付等回収金	7,562,442,000	16,067,038,293	8,504,596,293	高度化貸付金の回収実績の増	32,956,779,000	29,171,932,676	△3,784,846,324	ファンド出資金の回収実績の減	
貸付金利息	288,751,000	628,697,210	339,946,210	高度化貸付金利息の増	-	-	-		
業務収入	903,778,000	1,284,367,277	380,589,277	過年度前払金の回収実績の増	1,156,726,000	1,032,050,747	△124,675,253	不動産賃貸事業収入等の減	
運用収入	-	7,500,000	7,500,000	配当金の増	-	6,535,000	6,535,000	配当金の増	
受託収入	283,472,000	311,794,223	28,322,223		-	-	-		
その他収入	-	641,703,402	641,703,402	償却債権取立益の増	-	6,150,754	6,150,754	雑益の増	
計	220,665,022,000	224,671,645,251	4,006,623,251		737,088,934,000	1,350,008,545,973	612,919,611,973		
支出									
業務経費	215,164,058,000	183,329,479,936	△31,834,578,064	生産性革命推進事業の実績の減	1,802,834,206,000	509,403,379,849	△1,293,430,826,151	事業再構築補助金の実績の減	
貸付金	9,957,433,000	7,714,863,000	△2,242,570,000	高度化貸付金の貸付実績の減	-	-	-		
出資金	-	-	-		26,313,182,000	23,295,424,651	△3,017,757,349	ファンド出資実績の減	
受託経費	283,472,000	360,023,987	76,551,987	受託経費の増	-	-	-		
借入金等償還	316,821,000	189,963,000	△126,858,000	高度化貸付の借入金償還の減	-	-	-		
一般管理費	678,408,000	855,441,595	177,033,595	管理経費の増	355,027,000	511,384,065	156,357,065	管理経費の増	
その他支出	-	-	-		-	-	-		
計	226,400,192,000	192,449,771,518	△33,950,420,482		1,829,502,415,000	533,210,188,565	△1,296,292,226,435		

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和 4 事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	経営環境変化対応業務							
	一般経理				復興特別経理			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
政府出資金	-	-	-		-	-	-	
運営費交付金	2,078,743,000	1,766,090,680	△312,652,320	運営費交付金収入受入実績の減	450,923,000	450,923,000	-	
その他の補助金等	5,063,852,000	5,035,845,415	△28,006,585		-	-	-	
借入金等	-	-	-		-	-	-	
貸付等回収金	9,622,738,000	4,203,220,002	△5,419,517,998	ファンド出資金の回収実績の減	128,202,000	286,118,650	157,916,650	高度化貸付金の回収実績の増
貸付金利息	-	-	-		-	-	-	
業務収入	-	3,537,032,957	3,537,032,957	過年度前払金の回収実績の増	-	-	-	
運用収入	-	-	-		-	10,227	10,227	利息収入の増
受託収入	-	-	-		-	-	-	
その他収入	-	-	-		4,090,000	1,615,857	△2,474,143	雑益の減
計	16,765,333,000	14,542,189,054	△2,223,143,946		583,215,000	738,667,734	155,452,734	
支出								
業務経費	379,721,427,000	269,969,329,909	△109,752,097,091	新型コロナウイルス感染症特別利子補給補助金の実績の減	815,964,000	380,990,118	△434,973,882	交付金事業等の実績の減
貸付金	-	-	-		-	-	-	
出資金	4,291,461,000	2,367,356,721	△1,924,104,279	ファンド出資実績の減	-	-	-	
受託経費	-	-	-		-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		-	-	-	
一般管理費	103,425,000	143,926,735	40,501,735	管理経費の増	20,314,000	18,364,404	△1,949,596	
その他支出	-	-	-		-	-	-	
計	384,116,313,000	272,480,613,365	△111,635,699,635		836,278,000	399,354,522	△436,923,478	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和 4 事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(一般勘定)								
区 分	経営環境変化対応業務							
	特定出資経理				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
政府出資金	-	-	-		-	-	-	
運営費交付金	-	-	-		2,529,666,000	2,217,013,680	△312,652,320	運営費交付金収入受入実績の減
その他の補助金等	-	-	-		5,063,852,000	5,035,845,415	△28,006,585	
借入金等	-	-	-		-	-	-	
貸付等回収金	945,000,000	417,413,117	△527,586,883	ファンド出資金の回収実績の減	10,695,940,000	4,906,751,769	△5,789,188,231	ファンド出資金の回収実績の減
貸付金利息	-	-	-		-	-	-	
業務収入	-	-	-		-	3,537,032,957	3,537,032,957	過年度前払金の回収実績の増
運用収入	-	-	-		-	10,227	10,227	利息収入の増
受託収入	-	-	-		-	-	-	
その他収入	-	-	-		4,090,000	1,615,857	△2,474,143	雑益の減
計	945,000,000	417,413,117	△527,586,883		18,293,548,000	15,698,269,905	△2,595,278,095	
支出								
業務経費	26,953,000	56,758,114	29,805,114	事業実績の増	380,564,344,000	270,407,078,141	△110,157,265,859	新型コロナウイルス感染症特別利子補給補助金の実績の減
貸付金	-	-	-		-	-	-	
出資金	9,572,131,000	5,928,349,828	△3,643,781,172	ファンド出資実績の減	13,863,592,000	8,295,706,549	△5,567,885,451	ファンド出資実績の減
受託経費	-	-	-		-	-	-	
借入金等償還	-	-	-		-	-	-	
一般管理費	2,256,000	7,206,796	4,950,796	管理経費の増	125,995,000	169,497,935	43,502,935	管理経費の増
その他支出	-	-	-		-	-	-	
計	9,601,340,000	5,992,314,738	△3,609,025,262		394,553,931,000	278,872,282,625	△115,681,648,375	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和 4 事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(一般勘定)

(単位:円)

区 分	共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
政府出資金	-	-	-		20,000,000,000	20,000,000,000	-	
運営費交付金	-	-	-		216,298,759,000	216,298,759,000	-	
その他の補助金等	-	-	-		687,257,955,000	1,297,425,155,948	610,167,200,948	国による事業再構築補助金の前事業年度補正分入金による増
借入金等	-	-	-		130,814,000	130,758,000	△56,000	
貸付等回収金	-	-	-		51,215,161,000	50,390,792,668	△824,368,332	
貸付金利息	-	-	-		288,751,000	628,697,210	339,946,210	高度化運用益返還の増
業務収入	-	-	-		2,060,504,000	5,853,450,981	3,792,946,981	過年度前払金の回収実績の増
運用収入	103,329,000	204,719,826	101,390,826	利息収入の増	103,329,000	218,765,053	115,436,053	利息収入の増
受託収入	-	-	-		283,472,000	311,794,223	28,322,223	
その他収入	123,439,000	145,686,063	22,247,063	雑益の増	127,529,000	806,163,813	678,634,813	償却債権取立益及び雑益の増
計	226,768,000	350,405,889	123,637,889		977,766,274,000	1,592,064,336,896	614,298,062,896	
支出								
業務経費	-	-	-		2,400,276,559,000	964,224,403,849	△1,436,052,155,151	新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業の減
貸付金	-	-	-		9,957,433,000	7,714,863,000	△2,242,570,000	高度化貸付金の貸付実績の減
出資金	-	-	-		64,311,919,000	43,757,708,131	△20,554,210,869	ファンド出資実績の減
受託経費	-	-	-		283,472,000	360,023,987	76,551,987	受託経費の増
借入金等償還	-	-	-		316,821,000	189,963,000	△126,858,000	高度化貸付の借入金償還の減
一般管理費	-	-	-		1,222,441,000	1,619,493,149	397,052,149	管理経費の増
その他支出	-	-	-		-	-	-	
計	-	-	-		2,476,368,645,000	1,017,866,455,116	△1,458,502,189,884	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
- (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
- (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和4事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

区 分	新事業展開・創業支援業務				経営環境変化対応業務			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
業務収入	59,385,000	33,708,033	△25,676,967	債務保証料収入の減	7,580,000	-	△7,580,000	債務保証実績なし
計	59,385,000	33,708,033	△25,676,967		7,580,000	-	△7,580,000	
支出								
業務経費	76,513,000	71,533,303	△4,979,697	事業実績の減	30,195,000	14,928,685	△15,266,315	事業実績の減
代位弁済費	246,631,000	-	△246,631,000	保証履行実績なし	59,708,000	-	△59,708,000	保証履行実績なし
一般管理費	9,521,000	11,000,304	1,479,304	管理部門の経費負担の増	3,879,000	2,295,715	△1,583,285	管理部門の経費負担の減
計	332,665,000	82,533,607	△250,131,393		93,782,000	17,224,400	△76,557,600	

区 分	共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入								
業務収入	-	-	-		66,965,000	33,708,033	△33,256,967	債務保証料収入の減
運用収入	14,724,000	17,316,221	2,592,221	利息収入の増	14,724,000	17,316,221	2,592,221	利息収入の増
その他収入	1,238,000	637,623	△600,377	雑益の減	1,238,000	637,623	△600,377	雑益の減
計	15,962,000	17,953,844	1,991,844		82,927,000	51,661,877	△31,265,123	
支出								
業務経費	-	-	-		106,708,000	86,461,988	△20,246,012	事業実績の減
代位弁済費	-	-	-		306,339,000	-	△306,339,000	保証履行実績なし
一般管理費	-	-	-		13,400,000	13,296,019	△103,981	管理部門の経費負担の減
計	-	-	-		426,447,000	99,758,007	△326,688,993	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

- (1) 業務収入は、損益計算書の債務保証料収入額に求償権回収額及び受取配当金を加算した額を記載しております。
(2) 代位弁済費は、保証債務の履行金額を記載しており、貸借対照表の求償権に記載しております。
(3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和4事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(施設整備等勘定)

(単位:円)

区 分	新事業展開・創業支援業務			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
貸付等回収金	3,960,000	3,960,000	-	
貸付金利息	279,000	279,405	405	
業務収入	1,179,222,000	1,102,169,457	△77,052,543	
運用収入	9,535,000	13,501,590	3,966,590	有価証券利息の増
その他収入	4,912,000	128,769,756	123,857,756	関係会社株式の売却による増
計	1,197,908,000	1,248,680,208	50,772,208	
支出				
業務経費	975,770,000	984,537,807	8,767,807	
一般管理費	37,133,000	47,354,124	10,221,124	管理部門の経費負担の増
その他支出	-	559,416,000	559,416,000	不要財産に係る国庫納付の増
計	1,012,903,000	1,591,307,931	578,404,931	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和4事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

区 分	経営環境変化対応業務				区 分	経営環境変化対応業務			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考		予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入					収入				
運営費交付金	-	-	-		運営費交付金	-	-	-	
借入金等	-	-	-		借入金等	△314,707,140,000	△329,616,863,829	△14,909,723,829	
貸付等回収金	310,706,210,000	324,231,873,426	13,525,663,426		貸付等回収金	△310,706,210,000	△324,231,873,426	△13,525,663,426	
貸付金利息	67,470,000	97,934,277	30,464,277	他経理からの貸付金利息の増	貸付金利息	△67,470,000	△97,934,277	△30,464,277	他経理からの貸付金利息の増
業務収入	749,917,860,000	785,248,145,520	35,330,285,520		業務収入	-	-	-	
運用収入	69,777,867,000	69,876,619,965	98,752,965		運用収入	-	-	-	
その他収入	2,645,695,000	1,881,658,000	△764,037,000	雑収入の減	その他収入	-	-	-	
他経理より受入	-	-	-		他経理より受入	△6,483,815,000	△7,339,705,712	△855,890,712	資金融通に伴う他経理からの受入額の増
計	1,133,115,102,000	1,181,336,231,188	48,221,129,188		計	△631,964,635,000	△661,286,377,244	△29,321,742,244	
支出					支出				
業務経費	570,578,860,000	566,796,696,487	△3,782,163,513		業務経費	-	-	-	
貸付金	314,707,140,000	329,616,863,829	14,909,723,829		貸付金	△314,707,140,000	△329,616,863,829	△14,909,723,829	
借入金等償還	-	-	-		借入金等償還	△310,706,210,000	△324,231,873,426	△13,525,663,426	
支払利息	-	-	-		支払利息	△67,470,000	△97,934,277	△30,464,277	他経理への借入金利息の増
一般管理費	-	-	-		一般管理費	-	-	-	
他経理へ繰入	6,483,815,000	7,339,705,712	855,890,712	資金融通に伴う他経理への繰入額の増	他経理へ繰入	△6,483,815,000	△7,339,705,712	△855,890,712	資金融通に伴う他経理への繰入額の増
計	891,769,815,000	903,753,266,028	11,983,451,028		計	△631,964,635,000	△661,286,377,244	△29,321,742,244	

区 分	経営環境変化対応業務				区 分	経営環境変化対応業務			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考		予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入					収入				
運営費交付金	-	-	-		運営費交付金	1,215,334,000	1,215,334,000	-	
借入金等	647,828,805,000	643,540,845,622	△4,287,959,378		借入金等	333,121,665,000	313,923,981,793	△19,197,683,207	他勘定からの借入金の減
貸付等回収金	306,554,528,000	311,672,830,244	5,118,302,244		貸付等回収金	306,554,528,000	311,672,830,244	5,118,302,244	
貸付金利息	3,890,434,000	3,971,264,672	80,830,672		貸付金利息	3,890,434,000	3,971,264,672	80,830,672	
業務収入	-	-	-		業務収入	749,917,860,000	785,248,145,520	35,330,285,520	
運用収入	1,000	699	△301	利息収入の減	運用収入	69,812,732,000	69,906,828,093	94,096,093	
その他収入	1,504,000	1,413,373	△90,627		その他収入	2,653,949,000	1,890,799,271	△763,149,729	雑収入の減
他経理より受入	-	-	-		他経理より受入	-	-	-	
計	958,275,272,000	959,186,354,610	911,082,610		計	1,467,166,502,000	1,487,829,183,593	20,662,681,593	
支出					支出				
業務経費	2,268,290,000	2,675,378,699	407,088,699	事業実績の増	業務経費	580,358,271,000	577,795,798,970	△2,562,472,030	
貸付金	302,374,195,000	313,276,580,000	10,902,385,000		貸付金	302,374,195,000	313,276,580,000	10,902,385,000	
借入金等償還	652,572,803,000	642,098,466,418	△10,474,336,582		借入金等償還	341,866,593,000	317,866,592,992	△24,000,000,008	
支払利息	1,053,011,000	1,355,572,092	302,561,092	他勘定からの借入金利息の増	支払利息	985,541,000	1,257,637,815	272,096,815	他勘定からの借入金利息の増
一般管理費	27,576,000	33,712,650	6,136,650	管理経費の増	一般管理費	150,288,000	234,079,540	83,791,540	管理経費の増
他経理へ繰入	-	-	-		他経理へ繰入	-	-	-	
計	958,295,875,000	959,439,709,859	1,143,834,859		計	1,225,734,888,000	1,210,430,689,317	△15,304,198,683	

区 分	経営環境変化対応業務			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入				
運営費交付金	1,215,334,000	1,215,334,000	-	
借入金等	-	-	-	
貸付等回収金	-	-	-	
貸付金利息	-	-	-	
業務収入	-	-	-	
運用収入	34,864,000	30,207,429	△4,656,571	利息収入の減
その他収入	6,750,000	7,727,898	977,898	雑益の増
他経理より受入	6,483,815,000	7,339,705,712	855,890,712	資金融通に伴う他経理からの受入額の増
計	7,740,763,000	8,592,975,039	852,212,039	
支出				
業務経費	7,511,121,000	8,323,723,784	812,602,784	事業実績の増
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	122,712,000	200,366,890	77,654,890	管理経費の増
他経理へ繰入	-	-	-	
計	7,633,833,000	8,524,090,674	890,257,674	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要
 (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金の当期減少額及び当期増加額であります。
 (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
 (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和4事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

区 分	経営環境変化対応業務				区 分	経営環境変化対応業務			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考		予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入					収入				
運営費交付金	-	-	-		運営費交付金	-	-	-	
貸付等回収金	388,414,678,000	368,025,234,038	△20,389,443,962		貸付等回収金	-	-	-	
貸付金利息	1,354,588,000	1,690,193,091	335,605,091	貸付金利息の増	貸付金利息	-	-	-	
業務収入	398,721,981,000	418,670,486,820	19,948,505,820		業務収入	-	-	-	
運用収入	3,317,517,000	3,358,082,532	40,565,532		運用収入	-	-	-	
その他収入	61,078,000	99,002,303	37,924,303	雑収入の増	その他収入	-	-	-	
他経理より受入	-	-	-		他経理より受入	△5,673,691,000	△6,611,616,711	△937,925,711	資金融通に伴う他経理からの受入額の増
計	791,869,842,000	791,842,998,784	△26,843,216		計	△5,673,691,000	△6,611,616,711	△937,925,711	
支出					支出				
業務経費	149,626,783,000	172,017,312,139	22,390,529,139	解約手当金の増	業務経費	-	-	-	
貸付金	43,577,750,000	56,720,100,000	13,142,350,000	貸付実績の増	貸付金	-	-	-	
他勘定貸付金	333,121,665,000	313,923,981,793	△19,197,683,207		他勘定貸付金	-	-	-	
一般管理費	-	-	-		一般管理費	-	-	-	
他経理へ繰入	5,673,691,000	6,611,616,711	937,925,711	資金融通に伴う他経理への繰入額の増	他経理へ繰入	△5,673,691,000	△6,611,616,711	△937,925,711	資金融通に伴う他経理への繰入額の増
計	531,999,889,000	549,273,010,643	17,273,121,643		計	△5,673,691,000	△6,611,616,711	△937,925,711	

区 分	経営環境変化対応業務				区 分	経営環境変化対応業務			
	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考		予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
収入					収入				
運営費交付金	1,279,667,000	1,279,667,000	-		運営費交付金	1,279,667,000	1,279,667,000	-	
貸付等回収金	-	-	-		貸付等回収金	388,414,678,000	368,025,234,038	△20,389,443,962	
貸付金利息	-	-	-		貸付金利息	1,354,588,000	1,690,193,091	335,605,091	貸付金利息の増
業務収入	-	-	-		業務収入	398,721,981,000	418,670,486,820	19,948,505,820	
運用収入	194,575,000	195,542,498	967,498		運用収入	3,512,092,000	3,553,625,030	41,533,030	
その他収入	6,505,000	6,062,486	△442,514		その他収入	67,583,000	105,064,789	37,481,789	雑収入の増
他経理より受入	5,673,691,000	6,611,616,711	937,925,711	資金融通に伴う他経理からの受入額の増	他経理より受入	-	-	-	
計	7,154,438,000	8,092,888,695	938,450,695		計	793,350,589,000	793,324,270,768	△26,318,232	
支出					支出				
業務経費	6,915,884,000	7,982,893,473	1,067,009,473	事業実績の増	業務経費	156,542,667,000	180,000,205,612	23,457,538,612	解約手当金の増
貸付金	-	-	-		貸付金	43,577,750,000	56,720,100,000	13,142,350,000	貸付実績の増
他勘定貸付金	-	-	-		他勘定貸付金	333,121,665,000	313,923,981,793	△19,197,683,207	
一般管理費	114,723,000	112,886,452	△1,836,548		一般管理費	114,723,000	112,886,452	△1,836,548	
他経理へ繰入	-	-	-		他経理へ繰入	-	-	-	
計	7,030,607,000	8,095,779,925	1,065,172,925		計	533,356,805,000	550,757,173,857	17,400,368,857	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要
 (1) 貸付等回収金及び貸付金は、貸借対照表の事業貸付金等の当期減少額及び当期増加額であります。
 (2) 運用収入は損益計算書上、資産運用収入及び財務収益に含めて表示しております。
 (3) 一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

**令和4事業年度
決算報告書**
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(出資承継勘定)

(単位:円)

区 分	生産性向上業務			備 考
	予 算 額	決 算 額	差 額	
収入				
業務収入	7,020,000	7,020,000	-	
運用収入	11,402,000	11,399,193	△2,807	
その他収入	38,000	24,780	△13,220	雑益の減
計	18,460,000	18,443,973	△16,027	
支出				
業務経費	6,541,000	4,236,305	△2,304,695	事業実績の減
一般管理費	579,000	591,673	12,673	
計	7,120,000	4,827,978	△2,292,022	

(注) 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の相違の概要

一般管理費については、損益計算書上の一般管理費から地域本部企画調整課等に要した経費を除いた額を計上しております。

損益計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

経常費用

事業承継・引継ぎ促進業務費

出資金損失	1,247,541,758	
役員給	2,883,867	
給与賞与諸手当	187,960,107	
法定福利費	26,223,324	
賞与引当金繰入額	20,390,467	
退職給付費用	11,729,883	
減価償却費	6,550,043	
業務委託費・報酬費	268,024,575	
諸謝金	292,257,642	
その他事業承継・引継ぎ促進業務費	134,525,417	2,198,087,083

生産性向上業務費

助成金	171,683,771,513	
関係会社株式評価損	114,725,214	
国庫返還金	1,744	
役員給	26,999,833	
給与賞与諸手当	1,998,330,867	
法定福利費	330,207,411	
賞与引当金繰入額	199,547,863	
退職給付費用	116,814,729	
減価償却費	211,684,245	
その他生産性向上業務費	7,995,024,461	182,677,107,880

新事業展開・創業支援業務費

助成金	399,693,173,337	
不動産賃貸事業原価	1,649,155,053	
保証債務損失引当金繰入	139,502,276	
貸倒引当金繰入	99,912	
国庫返還金	37,018,525	
役員給	18,874,614	
給与賞与諸手当	1,284,521,634	
法定福利費	200,092,396	
賞与引当金繰入額	134,082,357	
退職給付費用	74,453,689	
減価償却費	185,880,644	
その他新事業展開・創業支援業務費	19,490,881,245	422,907,735,682

経営環境変化対応業務費(再生等)

助成金	1,099,630,949	
出資金損失	156,239,000	
利子補給金	254,848,249,172	
国庫返還金	9,524,981	
貸倒引当金繰入	225,381,007	
役員給	6,000,449	
給与賞与諸手当	415,044,446	
法定福利費	68,663,715	
賞与引当金繰入額	45,570,773	
退職給付費用	26,166,386	
減価償却費	33,043,127	
その他経営環境変化対応業務費(再生等)	4,342,631,777	261,276,145,782

別紙4

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)

(単位:円)

損益計算書			
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)			
経営環境変化対応業務費(共済)			
共済金	533,317,454,110		
解約手当金	196,401,361,535		
責任準備金繰入	373,101,163,036		
貸倒引当金繰入	1,283,126,476		
倒産防止共済基金繰入	246,766,437,760		
役員給	10,718,285		
給与賞与諸手当	876,601,692		
法定福利費	177,504,976		
賞与引当金繰入額	80,031,194		
退職給付費用	45,132,411		
減価償却費	416,507,530		
その他経営環境変化対応業務費(共済)	54,030,643,509	1,406,506,682,514	
一般管理費			
役員給	102,614,805		
給与賞与諸手当	1,218,647,024		
法定福利費	275,748,681		
賞与引当金繰入額	152,705,666		
退職給付費用	76,939,246		
減価償却費	252,421,525		
業務委託費・報酬費	1,096,160,853		
賃借料	1,049,650,790		
保守修繕費	551,820,321		
その他一般管理費	844,443,419	5,621,152,330	
財務費用			
支払利息	1,649,249	1,649,249	
経常費用合計			2,281,188,560,520

損益計算書		
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
経常収益		
運営費交付金収益	(注)	190,484,017,076
資産見返運営費交付金戻入	(注)	136,216,181
資産見返補助金等戻入	(注)	130,129,051
補助金等収益	(注)	675,401,812,577
貸付金利息収入		5,046,247,095
出資金収益		10,138,771,488
指導研修事業収入		
大学校関係事業収入	864,774,747	
その他指導研修事業収入	114,342,716	979,117,463
不動産関係事業収入		
不動産販売事業収入	3,485,751	
不動産賃貸事業収入	1,967,644,370	
用地管理収入	5,474,600	1,976,604,721
受託収入		
国又は地方公共団体からの受託収入	215,928,988	
その他からの受託収入	95,865,235	311,794,223
債務保証料収入		17,073,633
共済事業掛金等収入		1,203,918,632,340
資産運用収入		77,839,133,861
雑収入		1,974,283,870
財源措置予定額収益	(注)	334,232,499
賞与引当金見返に係る収益	(注)	506,080,759
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	265,264,716
財務収益		
受取利息	72,013,509	
有価証券利息	398,764,174	470,777,683
雑益		415,705,959
経常収益合計		2,170,345,895,195
経常損失		110,842,665,325
臨時損失		
固定資産除却損		6,667,704
減損損失		16,797,240
関係会社株式処分損		112,551,742
完済手当金準備基金繰入		323,317,724
異常危険準備基金繰入		1,510,027
臨時損失合計		460,844,437
臨時利益		
関係会社株式売却益		125,963,924
関係会社株式評価損戻入益		117,829,357
貸倒引当金戻入益		2,273,843,420
償却債権取立益		135,070,171
臨時利益合計		2,652,706,872
税引前当期純損失		108,650,802,890
法人税、住民税及び事業税		37,562,000
当期純損失		108,688,364,890
前中期目標期間繰越積立金取崩額	(注)	117,650,885,634
当期総利益		8,962,520,744

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

経常費用

事業承継・引継ぎ促進業務費

出資金損失	1,247,541,758	
役員給	2,883,867	
給与賞与諸手当	187,960,107	
法定福利費	26,223,324	
賞与引当金繰入額	20,390,467	
退職給付費用	11,729,883	
減価償却費	6,550,043	
業務委託費・報酬費	268,024,575	
諸謝金	292,257,642	
その他事業承継・引継ぎ促進業務費	134,525,417	2,198,087,083

生産性向上業務費

助成金	171,683,771,513	
関係会社株式評価損	109,886,136	
国庫返還金	1,744	
役員給	26,980,294	
給与賞与諸手当	1,996,558,104	
法定福利費	329,951,213	
賞与引当金繰入額	199,399,064	
退職給付費用		
減価償却費	211,684,245	
その他生産性向上業務費	7,994,429,687	182,669,389,717

新事業展開・創業支援業務費

助成金	399,693,173,337	
不動産賃貸事業原価	846,634,088	
貸倒引当金繰入	99,912	
国庫返還金	37,018,525	
役員給	16,994,875	
給与賞与諸手当	1,148,747,975	
法定福利費	176,152,951	
賞与引当金繰入額	120,624,697	
退職給付費用	66,909,279	
減価償却費	185,880,644	
その他新事業展開・創業支援業務費	19,357,784,224	421,650,020,507

経営環境変化対応業務費

助成金	1,099,630,949	
出資金損失	156,239,000	
利子補給金	254,848,249,172	
国庫返還金	9,524,981	
貸倒引当金繰入	225,381,007	
役員給	5,933,322	
給与賞与諸手当	408,928,311	
法定福利費	67,736,917	
賞与引当金繰入額	45,034,863	
退職給付費用	25,831,072	
減価償却費	33,043,127	
その他経営環境変化対応業務費	4,340,314,910	261,265,847,631

一般管理費

役員給	82,878,798	
給与賞与諸手当	995,270,714	
法定福利費	222,578,760	
賞与引当金繰入額	123,668,556	
退職給付費用	62,264,244	
減価償却費	252,421,525	
業務委託費・報酬費	884,287,942	
賃借料	875,365,665	
保守修繕費	442,665,123	
その他一般管理費	688,645,268	4,630,046,595

財務費用

支払利息	1,395,085	1,395,085
------	-----------	-----------

経常費用合計

872,414,786,618

(一般勘定)

(単位:円)

損益計算書		
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
経常収益		
運営費交付金収益	(注)	188,645,299,566
資産見返運営費交付金戻入	(注)	124,640,001
資産見返補助金等戻入	(注)	130,101,983
補助金等収益	(注)	675,401,812,577
貸付金利息収入		628,697,210
出資金収益		10,138,771,488
指導研修事業収入		
大学校関係事業収入	864,774,747	
その他指導研修事業収入	<u>114,342,716</u>	979,117,463
不動産関係事業収入		
不動産賃貸事業収入	924,617,411	
用地管理収入	<u>5,474,600</u>	930,092,011
受託収入		
国又は地方公共団体からの受託収入	215,928,988	
その他からの受託収入	<u>95,865,235</u>	311,794,223
資産運用収入		14,035,000
賞与引当金見返に係る収益	(注)	416,651,353
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	218,495,466
財務収益		
受取利息	71,877,652	
有価証券利息	<u>132,852,401</u>	204,730,053
雑益		441,165,775
経常収益合計		<u>878,585,404,169</u>
経常利益		6,170,617,551
臨時損失		
固定資産除却損		6,251,283
関係会社株式処分損		<u>112,551,742</u>
臨時損失合計		118,803,025
臨時利益		
関係会社株式評価損戻入益		97,530,578
貸倒引当金戻入益		2,254,863,391
償却債権取立益		<u>128,693,738</u>
臨時利益合計		<u>2,481,087,707</u>
税引前当期純利益		8,532,902,233
法人税、住民税及び事業税		<u>33,171,100</u>
当期純利益		8,499,731,133
前中期目標期間繰越積立金取崩額	(注)	<u>338,227,745</u>
当期総利益		<u><u>8,837,958,878</u></u>

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

経常費用			
新事業展開・創業支援業務費			
保証債務損失引当金繰入	139,502,276		
役員給	375,336		
給与賞与諸手当	31,406,213		
法定福利費	4,691,192		
賞与引当金繰入額	2,835,629		
退職給付費用	1,707,847		
その他新事業展開・創業支援業務費	11,071,743	191,590,236	
経営環境変化対応業務費			
役員給	67,127		
給与賞与諸手当	6,116,135		
嘱託・臨時職員給与	617,260		
法定福利費	926,798		
賞与引当金繰入額	535,910		
退職給付費用	335,314		
賃借料	1,325,813		
その他経営環境変化対応業務費	373,794	10,298,151	
一般管理費			
役員給	675,192		
給与賞与諸手当	6,933,293		
嘱託・臨時職員給与	1,838,842		
法定福利費	1,753,764		
賞与引当金繰入額	942,347		
退職給付費用	487,437		
業務委託費・報酬費	6,954,663		
賃借料	4,559,027		
保守修繕費	3,804,764		
雑費	2,005,543		
その他一般管理費	2,996,081	32,950,953	
経常費用合計			234,839,340
経常収益			
債務保証料収入		17,073,633	
資産運用収入		5,760,000	
財務収益			
受取利息	42,104		
有価証券利息	17,274,117	17,316,221	
雑益		637,623	
経常収益合計			40,787,477
経常損失			194,051,863
臨時利益			
貸倒引当金戻入益		10,874,400	
臨時利益合計			10,874,400
税引前当期純損失			183,177,463
法人税、住民税及び事業税		29,260	
当期純損失			183,206,723
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (注)		197,146,578	
当期総利益			13,939,855

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

別紙4

(施設整備等勘定)

(単位:円)

損益計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

経常費用			
新事業展開・創業支援業務費			
不動産賃貸事業原価	802,520,965		
役員給	1,504,403		
給与賞与諸手当	104,367,446		
法定福利費	19,248,253		
賞与引当金繰入額	10,622,031		
退職給付費用	5,836,563		
その他新事業展開・創業支援業務費	122,026,867	1,066,126,528	
一般管理費			
役員給	2,344,246		
給与賞与諸手当	30,525,655		
法定福利費	6,597,428		
賞与引当金繰入額	3,708,986		
退職給付費用	1,816,963		
業務委託費・報酬費	25,995,087		
賃借料	28,512,934		
保守修繕費	11,978,389		
その他一般管理費	22,742,399	134,222,087	
経常費用合計			1,200,348,615
経常収益			
貸付金利息収入		279,405	
不動産関係事業収入			
不動産販売事業収入	3,485,751		
不動産賃貸事業収入	1,043,026,959	1,046,512,710	
資産運用収入		1,920,000	
財務収益			
受取利息	19,072		
有価証券利息	11,562,518	11,581,590	
雑益		2,805,832	
経常収益合計			1,063,099,537
経常損失			137,249,078
臨時損失			
固定資産除却損		416,417	
減損損失		16,797,240	
臨時損失合計			17,213,657
臨時利益			
関係会社株式売却益		125,963,924	
関係会社株式評価損戻入益		20,298,779	
貸倒引当金戻入益		8,105,629	
臨時利益合計			154,368,332
税引前当期純損失			94,403
法人税、住民税及び事業税			1,860,126
当期純損失			1,954,529
当期総損失			1,954,529

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

経常費用

経営環境変化対応業務費

共済金	533,317,454,110	
責任準備金繰入	373,101,163,036	
役員給	6,795,092	
給与賞与諸手当	529,449,656	
法定福利費	97,940,894	
賞与引当金繰入額	49,459,825	
退職給付費用	27,903,586	
減価償却費	250,158,608	
その他経営環境変化対応業務費	75,564,085,585	982,944,410,392

一般管理費

役員給	10,628,316	
給与賞与諸手当	119,828,185	
法定福利費	28,192,208	
賞与引当金繰入額	15,409,268	
退職給付費用	7,863,728	
業務委託費・報酬費	111,240,887	
賃借料	94,402,257	
保守修繕費	56,807,366	
雑費	29,326,208	
その他一般管理費	75,030,720	548,729,143

財務費用

支払利息	138,925	138,925
------	---------	---------

経常費用合計		983,493,278,460
--------	--	-----------------

経常収益

運営費交付金収益	(注)	958,462,293
資産見返運営費交付金戻入	(注)	9,151,775
資産見返補助金等戻入	(注)	25,985
貸付金利息収入		3,971,264,672
共済事業掛金等収入		785,248,145,520
資産運用収入		74,452,316,329
雑収入		1,881,658,000
賞与引当金見返に係る収益	(注)	54,441,419
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	28,522,889

財務収益

受取利息	24,524	
有価証券利息	30,183,604	30,208,128

雑益

		9,141,271
--	--	-----------

経常収益合計		866,643,338,281
--------	--	-----------------

経常損失		116,849,940,179
------	--	-----------------

臨時損失

固定資産除却損		4
臨時損失合計		4

税引前当期純損失		116,849,940,183
----------	--	-----------------

法人税、住民税及び事業税		2,039,168
--------------	--	-----------

当期純損失		116,851,979,351
-------	--	-----------------

前中期目標期間繰越積立金取崩額	(注)	117,078,979,282
-----------------	-----	-----------------

当期総利益		226,999,931
-------	--	-------------

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

経常費用

経営環境変化対応業務費

解約手当金	170,216,741,483	
貸倒引当金繰入	1,283,126,476	
倒産防止共済基金繰入	246,766,437,760	
役員給	3,923,193	
給与賞与諸手当	347,152,036	
法定福利費	79,564,082	
賞与引当金繰入額	30,571,369	
退職給付費用	17,228,825	
減価償却費	166,348,922	
その他経営環境変化対応業務費	5,895,365,259	424,806,459,405

一般管理費

役員給	6,057,469	
給与賞与諸手当	65,783,453	
嘱託・臨時職員給与	17,480,938	
法定福利費	16,553,390	
賞与引当金繰入額	8,944,488	
退職給付費用	4,488,872	
業務委託費・報酬費	67,411,313	
賃借料	46,633,282	
保守修繕費	36,416,442	
雑費	19,092,834	
その他一般管理費	29,134,379	317,996,860

財務費用

支払利息	115,239	115,239
------	---------	---------

経常費用合計

425,124,571,504

経常収益

運営費交付金収益	(注)	880,255,217
資産見返運営費交付金戻入	(注)	2,424,405
資産見返補助金等戻入	(注)	1,083
貸付金利息収入		1,690,193,091
共済事業掛金等収入		418,670,486,820
資産運用収入		3,358,082,532
雑収入		92,625,870
財源措置予定額収益	(注)	334,232,499
賞与引当金見返に係る収益	(注)	34,987,987
退職給付引当金見返に係る収益	(注)	18,246,361

財務収益

受取利息	48,964	
有価証券利息	195,493,534	195,542,498

雑益

6,049,483

経常収益合計

425,283,127,846

経常利益

158,556,342

臨時損失

完済手当金準備基金繰入	323,317,724	
異常危険準備基金繰入	1,510,027	
臨時損失合計		324,827,751

臨時利益

償却債権取立益	6,376,433	
臨時利益合計		6,376,433

税引前当期純損失

159,894,976

法人税、住民税及び事業税

461,206

当期純損失

160,356,182

前中期目標期間繰越積立金取崩額

(注)

36,532,029

当期総損失

123,824,153

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(出資承継勘定)

(単位:円)

損益計算書		
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
経常費用		
生産性向上業務費		
投資有価証券評価損	0	
出資金損失	0	
関係会社株式評価損	4,839,078	
役員給	19,539	
給与賞与諸手当	1,772,763	
法定福利費	256,198	
賞与引当金繰入額	148,799	
退職給付費用	87,012	
賃借料		
その他生産性向上業務費	594,774	7,718,163
一般管理費		
役員給	30,784	
給与賞与諸手当	305,724	
嘱託・臨時職員給与	71,643	
法定福利費	73,131	
賞与引当金繰入額	32,021	
退職給付費用	18,002	
業務委託費・報酬費	270,961	
賃借料	177,625	
保守修繕費	148,237	
租税公課		
雑費	78,403	
その他一般管理費	117,377	1,323,908
雑損		0
経常費用合計		9,042,071
経常収益		
出資金収益		0
投資有価証券売却益		0
関係会社株式売却益		0
資産運用収入		7,020,000
財務収益		
受取利息	1,193	
有価証券利息	11,398,000	11,399,193
雑益		24,780
経常収益合計		18,443,973
経常利益		9,401,902
臨時損失		
関係会社株式売却損		0
関係会社株式処分損		0
厚生年金基金代行返上損		0
臨時損失合計		0
臨時利益		
関係会社株式評価損戻入益		0
賞与引当金戻入益		0
退職給付引当金戻入益		0
厚生年金基金代行返上益		0
臨時利益合計		0
税引前当期純利益		9,401,902
法人税、住民税及び事業税		1,140
当期純利益		9,400,762
当期総利益		9,400,762

行政コスト計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I 損益計算書上の費用

事業承継・引継ぎ促進業務費	2,198,087,083	
生産性向上業務費	182,677,107,880	
新事業展開・創業支援業務費	422,907,735,682	
経営環境変化対応業務費(再生等)	261,276,145,782	
経営環境変化対応業務費(共済)	1,406,506,682,514	
一般管理費	5,621,152,330	
財務費用	1,649,249	
臨時損失	136,016,686	
法人税、住民税及び事業税	37,562,000	
損益計算書上の費用合計	2,281,362,139,206	

II その他行政コスト

減価償却相当額	389,885,203	
減損損失相当額	68,690,000	
除売却差額相当額	△ 37,176,835	
その他行政コスト合計	421,398,368	

III 行政コスト

2,281,783,537,574

(一般勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書		
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
I 損益計算書上の費用		
事業承継・引継ぎ促進業務費	2,198,087,083	
生産性向上業務費	182,669,389,717	
新事業展開・創業支援業務費	421,650,020,507	
経営環境変化対応業務費	261,265,847,631	
一般管理費	4,630,046,595	
財務費用	1,395,085	
臨時損失	118,803,025	
法人税、住民税及び事業税	33,171,100	
損益計算書上の費用合計		872,566,760,743
II その他行政コスト		
減価償却相当額 (注)	387,447,948	
除売却差額相当額 (注)	△37,176,835	
その他行政コスト合計		350,271,113
III 行政コスト		872,917,031,856

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(産業基盤整備勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I 損益計算書上の費用	
新事業展開・創業支援業務費	191,590,236
経営環境変化対応業務費	10,298,151
一般管理費	32,950,953
法人税、住民税及び事業税	29,260
損益計算書上の費用合計	234,868,600
II 行政コスト	234,868,600

(施設整備等勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I 損益計算書上の費用		
新事業展開・創業支援業務費	1,066,126,528	
一般管理費	134,222,087	
臨時損失	17,213,657	
法人税、住民税及び事業税	1,860,126	
損益計算書上の費用合計	<u>1,219,422,398</u>	
II その他行政コスト		
減損損失相当額 (注)	68,690,000	
その他行政コスト合計	<u>68,690,000</u>	
III 行政コスト		<u><u>1,288,112,398</u></u>

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(小規模企業共済勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書		
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
I 損益計算書上の費用		
経営環境変化対応業務費	982,944,410,392	
一般管理費	548,729,143	
財務費用	138,925	
臨時損失	4	
法人税、住民税及び事業税	2,039,168	
損益計算書上の費用合計	983,495,317,632	
II その他行政コスト		
減価償却相当額 (注)	149,069	
その他行政コスト合計	149,069	
III 行政コスト		983,495,466,701

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(中小企業倒産防止共済勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書		
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
I 損益計算書上の費用		
経営環境変化対応業務費	424,806,459,405	
一般管理費	317,996,860	
財務費用	115,239	
法人税、住民税及び事業税	461,206	
損益計算書上の費用合計	425,125,032,710	
II その他行政コスト		
減価償却相当額 (注)	2,288,186	
その他行政コスト合計	2,288,186	
III 行政コスト		425,127,320,896

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

(出資承継勘定)

(単位:円)

行政コスト計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

I 損益計算書上の費用		
生産性向上業務費	7,718,163	
一般管理費	1,323,908	
法人税、住民税及び事業税	1,140	
損益計算書上の費用合計	<u>9,043,211</u>	9,043,211
II 行政コスト		<u><u>9,043,211</u></u>

目的積立金等の状況

【一般勘定】

(単位:百万円、%)

	令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	15,515	15,034	14,667	14,328	
目的積立金	-	-	-	-	
積立金	-	5,370	38,723	44,520	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-	-	
運営費交付金債務	360,837	705,375	676,059	702,884	
当期の運営費交付金交付額(a)	375,137	426,289	215,743	216,299	
うち年度末残高(b)	360,837	705,375	676,059	702,884	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	96.2%	165.5%	313.4%	325.0%	

【産業基盤整備勘定】

(単位:百万円、%)

	令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	682	604	491	294	
目的積立金	-	-	-	-	
積立金	-	30	65	66	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-	-	
運営費交付金債務	-	-	-	-	
当期の運営費交付金交付額(a)	-	-	-	-	
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	-	-	-	-	

【小規模企業共済勘定】

(単位:百万円、%)

	令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	147,072	147,055	147,038	29,959	
目的積立金	-	-	-	-	
積立金	-	869	420,590	432,857	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-	-	
運営費交付金債務	-	-	-	-	
当期の運営費交付金交付額(a)	3,055	2,431	1,823	1,215	
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0%	0%	0%	0%	

【中小企業倒産防止勘定】

(単位:百万円、%)

	令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	499	271	59	23	
目的積立金	-	-	-	-	
積立金	-	77	528	389	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-	-	
運営費交付金債務	-	-	-	-	
当期の運営費交付金交付額(a)	1,342	1,306	1,318	1,280	
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0%	0%	0%	0%	

(注1)「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」(平成30年3月30日総務省行政管理局)に基づく目的積立金等の状況を示す資料である。

(注2)施設整備等勘定及び出資承継勘定については該当しないため記載していない。